

【後段】 会議における報告



御殿場支部



富士岡支部



原里支部



玉穂支部



印野支部



高根支部



令和8年8月27日
御殿場市災害対策本部

【後段】 会議における報告



御殿場支部



富士岡支部



原里支部



玉穂支部



印野支部



高根支部



令和8年8月27日
御殿場市災害対策本部

令和8年度御殿場市総合防災訓練時程

別紙2

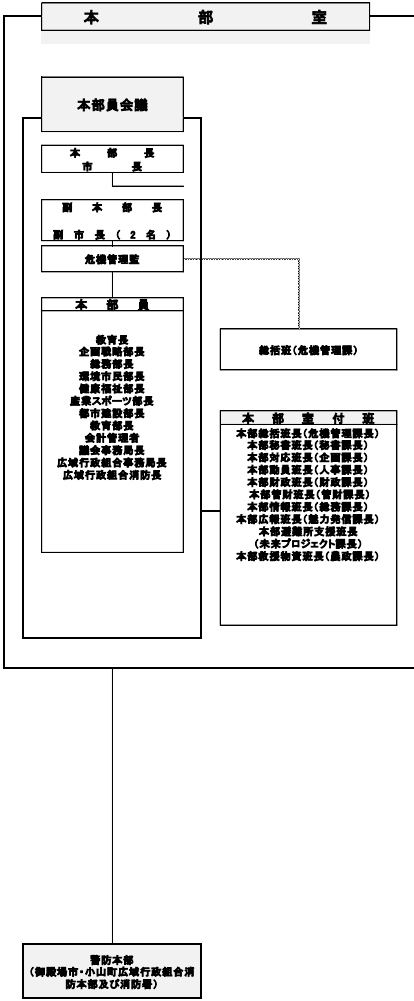
時 項 目		0 8				0 9				1 0				1 1			
		08:05 地震発生				09:30 余震発生											
業務全般		① 初動行動				②災害対策本部運営訓練(08:50～12:00)											
		③支部運営訓練(08:30～10:30)															
本部長・員等		連絡受 緊急登庁		第1回 会議参加		支部運営訓練視察、研業務確認・指導(本部員)						会議における報告受け		講 評			
市役所・広域	災対本部要員 (災対本部)	①初動行動 (08:05～08:30) 一般職員(支部・避難所派遣職員、消防団分団本部所属の職員除く。)はホットメール受信後所属内の情報伝達訓練を実施		②災害対策本部訓練(08:50～12:00)												市長講評 (各支部長含む。)	
	08:50～09:10(20') 【前段】 訓練概要の説明 第2回本部員会議 ●BCPの発動				09:15～10:50(95') 【中段】本部運営訓練 09:15～10:00(45') 被害情報等の流れ ●災対本部運営業務・被害状況の把握・情報の伝達、対応・処置、報告・通報 10:10～10:50(40') 機能別調整会議(市長による視察) ●被災者の救出調整、救出方針の決定 ●関係機関との機能別調整会議協定の再確認、応急対策方針の決定、運営上の課題、処置・対策 ●御殿場支部会議視察 ●被災者再建支援システムの運営				11:00～11:40(40') 【後段】会議における報告 (発災日～10日目を想定) ①発災当日の活動状況等の報告(総括) ②発災当日から復旧・復興期間に実施した活動状況報告・各班応急対策等の実施要領及び活動成果、問題点及び対策等								
	【実動訓練】(08:30～11:00) ●余震に応ずる対応行動 ●断水によるトイレ対応 ●応援班の行動																
関係機関																	
一般職員																	
地振セ・支所等	支部要員 (派遣職員)	①① 初動行動		②支部運営訓練(08:30～10:30)										【後段】会議における報告 支部長はZoomにより参加			
	08:30～10:00(90') 【前 段】(想定時間08:30～18:00) 災害情報の収集・処理訓練 (支部・区本部の開設、災害情報の把握)					10:00～10:30(30') 【後 段】(想定時間18:00～19:00) 災害情報に対する支部対策会議 (支部・避難所派遣職員、消防団分団本部、自主防災会)											
消防団 (分団本部所属の市職員含む。)																	
自主防災会																	
学校等		● 避難訓練・引渡し訓練など(各学校計画:8/下～9/上 実施) ● 建築物危険度判定のための調整(27日09:15～10:50)															

市長講評
(各支部長含む。)

【後段】本部員会議次第

- 1 目的
 発災初日の被害状況及び各班の災害応急活動の状況（主要処置・対策事項）について本部長に報告するとともに、今後の活動方針について指導を受ける。
 この際、災害救助法適用事務を考慮した活動報告に努める。
 - 2 発災当日の被害状況等
 - 【2日目朝】
 - (1) 市全般の被災状況 ①（本部情報班長）
 - (2) 各地区の被災状況 ②（各支部長）
 - 3 被災者の救出状況 ③（消防長、警防課長）
 - 4 災害救助法の適用について（●主務担当課） ④（救助班長）
 - 5 発災初日から10日間における活動状況
 - (1) 救護所の設置・運営状況（●医療・助産） ⑤（医療救護班長）
 - (2) 避難所（福祉避難所を含む。）の設置・運営状況（●避難所開設） ⑥（本部避難所支援班長）
 - (3) 応急危険度判定実施状況 ⑦（建築住宅班長）
 - (4) 帰宅困難者への対応状況 ⑧（帰宅困難者支援班長）
 - 【3日目朝】
 - (5) 職員の被害状況及び災害対策本部の再編成 ⑨（本部動員班長）
 - (6) 本部施設の被害・復旧状況 ⑩（本部管財班長）
 - 【4日目朝】
 - (7) 救援物資の受入・配分状況
 - 炊出しその他による食品の給与●被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑪（本部救援物資班長）
 - (8) 上水道の被害状況及び復旧状況（●飲料水の供給） ⑫（上水道班長）
 - (9) 下水道の被害状況及び復旧状況 ⑬（下水道班長）
 - 【5日目朝】
 - (10) 遺体収容所の開設・運営（●死体の処理、埋葬） ⑭（埋火葬班長）
 - (11) 災害ボランティア本部支援（●災害ボランティアセンターの設置・運営） ⑮（地域支援班長）
 - (12) 被害状況の調査及び罹災証明の発行 ⑯（調査記録班長）
 - 【6日目朝】
 - (13) 幹線道路等の啓開 ⑰（道路河川班長）
 - (14) 災害廃棄物の処理 ⑱（清掃衛生班長）
 - 【7日目朝】
 - (15) 各種相談窓口の設置 ⑲（市民相談班長）
 - 【8日目朝】
 - (16) 被災した住宅の応急修理（●住宅の応急修理） ⑳（建築住宅班長）
 - 【9日目朝】
 - (17) 被災後の応急教育（●学用品の供与） ㉑（学校教育班長）
 - 【10日目朝】
 - (18) 義援金の受付・配分 ㉒（会計班長）
 - 6 本部長指導
- 【選定の参考凡例】（●：救助法関連事務）

令和8年度
御殿場市災害対策本部各部各班業務の焦点
(災害応急活動)



部(部内担当)	班	担当部署(課)	月/日(曜)		8/27(木) 8/28(金) 8/29(土) 8/30(日) 8/31(月) 9/1(火) 9/2(水) 9/3(木) 9/4(金) 9/5(土)										災害応急活動
			実施区分	災害救助隊事務	未実施日										
					8/27(木)	8/28(金)	8/29(土)	8/30(日)	8/31(月)	9/1(火)	9/2(水)	9/3(木)	9/4(金)	9/5(土)	
			実施区分	災害救助隊事務	8/27(木)	8/28(金)	8/29(土)	8/30(日)	8/31(月)	9/1(火)	9/2(水)	9/3(木)	9/4(金)	9/5(土)	
企画戦略部 (危機管理課)	警備班	警備課	避難所の設置												①市長等の視察及び高層の視察対応等
	広報班	能力開発課													②被災者への情報提供
	対応班	企画課													③応急対策の決定
	情報政策班	デジタル戦略課													④サーバー・LAN管理等
	渉外班	消費生活課													⑤派遣自衛隊との連絡調整
	避難所支援班	未来プロジェクト課													⑥避難所の運営支援
総務部 (総務管理課)	帰宅困難者支援班	観光交流課	被害状況の調査・報告												⑦帰宅困難者の支援
	総務班	総務課													⑧所管施設の被害状況調査
	情報班														⑨市内の避難情報などの収集・分析
	職員班	人事課													⑩職員の職員及び関係
	財政班	財政課													⑪他市町等への応援要請・受入
	管財班	管財課													⑫災害対応への予見措置
環境市民部 (川崎統括)	調査記録班	記録課	被害状況の調査・報告												⑬被害状況の取りまとめ及び緊急避難確保措置
	広報班	広報課													⑭応急災害発生時の配属等
	広報班A	広報委員会事務局													⑮被災者への情報の提供
	広報班B	特別使用対策課													⑯被災者の状況の把握
	環境班	環境課													⑰被災者の状況の把握
	環境班	環境課													⑱被災者の状況の把握
健康福祉部 (杉山副主任)	救済班	社会福祉課	救済全体体の所管 福祉避難所の開設												①仮設トイレの設置
	児童福祉班	児童福祉課													②し尿処理業者との連絡・調整
	児童福祉班	児童福祉課													③商業施設
	児童福祉班	児童福祉課													④遺体の搬送等⑤消防隊の手続き
	児童福祉班	児童福祉課													⑥市民相談室の開設
	児童福祉班	児童福祉課													⑦災害ボランティア本部との連絡調整
産業スポーツ部 (中村指導員)	農林班	農林課	救済とボランティアとの関 連に資する経費												⑧災害ボランティア本部との連絡調整
	児童福祉班	児童福祉課													⑨上水道施設の被害調査及び応急復旧
	児童福祉班	児童福祉課													⑩飲料水の供給
	児童福祉班	児童福祉課													⑪所管施設の被害調査及び応急復旧
	児童福祉班	児童福祉課													⑫災害救助法の適用
	児童福祉班	児童福祉課													⑬施設(福祉)施設との調整
会計部 (杉本補佐)	救済班	社会福祉課	救済全体体の所管 福祉避難所の開設												⑭災害発生時の被害調査及び応急復旧
	児童福祉班	児童福祉課													⑮児童福祉施設の児童避難状況取りまとめ
	児童福祉班	児童福祉課													⑯避難者の医療救済
	児童福祉班	児童福祉課													⑰救済所の開設・運営
	児童福祉班	児童福祉課													⑱支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑲支所物資の受け配分
教育部 (川崎統括)	救済班	社会福祉課	救済全体体の所管 福祉避難所の開設												①支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													②支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													③支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													④支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑤支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑥支所物資の受け配分
非常消防部 (植田指導員)	救済班	社会福祉課	救済全体体の所管 福祉避難所の開設												⑦支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑧支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑨支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑩支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑪支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑫支所物資の受け配分
常備消防部 (植田指導員)	救済班	社会福祉課	救済全体体の所管 福祉避難所の開設												⑬支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑭支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑮支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑯支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑰支所物資の受け配分
	児童福祉班	児童福祉課													⑱支所物資の受け配分

凡例: 〇: 災害応急活動の実施時間、○: 数字: 全圖における報告順

【後段】 会議における報告次第

1 目 的

発災初日の被害状況及び各班の災害応急活動の状況（主要処置・対策事項）について本部長に報告するとともに、今後の活動について指導を受ける。

この際、災害救助法適用事務を考慮した活動報告に努める。

2 発災当日の被害状況

(1) 市全般の被災状況①（本部情報班長）

(2) 各地区の被災状況②（各支部長）

3 被災者の救出状況③（警防課長）

4 災害救助法の適用について④（救助班長）

5 発災初日から 10 日間における活動状況

6 本部長指導

【後段】 会議における報告次第

1 目 的

発災初日の被害状況及び各班の災害応急活動の状況（主要処置・対策事項）について本部長に報告するとともに、今後の活動について指導を受ける。

この際、災害救助法適用事務を考慮した活動報告に努める。

2 発災当日の被害状況

(1) 市全般の被災状況①（本部情報班長）

(2) 各地区の被災状況②（各支部長）

3 被災者の救出状況③（警防課長）

4 災害救助法の適用について④（救助班長）

5 発災初日から 10 日間における活動状況

6 本部長指導

8月28日の朝【発災2日目】

8月28日の朝【発災2日目】

① 市全般の被災状況

① 市全般の被災状況

市全般の被災状況（8月28日（金）午前8時現在）

- 1 全 般 御殿場地区、富士岡地区、原里地区で大きな被害が発生
- 2 人的被害 死者 6名
重傷者 60名
軽傷者 多数
(救助活動は継続中であり、現時点で全容は不明)
- 3 建物被害 救助活動中の倒壊家屋 15棟
(現時点で建物被害の全容は不明)
- 4 火 災 6件（現在鎮圧状態）
- 5 土砂災害 9ヶ所（市内箱根西麓地区）
深沢地区では、地震動による地割れや道路陥没箇所が発生
- 6 その他 J R御殿場線で脱線事故が発生

対応状況



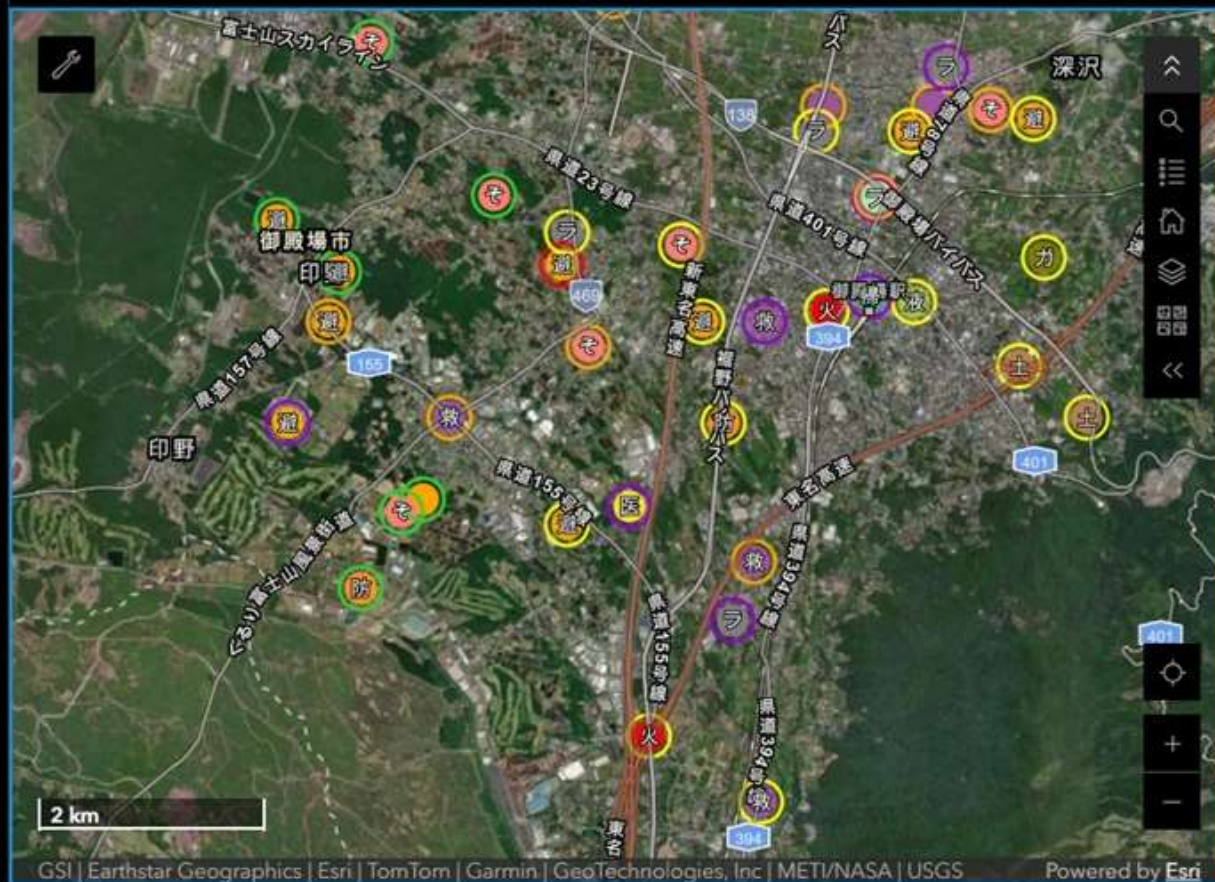
重要度



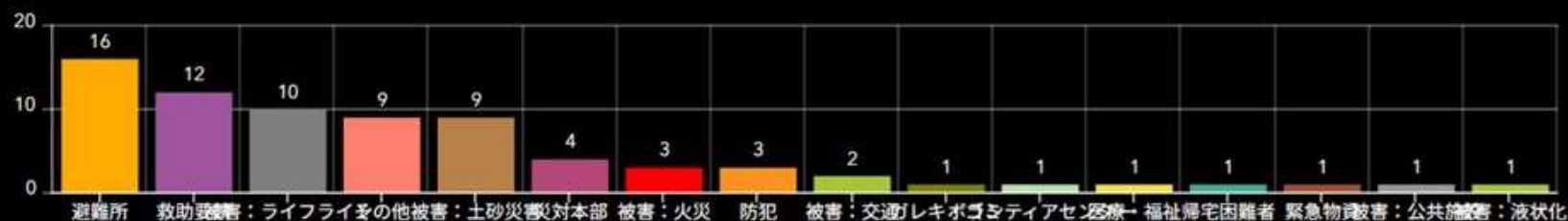
緊急度



市全般の被災状況 (8月28日(金) 午前8時現在)



情報種別



市全般の被災状況（８月２８日（金）８時現在）

6 その他

- (1) 道 路 幹線道路 7 箇所 で通行止め
- (2) 砂 防 市内箱根西麓地区で土砂崩れ等が少なくとも 9 ヶ所発生
- (3) 鉄 道 J R御殿場線、富士急バス、箱根登山バスが不通
- (4) 通 信 一般電話・携帯電話は使用できるが、つながりにくい。
- (5) ライフライン
 - 電 気・・・市内全域で停電
 - 水 道・・・配水池の緊急遮断弁が作動し、多くの地区で供給停止
 - ガ ス・・・都市ガスは点検中、供給停止。LPガスは点検後使用可

対応状況



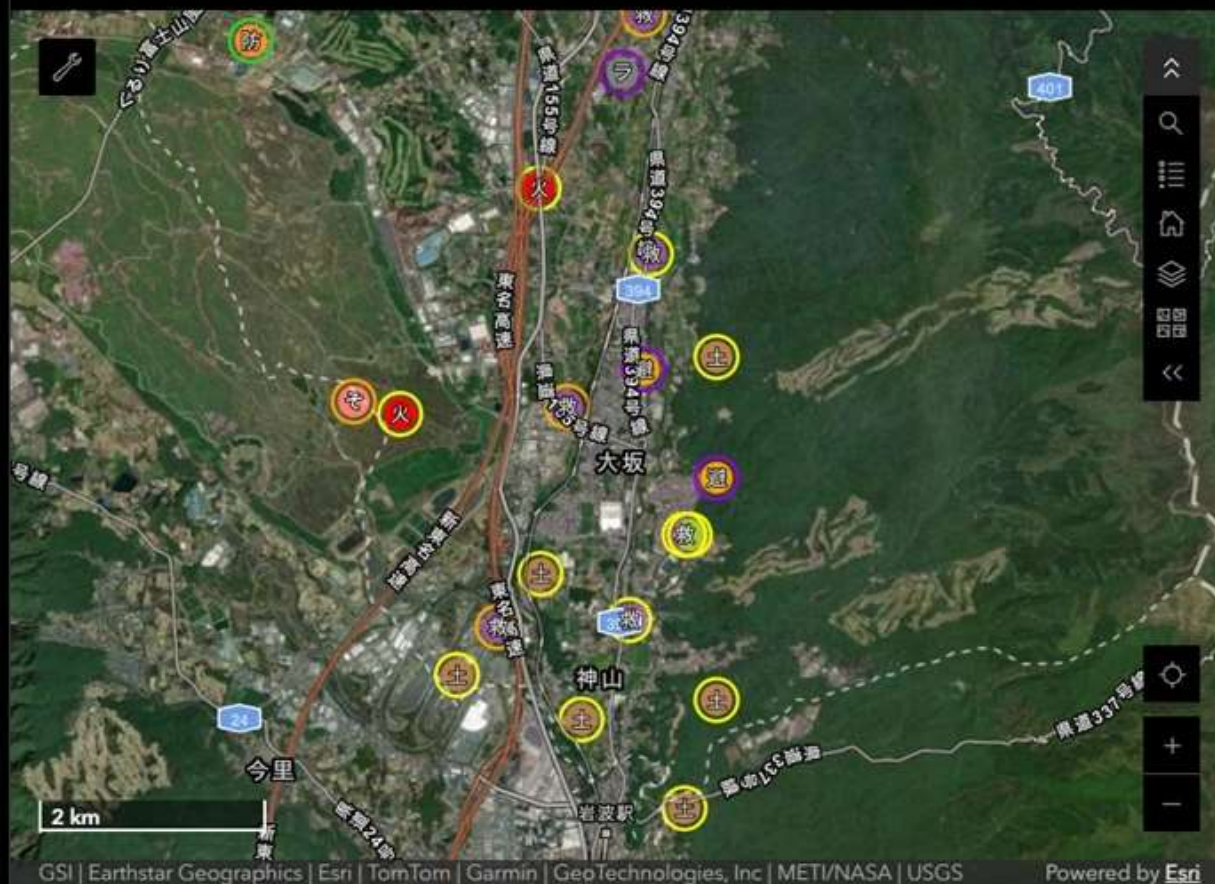
重要度



緊急度



市全般の被災状況（8月28日（金）午前8時現在）



情報種別



② 各地区の被災状況

② 各地区の被災状況

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

深沢区、東山区、二の岡区で土砂災害が発生

ZOOM画像

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

沼田・二子・中山下・尾尻・高内・神山区で土砂災害、大坂で鉄道事故が発生

ZOOM画像

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

神場区の化学製品工場で火災が発生しました。現在鎮圧状態です。

ZOOM画像

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

その他は現時点の把握数

車中泊の避難者が多く、避難者の把握が困難
現在、状況の把握に努めている。

ZOOM画像

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

地区内に富士山噴火の噂が広がっている。
情報源が正確なのか確認するよう周知していく。

ZOOM画像

各地区の被災状況（被害状況・避難状況・避難所開設状況 一覧表）

※個別避難計画あり

8月28日（金）午前8時現在

地区	世帯数	区民数	要支援者※	人的被害				物的被害				避難者数		
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊以下	火災	土砂災害	総数	避難所	その他
御殿場	16,454	35,079	215	1	詳細確認中			3	詳細確認中	2	3	1,473	882	591
富士岡	6,762	15,781	136	1				6		1	6	470	282	188
原里	6,884	15,956	123	1				2		1		719	429	290
玉穂	3,788	8,506	51	1				1		1		306	183	123
印野	734	1,911	10	1				1		1		26	16	10
高根	1,703	4,388	18	1				1		1		164	99	65
合計	36,325	81,621	553	6							0	3,158	1,891	1,267

不審者が無人家屋に浸入しているという目撃情報あり。
自主防等によるパトロールを強化していく。

ZOOM画像

③ 被災者の救出状況について

③ 被災者の救出状況について

消防の活動状況

1 消防署（団）

	組 織	活動開始 時期	場 所	活動名	摘 要（活動単位等）
1	常備消防	発災直後	市内各所	消火活動	●人的被害 死 者： 6名 重 傷 者： 60名 軽 傷 者： 多 数 ●物的被害 火 災： 6件 （現在鎮圧状態） 家屋倒壊： 15戸 土砂災害： 9箇所 ※このほか鉄道事故に対応
2	消防団	発災直後		救助活動 救急活動	

● 1 1 9 通報
 救助件数： 35件
 （うち救助者： 6名）
 救急件数： 10件

消防（団）の活動状況



消防等の活動状況

2 応援隊

	部隊名	活動開始 時期	場 所	活動名	摘 要（活動単位等）
1	県内消防 応援隊				県中・西部 派遣不可
2	緊急消防 援助隊	28日09時	御殿場小山消防本部	指揮支援隊	千葉県消防局 6名
		28日13時	御殿場地区 富士岡地区	火災活動 救助活動	埼玉県大隊 29隊108名
3	自衛隊	28日13時	富士岡地区 原里地区 玉穂地区 印野地区	救助活動	第34普通科連隊 20名
4	警察 広域緊急 援助隊				機動隊 1隊30名

緊急消防援助隊の活動状況



自衛隊の活動状況



警察の活動状況



④ 災害救助法の適用について

④ 災害救助法の適用について

④ 災害救助法の適用について

1 基本方針

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする**（災害救助法第1条）。

市は、必要な救助を速やかに実施するとともに、実施状況を取りまとめ報告し、あわせて繰替支弁金の請求を行う。

2 実施要領

(1) 法第4条（救助の種類等）に基づく各種救護の実施（1/2）

応急救助事務の種類		担当班	担当課
1	避難所設置	避難所支援班	未来プロジェクト課
2	福祉避難所	救助班	社会福祉課
3	応急仮設住宅の供与	建築住宅班	建築住宅課
4	炊出しその他による食品の給与	農政班	農政課

④ 災害救助法の適用について

【本文】

(1) 災害救助法第4条に基づく各種救護の実施 (2/2)

	応急救助事務の種類	担当班	担当課
5	飲料水の供給	上水道班	上水道課
6	被服、寝具その他 生活必需品の給与又は貸与	商工振興班	商工振興課
7	医療・助産	医療救護班	救急医療課
8	被災者の救出	総括班	危機管理課
9	被災した住宅の応急修理	建築住宅班	建築住宅課
10	学用品の給与	学校教育班	教育教育課
11	埋葬・死体の処理	埋火葬班	市民課
12	死体の搜索	総括班	危機管理課
13	障害物の除去	建築住宅班	建築住宅課

*** 救助費用は、規定に基づき国・県が負担（申請に係る各種報告を作成）**

④ 災害救助法の適用について

(2) 各種報告の作成

①救助実施記録日計票：前述(1)の救護の実施状況一各班

↓ 救助班で取りまとめ

②救助日報→午後5時時点で取りまとめ

↓ 救助の終了

③繰替支弁金の請求

(3) その他

災害救助法の適用に伴い、

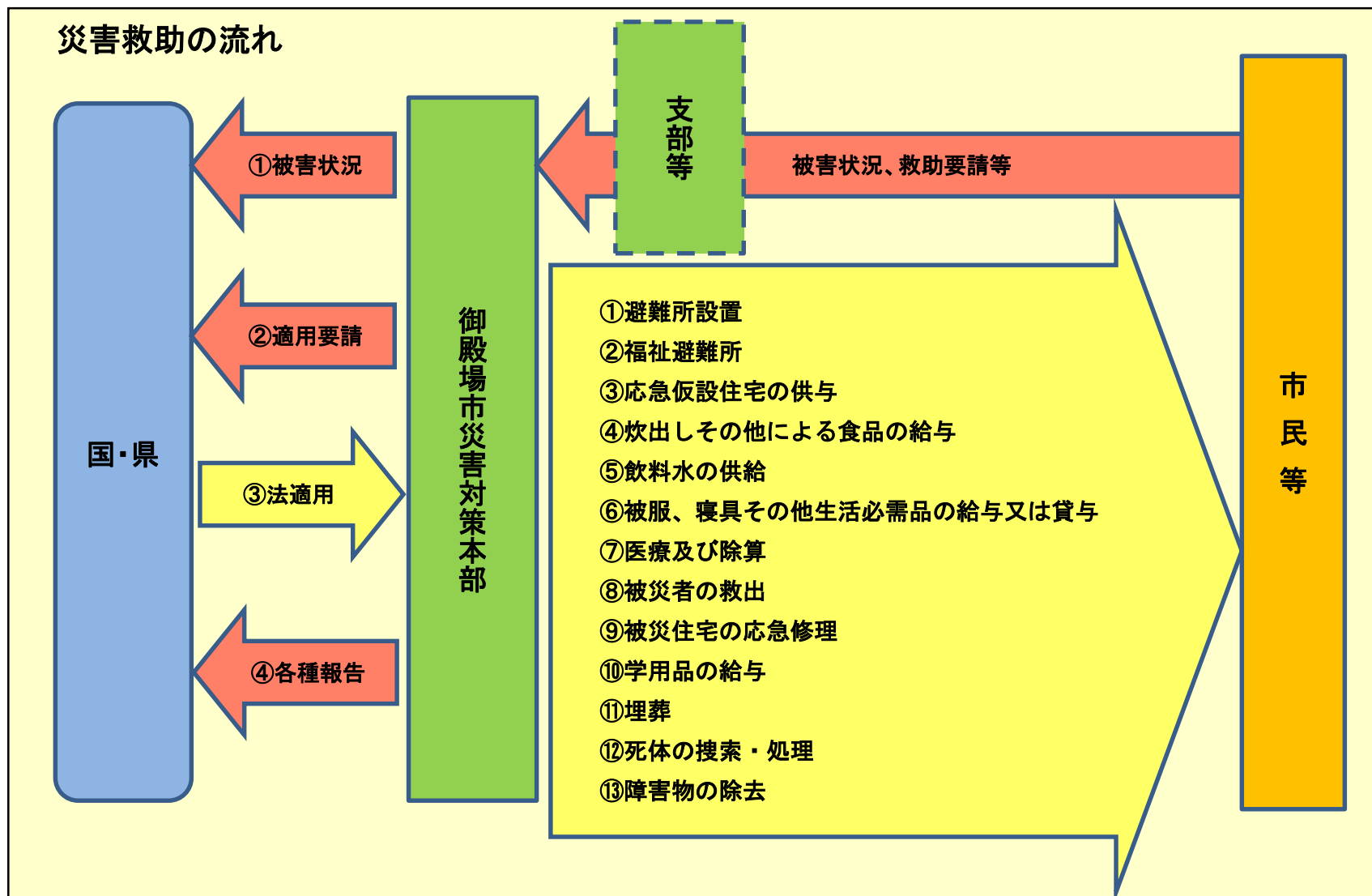
①災害弔慰金・災害障害見舞金

②災害援護資金貸付金

③被災者生活再建支援金 などの各種制度が適用可能となる。

④ 災害救助法の適用について

【相関図(要図)】



④ 災害救助法の適用について

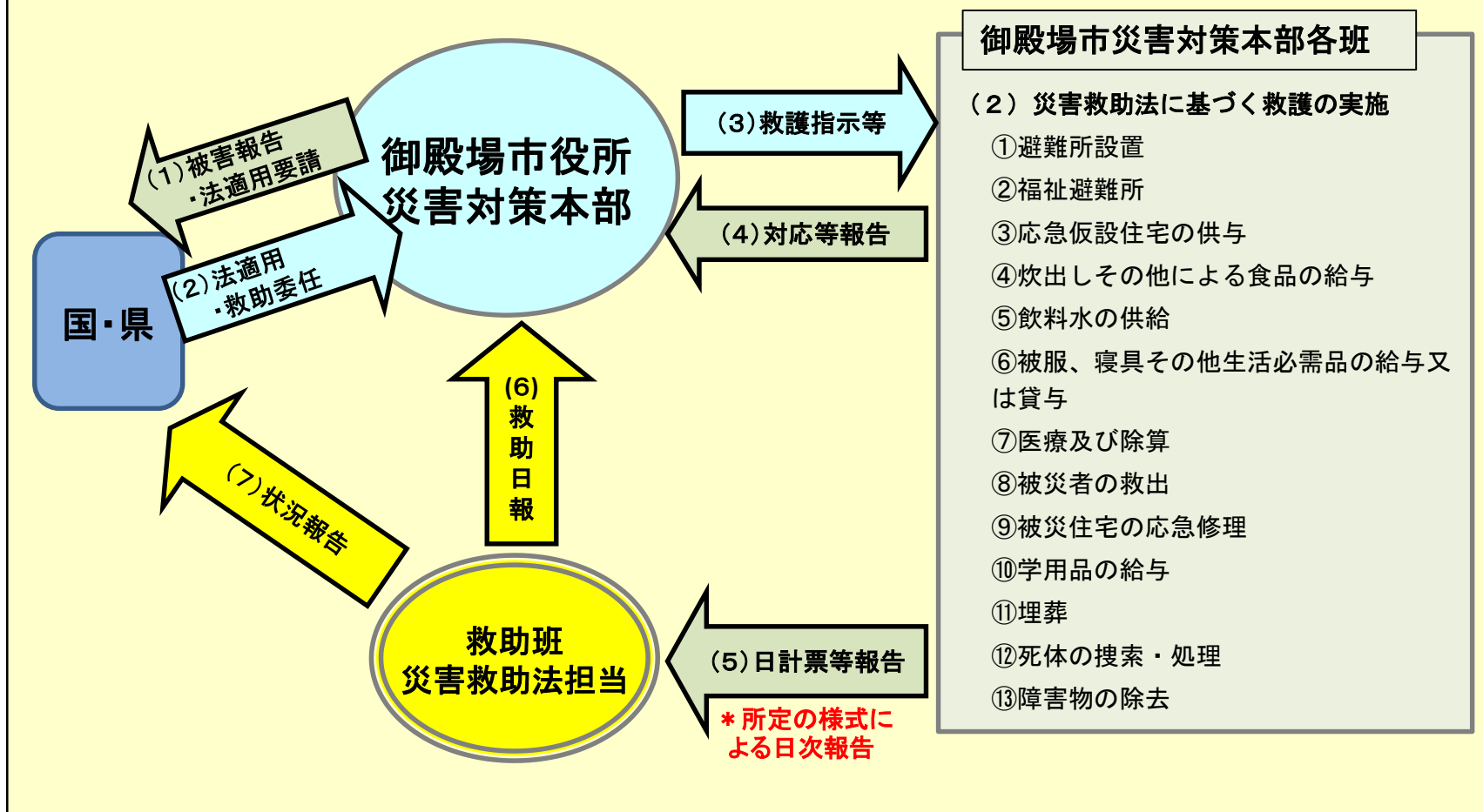
災害救助に係る報告時期等 (1/4)

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
避難所設置 (福祉避難所含む) ・避難所支援班 ・救助班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	開設日時、場所、箇所数、収容人員 開設期間の見込み 福祉避難所の設置数、場所 ホテル・旅館等を借上げた避難所の設置数、場所 (特別基準申請)	様式4 様式6 (避難所用) 様式7 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅 (建設型) ・建築住宅班	災害発生後20日以内に予定者名簿、仕様書等 設置後は日計票、台帳等 証拠書類は救助事務完了後	入居該当者(選考委員会に報告) 設置戸数、箇所 着工及び竣工報告 (特別基準申請) 供与期間経過後はその処分方法	様式4 様式8の1 様式8の2 敷地貸借契約書 建築工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等) 建築工事代金等支払証拠書類 応急仮設住宅使用貸借契約書
炊出しその他食品の給与 ・農政班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	炊出し開始、終了報告 炊出し場所、箇所数 炊出し場所別給与人員 (特別基準申請)	様式4 様式6 (炊出し用) 様式9 食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 購入・借用物品受払証拠書類
飲料水の供給 ・上水道班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	供給地区、対象人員、供給水量、供給方法 (特別基準申請)	様式4 様式6 (供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等) 様式10 支払関係証拠書類 物品受払関係書類

④ 災害救助法の適用について

【関連図(要図)】

救助の実施に係る情報等の流れ



④ 災害救助法の適用について

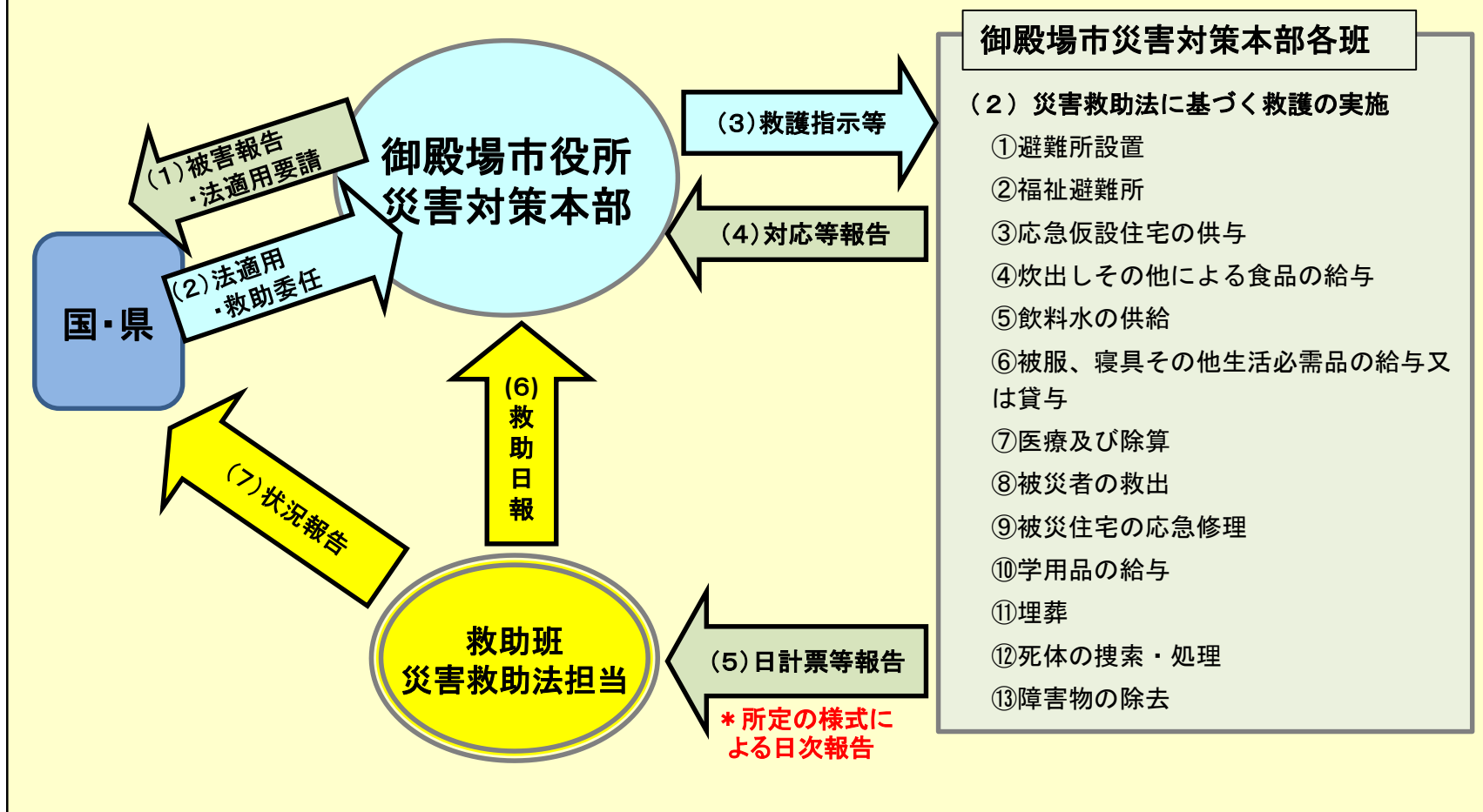
災害救助に係る報告時期等 (2/4)

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与 ・商工振興班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	世帯構成員別被害状況 給与状況(完了報告) (特別基準申請)	様式4 様式6 (被服寝具等) 様式11 物資配分計画表 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類
医療・助産 ・医療救護班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿(医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) (特別基準申請)	様式4 様式6 (医薬品、衛生材料) 様式12 様式13 様式14 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 助産関係支払証拠書類
救出 ・統括班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救助の実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (被災者救出用機 械器具燃料) 様式15 救出用関係支払証拠書類
住宅の応急修理 ・建築住宅班	日計票は毎日 記録簿、証拠書類は救助事務完了後	住宅の応急修理の該当者 半壊(焼)の対象世帯は民生委員の意見、生活保護のミーンズテスト(資力調査)を参考に決定 (大規模半壊世帯を除く) 修理戸数 着工及び竣工報告 (特別基準申請)	様式4 様式6 (住宅の応急修理) 様式16 住宅の応急修理のための契約書、設計書、仕様書等 住宅の応急修理関係支払証拠書類

④ 災害救助法の適用について

【関連図(要図)】

救助の実施に係る情報等の流れ



④ 災害救助法の適用について

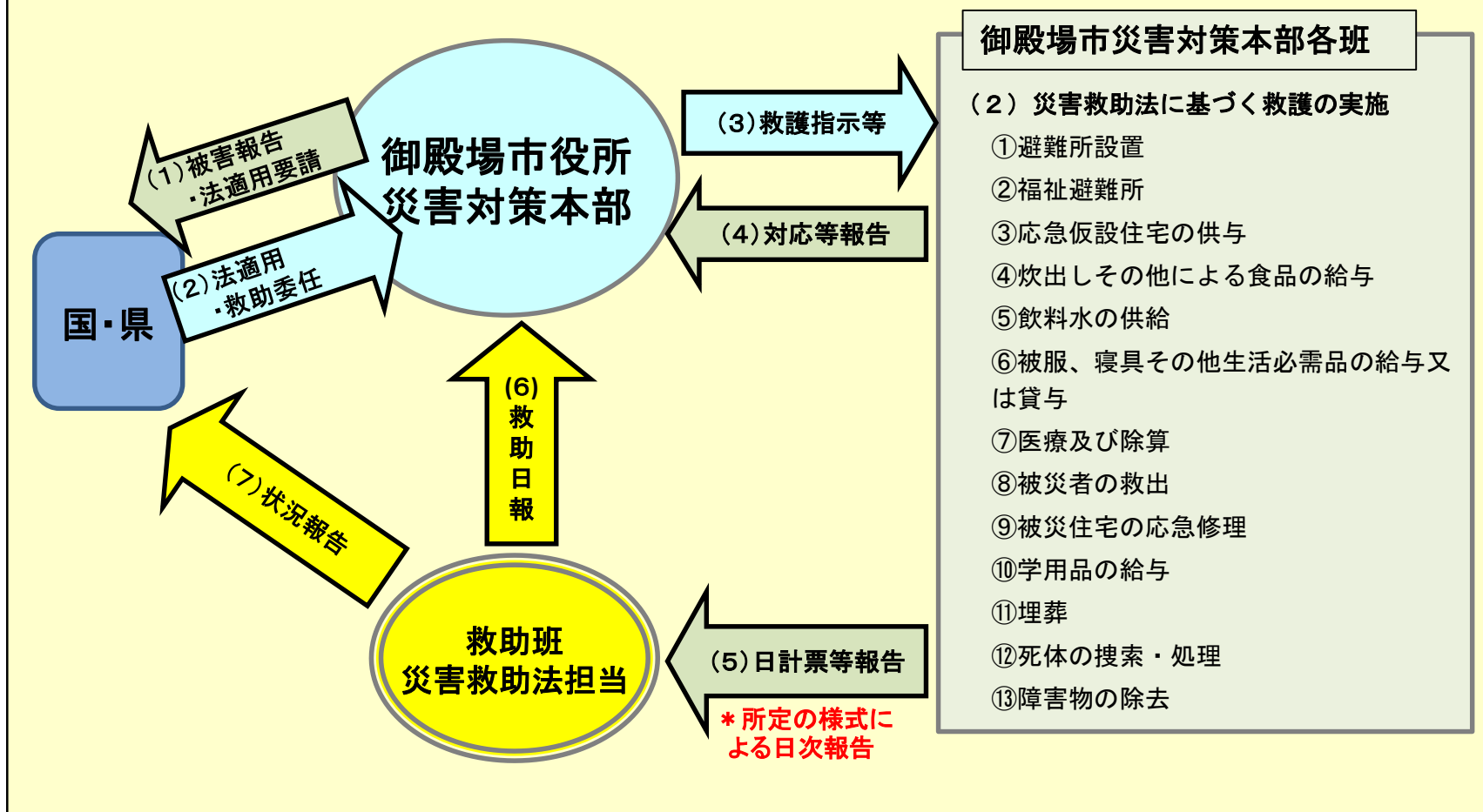
災害救助に係る報告時期等 (3/4)

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
学用品の給与 ・学校教育班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	学年別被災児童・生徒数 (被災者名簿と学籍簿と照合の上、被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 支給状況 (配分計画表の作成) (特別基準申請)	様式4 様式6 (教科書及び学用品給与) 様式18 学用品購入関係支払証拠書類
埋葬 ・埋火葬班	日計票は毎日 実施状況、証拠書類は救助事務完了後	埋葬の実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (埋葬) 様式19 埋葬費支払関係証拠書類
死体の搜索 ・総括班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	搜索状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (搜索用機械器具燃料等) 様式20の2 死体搜索用関係支払証拠書類
死体の処理 ・埋火葬班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	死体の処理の実施状況 死者の名簿(住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) (特別基準申請)	様式4 様式6 (死体処理) 様式20 死体処理費支払関係証拠書類
障害物の除去 ・建築住宅班	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	障害物の除去対象数 障害物の除去実施状況 (特別基準申請)	様式4 様式6 (障害物除去) 様式21 障害物除去支払関係証拠書類

④ 災害救助法の適用について

【関連図(要図)】

救助の実施に係る情報等の流れ



④ 災害救助法の適用について

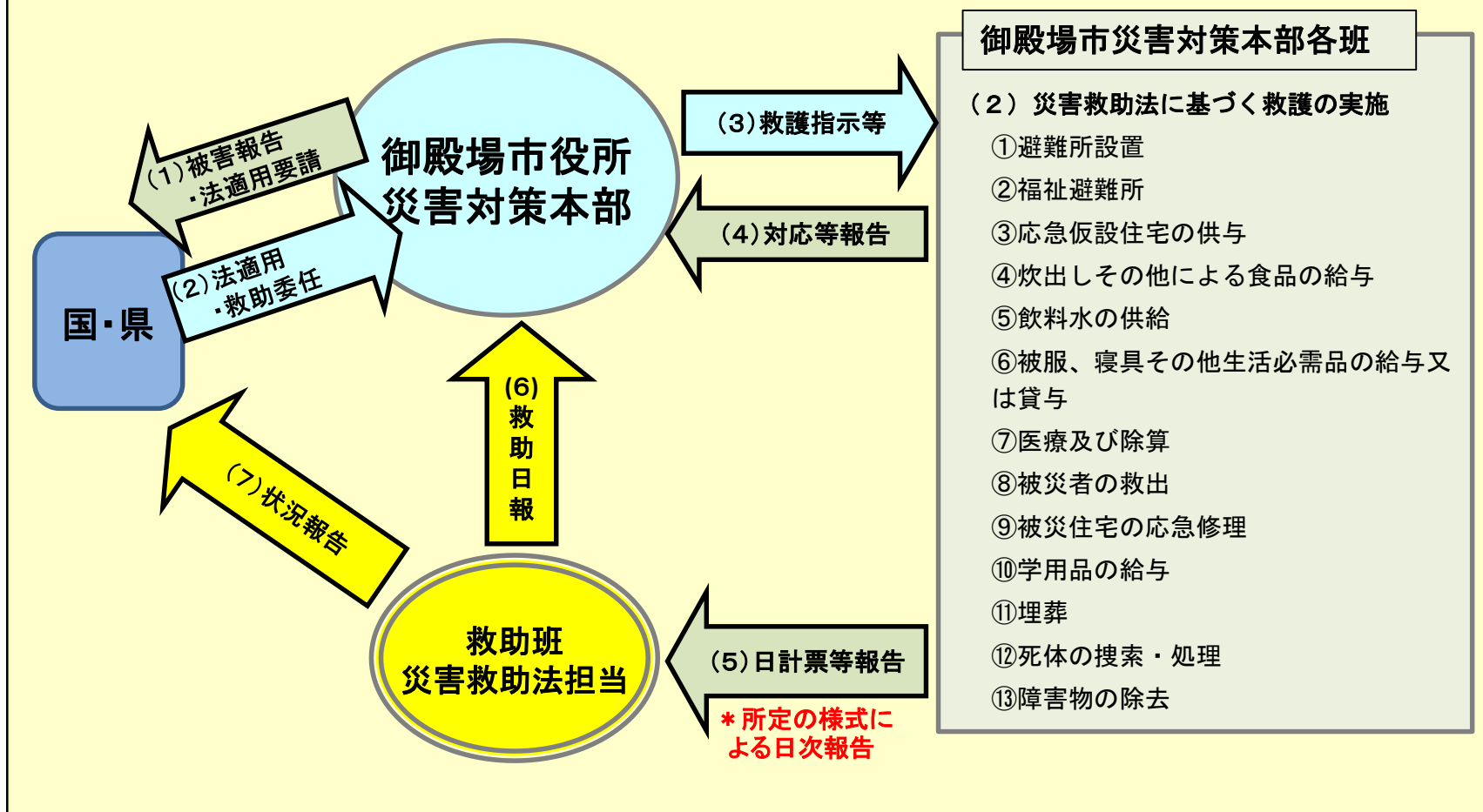
災害救助に係る報告時期等（4/4）

事務の種類		報告時期等	報告事項	書類整備
災害ボランティア活動と被災自治体が行う救助の実施調整事務		災害ボランティア活動と被災自治体が行う救助の実施調整事務の完了後	勤務時間報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間） 国家公務員の旅費に関する法律に定める各種様式 時間外報告書（氏名、所属、勤務内容、勤務した時間）	様式23 災害ボランティア調整事務支払い関係証拠書類 支払いに関する証明書 委託契約書・仕様書の写し
・地域支援班				
事務費の費目		事務費の範囲		書類整備
救助に要した事務費	・時間外勤務手当 ・賃金 ・旅費 動員班	・応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 ・応急救助を実施する期間の経費に限られる。 ・精算の事務を行うのに必要な経費については、生産事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 ・精算の事務を行うに必要な事務費の範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。		・支払関係証拠書類
	燃料費			
	財政班			
	食糧費			
	給食班			
	・光熱水費 ・修繕料 ・使用料及び賃貸料 管財班			

④ 災害救助法の適用について

【相関図(要図)】

救助の実施に係る情報等の流れ



⑤ 救護所の設置・運営

⑤ 救護所の設置・運営

⑤ 救護所の設置・運営

1 基本方針

災害発生時、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護本部を設置し、救護所を開設する。また、あらかじめ指定した救護病院を開設し、医療救護活動を実施する。

2 実施要領

(1) 医療救護本部の設置

保健センターに医療救護本部を設置し、救護所、救護病院、災害対策本部、県等との連絡調整を実施

(2) 救護所の開設

市内5カ所に救護所を開設し、トリアージ、軽症患者の処置等を実施

(3) 救護病院の開設

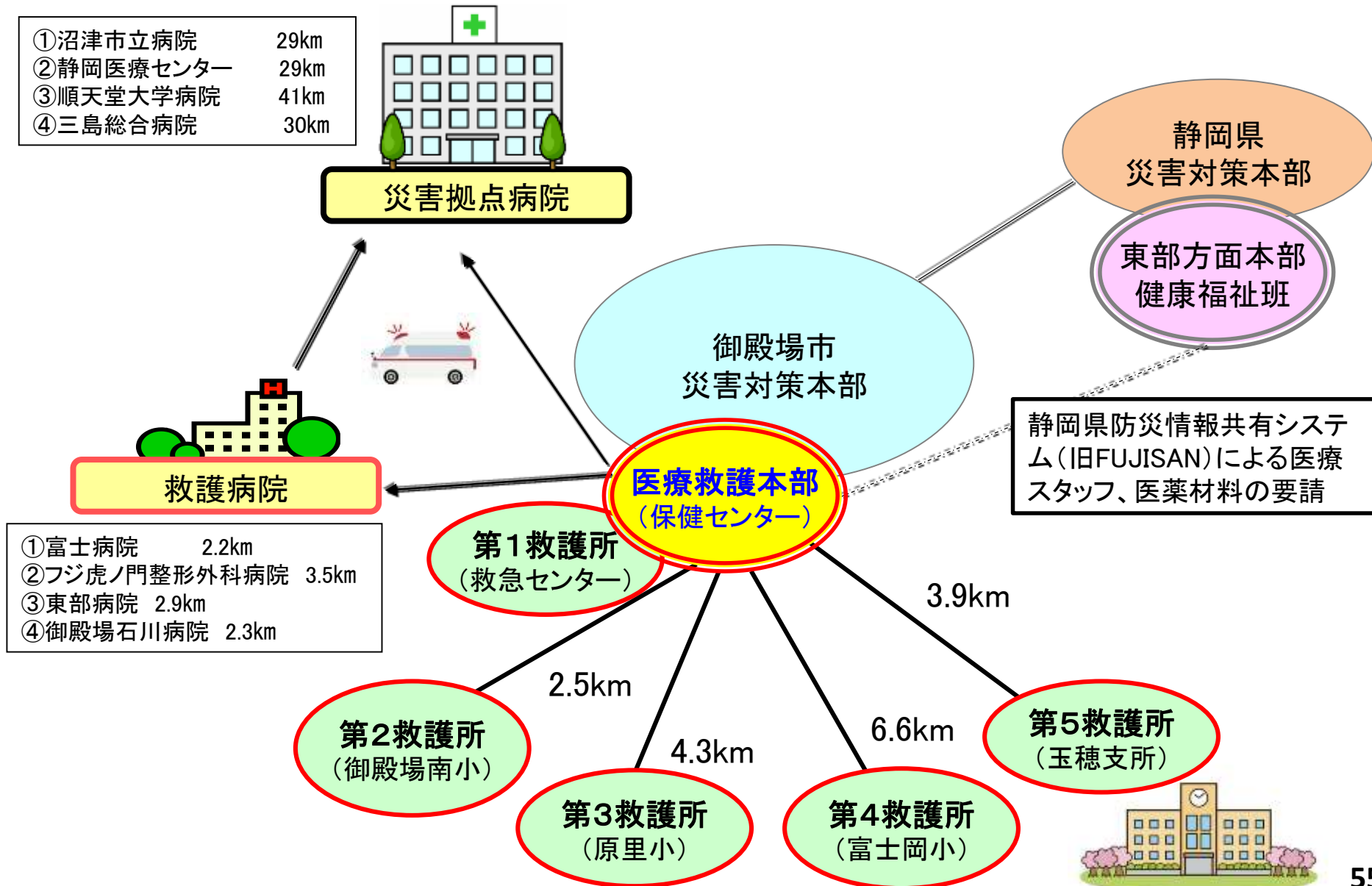
市内4病院に救護病院を開設し、中・重症患者の処置、搬送等を実施

(4) 患者の搬送体制の整備

救護所、救護病院、災害拠点病院への患者の搬送体制の整備

⑤ 御殿場市の災害医療体制

【関連図(要図)】



⑤ 医療救護本部、救護所の出動編成

112人体制

◎医療救護本部(保健センター) 11人

1	医療救護 本部長	安田 敏男	御殿場市医師会 会長
2	副本部長	鎌田 耕	駿東歯科医師会 御殿場支部長
3	副本部長	勝間田 尚	北駿薬剤師会 会長
4	本部付 薬剤師	林 知之	災害薬事 コーディネーター
5	本部付 助産師	金子 陽子	静岡県助産師会 御殿場支部長
6	本部付 班長	勝又 茂己	健康推進課長
7	本部付 班長	勝亦 敏之	救急医療課長
8	本部付 統括保健師	町田 智代恵	健康推進課
9	本部付 事務	金親 一樹	救急医療課
10	健康支援担当 保健師長	菅沼 和泉	健康推進課
11	健康支援担当 管理栄養士	牟田口 麻衣子	健康推進課

○第1救護所(救急センター) 24人

管理者: 医師 松尾 厚	市職員
医師 江島 光彦	看護師 芹澤 規子
医師 勝又 毅	看護師 勝間田 有香
医師 斎藤 彰治	看護師 杉山 智美
医師 石川 友昭	保健師 鈴木 聡実
医師 寺尾 紫翔	保健師 加藤 明子
歯科医師 渡辺 孝	保健師 長田 恵理
歯科医師 豊山 篤	保健師 相馬 涼子
歯科医師 渡辺 栄一郎	保健師 勝又 花音
歯科医師 土屋 聡	事務 遠藤 慎也
歯科医師 土屋 実希子	
歯科医師 佐々木 博邦	
薬剤師 杉山 ゆかり	
薬剤師 高橋 美敬	
助産師 小沼 恵美	責任者 岩田 晴美

○第2救護所(御殿場南小) 20人

管理者:医師 神尾 和孝	市職員
医師 田内 守之	看護師 芹澤 純子
医師 吉田 典昭	看護師 鈴木 千代子
医師 谷川 秀彦	看護師 宇佐美 千里
医師 河村 直樹	保健師 荻 由美子
歯科医師 梶本 文	保健師 飯島 江梨子
歯科医師 園田 正敏	保健師 芹沢 直樹
歯科医師 稲葉 一嘉	保健師 栗田 亜美
歯科医師 勝又 正平	事務 伊倉 友和
歯科医師 羽田 康叙	
薬剤師 勝又 英司	責任者 鈴木 貴之

○第3救護所(原里小) 18人

管理者:医師 別府 綾子	市職員
医師 伴 覚	看護師 勝又 幸子
医師 福田 尚志	看護師 臼井 磨意子
医師 緒方 正史	看護師 山田 政和
歯科医師 八十島恵美	保健師 杉山 亜希子
歯科医師 芹沢 玉樹	保健師 神谷 瞳
歯科医師 石田 雅彦	保健師 林 優羽
薬剤師 滝口 秀之	栄養師 櫻田 愛乃
助産師 松井 真依	事務 佐野 秀人
	責任者 勝又 良衣

○第4救護所(富士岡小) 20人

管理者:医師 富井 明望	市職員
医師 斎藤 昌一	看護師 山口 真実
医師 金山 一郎	看護師 大城 潤子
医師 藤原 秀輔	看護師 i飯塚 紀香
医師 山下 和彦	保健師 鈴木菜美子
歯科医師 斎藤 衛	保健師 原田 麻希
歯科医師 三浦 文嗣	保健師 長田 美佳
歯科医師 吉津 和憲	保健師 菅野 寧音
歯科医師 堀内真千代	事務 稲 彰太郎
歯科医師 谷中 満	
薬剤師 永井 達也	責任者 渡辺 由季子

○第5救護所(玉穂支所) 19人

管理者:医師 瀬戸 拓也	市職員
医師 志水 達也	看護師 鳥海 幸司
医師 前田 隆寛	看護師 山下 さとみ
医師 岩瀬 信生	保健師 荻久保麻由美
歯科医師 石川 春人	保健師 中嶋 絵里
歯科医師 杉山 有一	保健師 安慶田 春那
歯科医師 杉山 智一	保健師 廣瀬 真生
歯科医師 佐藤 栄樹	保健師 櫻井 晴香
歯科医師 大庭 礼之	事務 小長井 勘史
薬剤師 原田 義信	責任者 勝亦 直美

⑤ 救護所の設置・運営状況

1 全 般

27日(木) 9時に医療救護本部を設置。全救護所(5か所)及び全救護病院(4病院)を開設(完了時間9:40)し、24時間体制で医療救護を実施。

2 負傷者等の発生状況(救護所・救護病院)

死者6人、重傷者60人、軽傷者 多数
(重傷者のうち10人を災害拠点病院等へ転送)



3 医療救護活動の問題点及び処置

①救護所の医薬品等が不足。薬剤師会に支援要請。

ドラッグストア協会よりロキソニン・シップ等の支援あり。

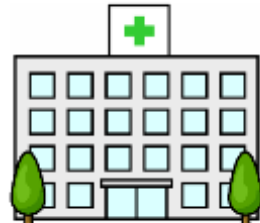
②原里地区の負傷者が多く、医師等が不足。

県にDMAT(災害派遣医療チーム)の派遣要請。



⑤ 御殿場市の災害医療体制

- | | |
|-----------|------|
| ①沼津市立病院 | 29km |
| ②静岡医療センター | 29km |
| ③順天堂大学病院 | 41km |
| ④三島総合病院 | 30km |



災害拠点病院



- | | |
|--------------|-------|
| ①御殿場石川病院 | 2.3km |
| ②東部病院 | 2.9km |
| ③フジ虎ノ門整形外科病院 | 3.5km |
| ④富士病院 | 2.2km |

開設時間
9:15



救護病院

御殿場市
災害対策本部

医療救護本部
(保健センター)

第1救護所
(救急センター)

開設時間
9:10

第2救護所
(御殿場南小)

開設時間
9:25

第3救護所
(原里小)

開設時間
9:40

第4救護所
(富士岡小)

開設時間
9:40

第5救護所
(玉穂支所)

開設時間
9:30



静岡県
災害対策本部

東部方面本部
健康福祉班

静岡県防災情報共有システム(旧FUJISAN)による医療
スタッフ、医薬材料の要請



⑥ 避難所の設置・運営状況

⑥ 避難所の設置・運営状況

⑥ 避難所の設置・運営のあり方

1 基本方針

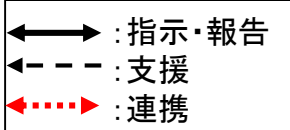
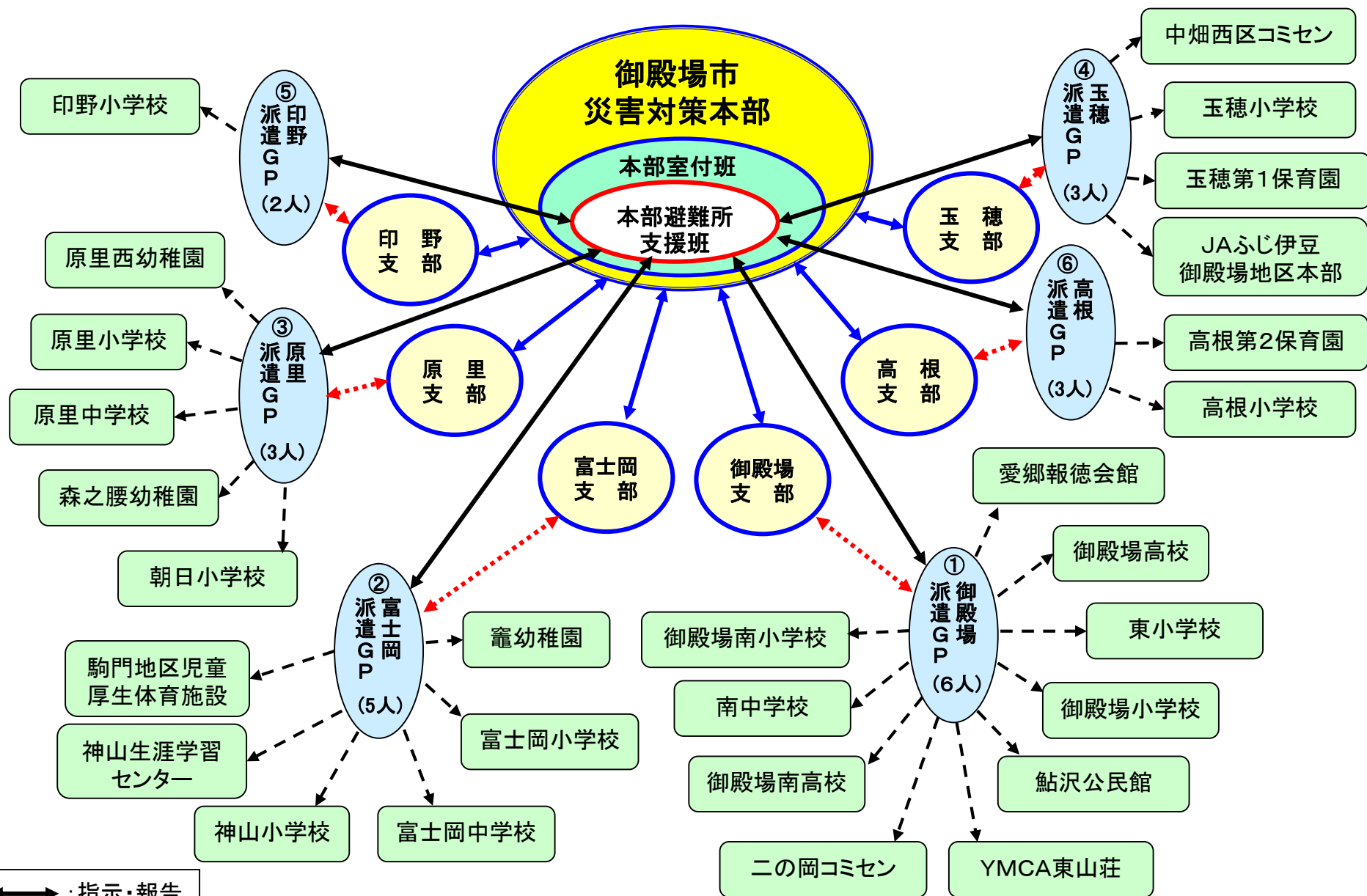
市は、避難を必要とする被災者の救助のため、自主防災組織及び学校等施設管理者の協力を得て避難所を設置する。

この際、円滑な運営を行うため、本部避難所支援班が全般統制を行うとともに避難所派遣職員を配置し、支部・各避難所との連携を図る。

また、災害救助法に基づいて、避難所設置に関する費用発生時の手続に留意し、適切な事務執行に努める。

さらに県・市の「福祉避難所運営マニュアル」等を参考とし、要配慮者等に配慮するとともに、感染症の拡大防止策を確実に行う。

⑥ 避難所運営体制 (指定避難所28か所)



⑥ 避難所の設置・運営のあり方

2 実施要領

(1) 一次避難所の開設

災害発生時、在宅避難ができない被災者のため、先ず地域コミセンや公民館等の一次避難所を開設する。

(2) 指定避難所の開設

一次避難所が収容可能人員超過などにより収容できない場合、指定避難所を開設する。

(3) 福祉避難所の開設

要配慮者を避難させるため、社会福祉施設を確保

(4) 避難所派遣職員の配置

避難所の運営のために必要な市職員を配置する。

(5) 自主防災組織による自主的な運営

市と連携して役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難所運営を実施する。

3 各係（職員）の任務

「避難所支援班組織図」による。

御殿場市の福祉避難所

		施設名	種別	所在地	電話	対象避難所（参考）
1	御殿場地区	御殿場十字の園	高齢者	深沢1465-1	83-1999	御殿場高校、御殿場小学校 鮎沢公民館、ＹＭＣＡ東山荘 東小学校、二の岡地区コミセン
2	富士岡地区	富岳の園	障害者	神山1925-1148	87-0167	御殿場南小学校、御殿場南高校 神山小学校、駒門地区児童構成体育施設 神山地区生涯学習センター
3		富岳の郷	障害者	神山1940-7	87-3198	御殿場高校、御殿場小学校、南中学校 鮎沢公民館、ＹＭＣＡ東山荘 二の岡地区コミセン、東小学校 竈幼稚園、富士岡小学校、富士岡中学校
4		オレンジシャトー 富岳	高齢者	神山1925-1193	87-5553	竈幼稚園、富士岡小学校 富士岡中学校、神山小学校 駒門地区児童厚生体育施設、 神山地区生涯学習センター、印野小学校
5	原里地区	さくら学園	障害者	川島田1976	89-0789	原里小学校、原里中学校、朝日小学校 森之腰幼稚園、原里西幼稚園 高根小学校、高根第2保育園
6		白雪	高齢者	川島田270	82-7601	御殿場南小学校、南中学校、原里小学校、 原里中学校、森之腰幼稚園、原里西幼稚園 朝日小学校
7	玉穂地区	野菊寮	障害者	中畑1798	89-1421	御殿場愛郷報徳会館 ＪＡふじ伊豆 御殿場地区本部 玉穂第1保育園、玉穂小学校 中畑西区コミセン、印野小学校
8	高根地区	すずらん	高齢者	上小林1527-19	78-7900	御殿場南高校、御殿場愛郷報徳会館 ＪＡふじ伊豆 御殿場地区本部 玉穂第1保育園、玉穂小学校 中畑西区コミセン、高根小学校 高根第2保育園

⑥ 避難所の設置・運営のあり方

2 実施要領

(1) 一次避難所の開設

災害発生時、在宅避難ができない被災者のため、先ず地域コミセンや公民館等の一次避難所を開設する。

(2) 指定避難所の開設

一次避難所が収容可能人員超過などにより収容できない場合、指定避難所を開設する。

(3) 福祉避難所の開設

要配慮者を避難させるため、社会福祉施設を確保

(4) 避難所派遣職員の配置

避難所の運営のために必要な市職員を配置する。

(5) 自主防災組織による自主的な運営

市と連携して役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難所運営を実施する。

3 各係（職員）の任務

「避難所支援班組織図」による。

避難所支援班組織図

【班編成図】

災害時応急対策業務

- 1 避難所の応急危険度判定を依頼し、避難所として使用可能な施設を把握する。
- 2 施設管理者との調整し市指定避難所を開設する。
- 3 避難者による避難所の自主運営を支援する
- 4 福祉避難所との調整を行う。

避難所支援班

班長	渡邊 和美
総括	勝間田 崇幸

(任務)

- 1 避難所運営の支援全体に関すること
- 2 関係班との調整に関すること
- 3 災害救助法に関すること

避難所開設係

係長	勝又 克利
係員	臼井 桃可

(任務)

- 1 避難所の応急危険度判定の依頼と使用可能施設の把握
- 2 避難所開設に向けた施設管理者との調整
- ☆ 避難所開設後は支援・調整係として任務にあたる

支援・調整係

係長	勝俣 大地
係員	赤澤 さくら

(任務)

- 1 避難所の運営に関する支援・調整
- 2 避難所派遣職員との連絡調整
- 3 福祉避難所の受入れ準備状況の確認

避難所派遣職員(22人)

御殿場GP	湯山 芽映(農政) 他 5 人
富士岡GP	松林 英晃(人事) 他 4 人
原里GP	山崎 慶太(総務) 他 2 人
玉穂GP	松本 沙耶(社教) 他 2 人
印野GP	渡邊 萌依(観光) 他 1 人
高根GP	大野 美晴(社教) 他 2 人

(任務)

- 1 施設管理者と協力して避難所の開設、閉鎖
- 2 市災害対策本部(支部)との連絡調整
- 3 避難所の運営支援

⑥ 避難所の開設・運営状況 [8月28日(金)現在]

1 全 般

1次避難所、指定避難所合わせて約5,900人の避難者が予想される。市は27日17時現在で28箇所全指定避難所を開設して対応するとともに、感染症対策のため予備避難所及び臨時避難所（公共施設）の開設を準備する。

災害救助法の適用する消耗器材費等の発生状況把握に努めている。

2 対応状況

- (1) 各区は1次避難所を直ちに開設したが、収容しきれず、各支部より指定避難所の開設要請に基づき全指定避難所を順次開設した。
- (2) 指定避難所の応急危険度判定を並行して確認し、施設管理者と調整の上、避難所を開設する。
- (3) 福祉避難所の受入れ体制の問合せを実施する。
- (4) 当初、22人の職員を避難所に派遣して避難所の立上げを支援する。
- (5) その後、支部からの要請に基づき職員の応援を動員班に要請する。

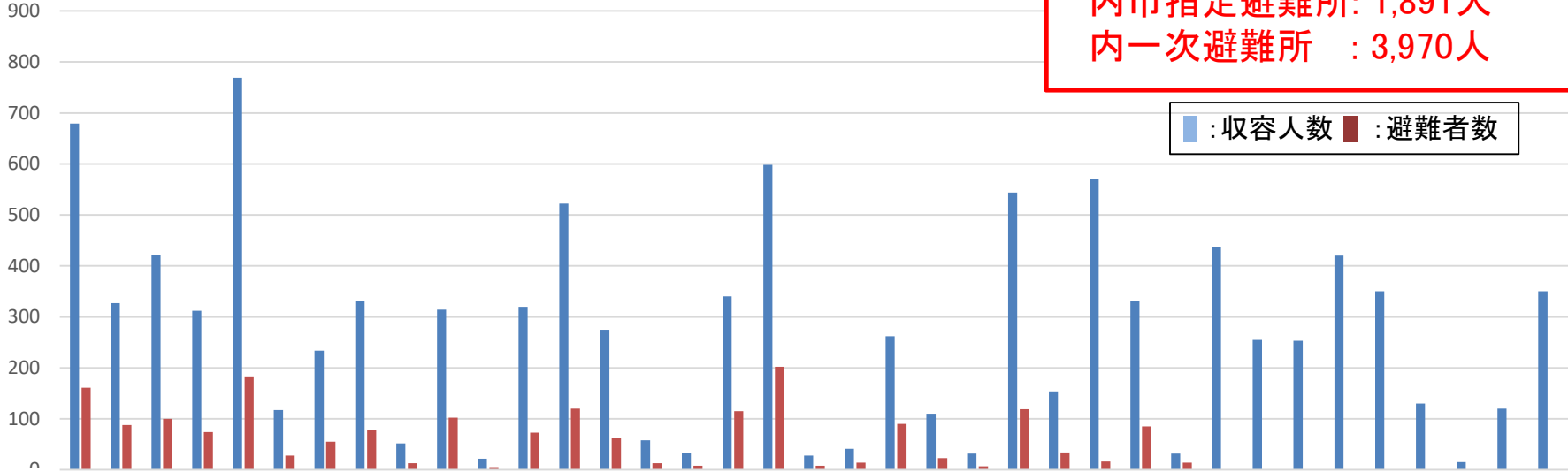
市内避難者数計(28日 8時時点)

・全体:5,861人

内市指定避難所: 1,891人

内一次避難所 : 3,970人

避難者数一覧(8月28日8時現在)



区分	市指定避難所																												予備避難所							臨時避難所		各区公民館・コミセン
避難所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	1	2	
	御殿場高校	御殿場小学校	南中学校	御殿場南小学校	御殿場南高校	鮎沢公民館	YMCA東山荘	東小学校	ニの岡地区コミセン	御殿場愛郷報徳会館	竈幼稚園	富士岡小学校	富士岡中学校	神山小学校	駒門地区児童厚生体育施設	神山地区生涯学習センター	原里小学校	原里中学校	森之腰幼稚園	原里西幼稚園	朝日小学校	JAふじ伊豆 御殿場地区本部	玉穂第1保育園	玉穂小学校	中畑西区コミセン	印野小学校	高根小学校	高根第2保育園	御殿場中学校	高根中学校	西中学校	市体育館	市民会館	樹空の森	浄化センター	国立駿河療養所	青少年交流の家	
収容人数	679	327	421	312	769	117	234	331	52	314	22	320	522	275	58	33	340	598	28	41	262	110	32	544	154	571	331	32	437	255	253	420	350	130	15	120	350	3970
避難者数	161	88	100	74	183	28	55	78	13	102	5	73	120	63	13	8	115	202	8	14	90	23	7	119	34	16	85	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3970

⑥ 避難所の開設・運営状況 [8月28日(金)現在]

1 全 般

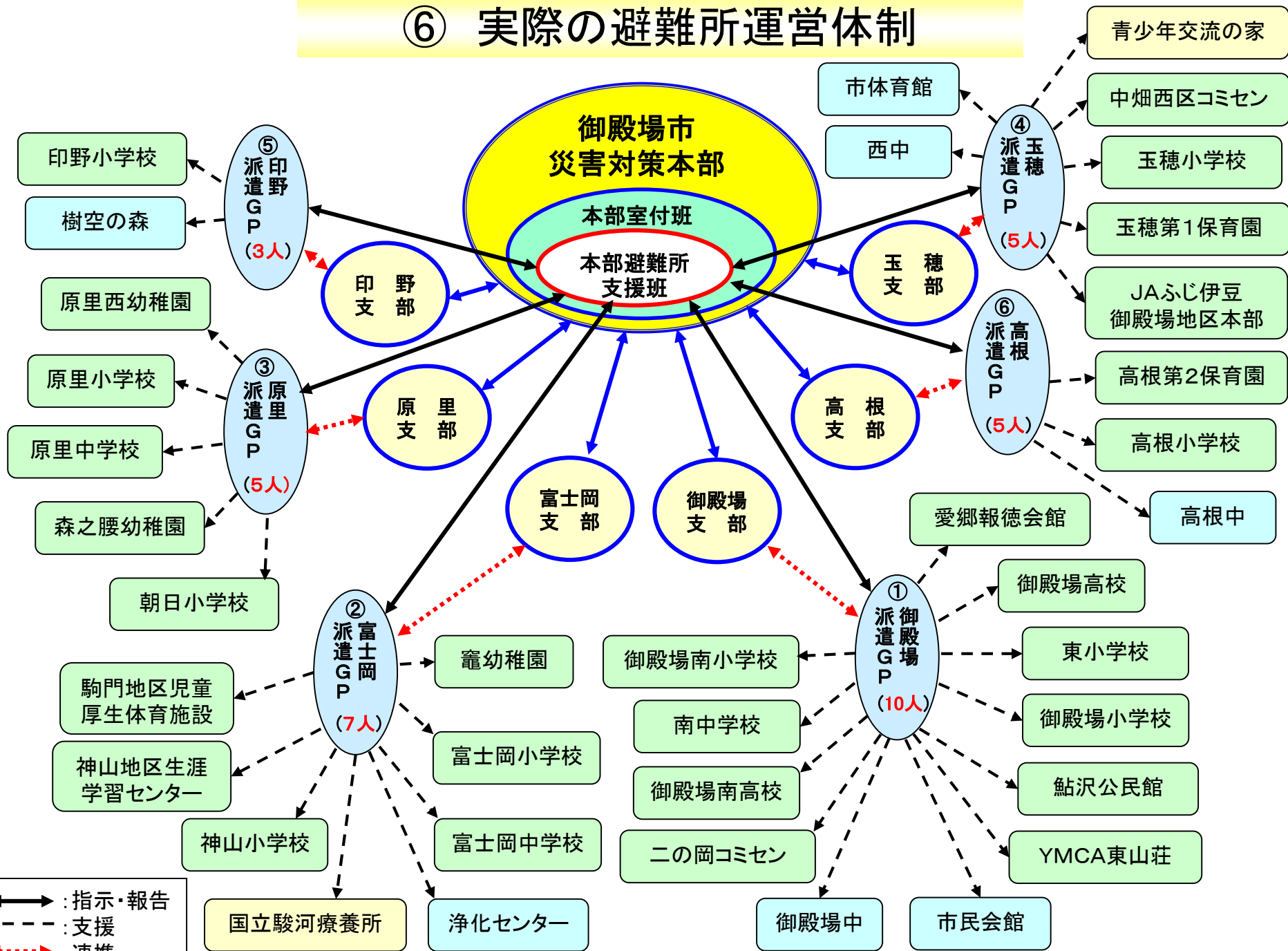
1次避難所、指定避難所合わせて約5,900人の避難者が予想される。市は27日17時現在で28箇所全指定避難所を開設して対応するとともに、感染症対策のため予備避難所及び臨時避難所（公共施設）の開設を準備する。

災害救助法の適用する消耗器材費等の発生状況把握に努めている。

2 対応状況

- (1) 各区は1次避難所を直ちに開設したが、収容しきれず、各支部より指定避難所の開設要請に基づき全指定避難所を順次開設した。
- (2) 指定避難所の応急危険度判定を並行して確認し、施設管理者と調整の上、避難所を開設する。
- (3) 福祉避難所の受入れ体制の問合せを実施する。
- (4) 当初、22人の職員を避難所に派遣して避難所の立上げを支援する。
- (5) その後、支部からの要請に基づき職員の応援を動員班に要請する。

⑥ 実際の避難所運営体制



⑥ 避難所の開設・運営状況[8月28日(金)現在]

- (6) 食料、毛布、トイレ等の物資支援については、各防災倉庫の備蓄品で対応し、その他避難生活における必要物資については、避難所の要望を把握し、救援物資班と連携して配分する。

3 感染症予防対策

- (1) 3密を避けるため、予備避難所を開設するとともに、各指定避難所は体育館以外の教室等の利用を促進する。
- (2) 国立駿河療養所、青少年交流の家を臨時避難所として開設し、避難者の分散を促進する。
- (3) 各避難所にパーテーションを配布する。
- (4) 各避難所に職員を派遣し、感染症対策に配慮した避難所運営を主導する。

4 編成・任務

実際の避難所支援班編成は、右図による。

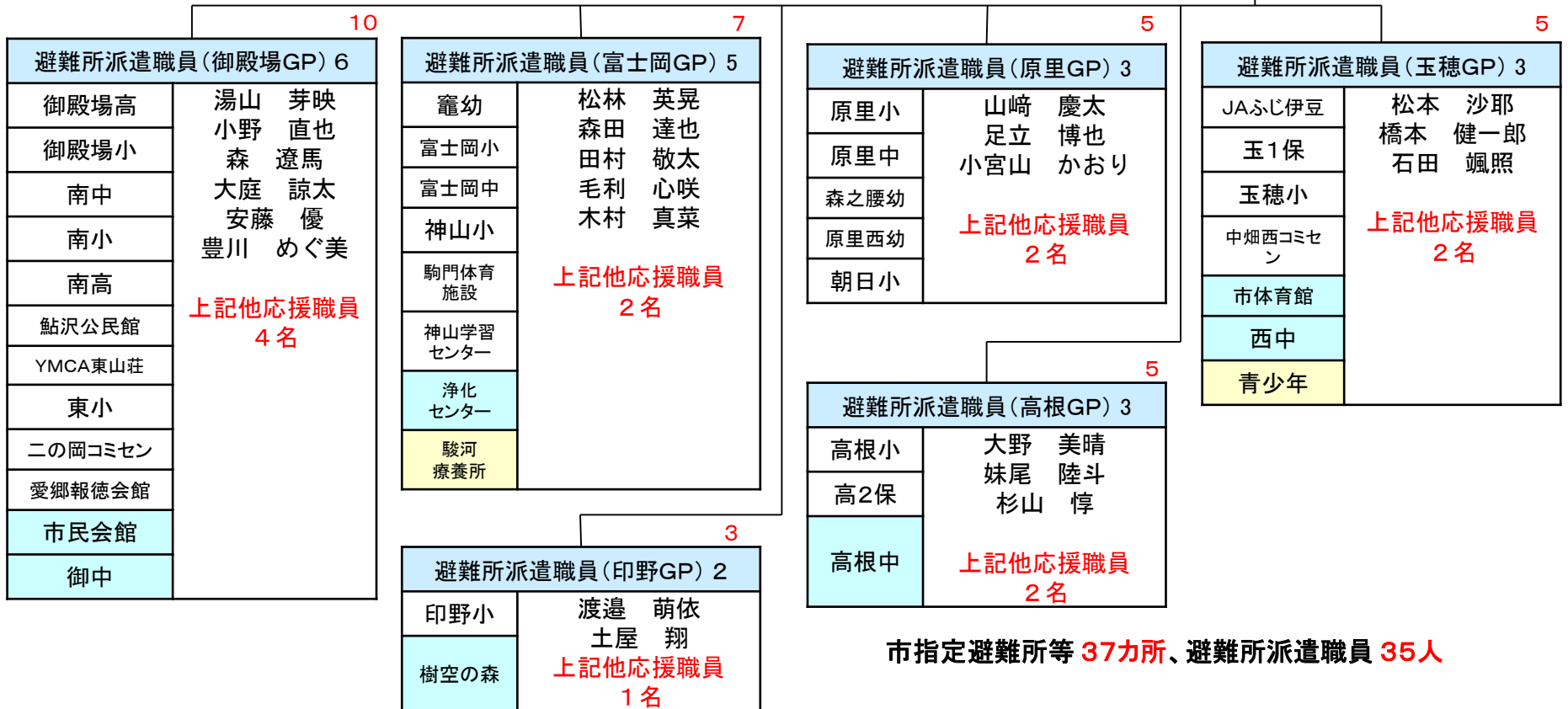
実際の避難所支援班編成状況

【班編成図】

避難所支援班	
班長	渡邊 和美
総括	勝間田 崇幸

避難所開設係	
係長	勝又 克利
係員	臼井 桃可

支援・調整係	
係長	勝俣 大地
係員	赤澤 さくら



市指定避難所等 37カ所、避難所派遣職員 35人

⑦ 応急危険度判定実施状況

⑦ 応急危険度判定実施状況

⑦応急危険度判定実施状況

1 基本方針

地震により被災した建物は、余震等で倒壊や落下物により人命に危険を及ぼす恐れがある。そのため、被災直後から被災建物の調査を行い、その建物の危険度を応急的に判定し、市民に注意喚起する。

2 実施要領

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

応急危険度判定実施本部を建築住宅課内に設置し、支援本部（県）、支援支部（沼津土木事務所）、市災害対策本部及び民間判定士との連絡調整等を実施

(2) 優先判定建築物の判定

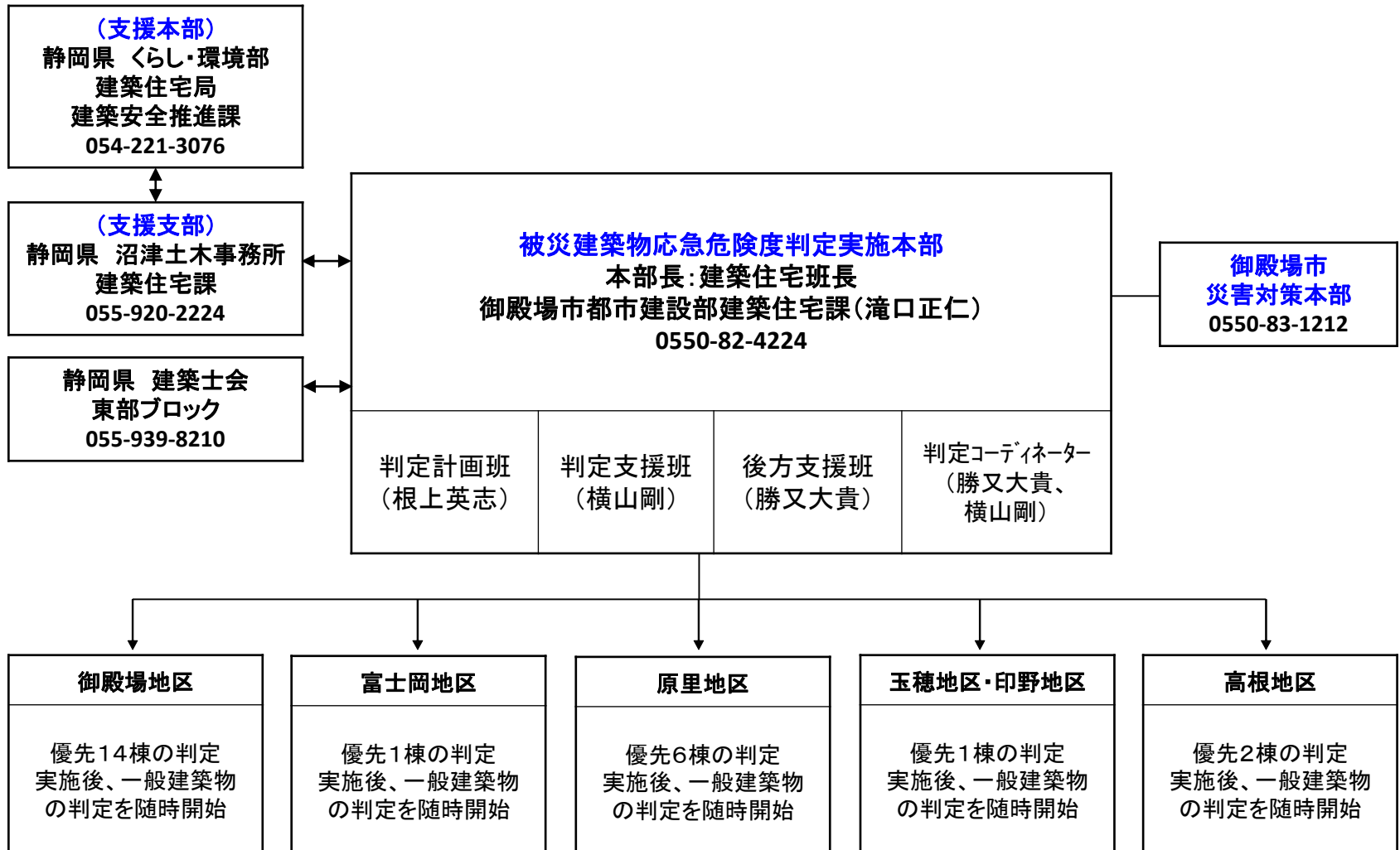
防災拠点施設・避難所・医療施設等の優先判定建築物の判定を実施

(3) 一般建築物の判定

要判定区域の設定を行い判定を実施

優先判定建築物の判定終了後、判定士延べ１１００人で１０日間にて、約７８００棟の判定を想定

建築住宅班組織図(応急危険度判定実施本部)



※耐震ランク I aの避難所施設は除く。

⑦ 応急危険度判定実施報告状況

1 全般

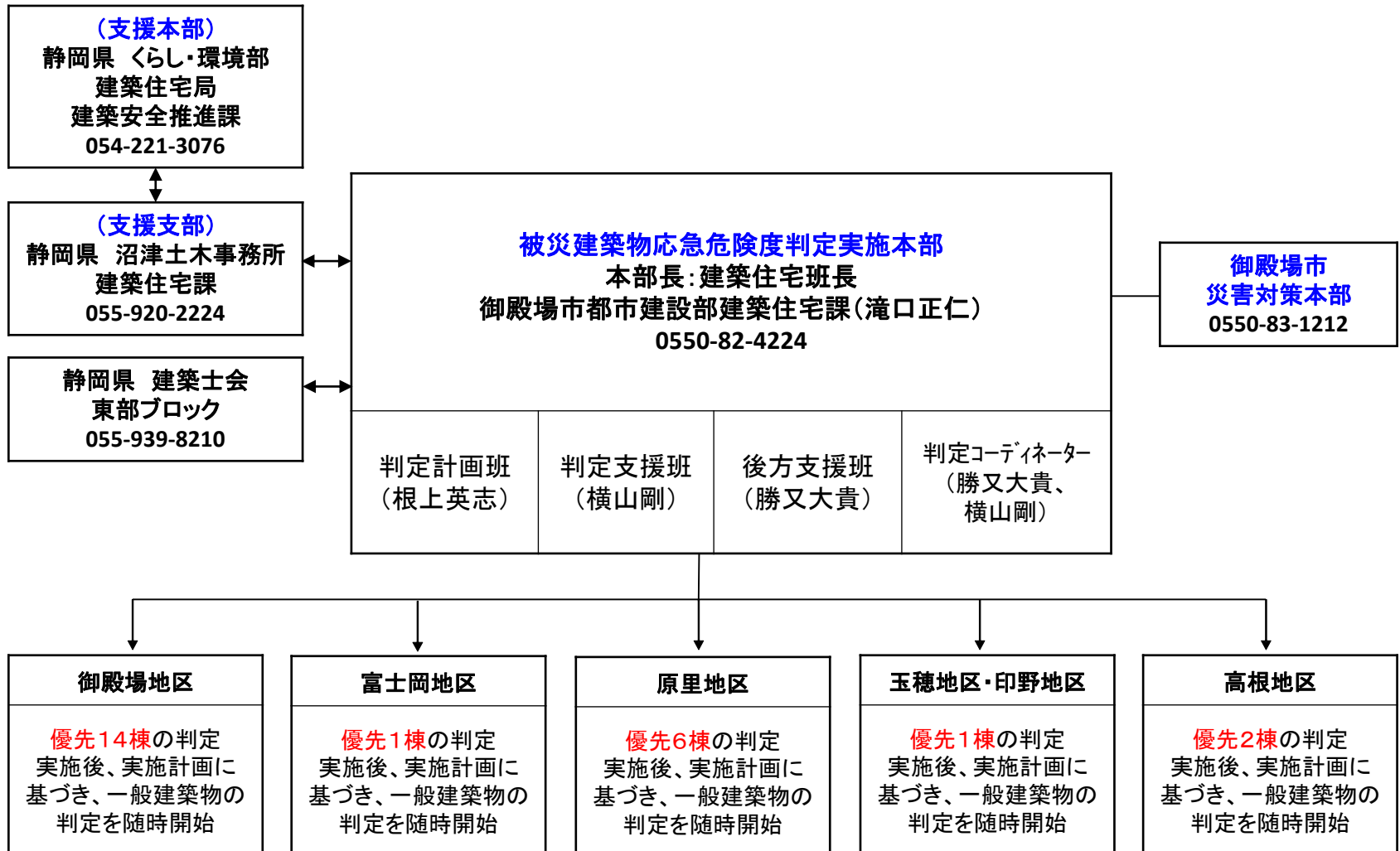
発災直後に災害対策本部からの指示を受け、直ちに建築住宅班（建築住宅課）内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した。発災初日より別紙編成図による実施体制を整備し、判定業務に着手した。

判定業務は、耐震ランク Iaを除く、市内 2 4 の優先判定建築物から着手し、並行して情報収集を進めながら実施計画を作成し、順次判定を進めている。

2 優先判定建築物の応急危険度判定について

市内 2 4 の優先判定建築物については、市職員と民間判定士による応急危険度判定を実施した結果、支障になるところは見当たらず、全ての施設の安全性が確認された。

建築住宅班組織図(応急危険度判定実施本部)



優先判定建築物全24棟⇒安全確認済

⑦ 応急危険度判定実施状況

3 今後の活動状況

一般建築物の応急危険度判定を実施

- ・ 実施計画を作成し、地元判定士への参集を要請
- ・ 現時点で、半壊 2 5 0 0 棟を含む約 3 3 0 0 棟の判定が必要で、5 日間要する見込み
- ・ 3 日目以降は、1 日あたりの必要判定士数 1 3 0 名に対し、地元判定士数 6 0 名のため、1 日あたり判定士 7 0 名の不足が見込まれる。
- ・ 不足する判定士については、支援支部に対して、派遣等の支援を要請

⑦ 応急危険度判定実施状況

○ 判定作業状況



▲被災建物の傾き計測



▲階段等のひび割れ確認

▶
マスクの着用



⑧ 帰宅困難者への対応

⑧ 帰宅困難者への対応

⑧ 帰宅困難者への対応

【本文】

1 基本方針

公共交通機関の被害状況や運行状況等を把握し、帰宅困難者や観光施設等に情報を提供する。帰宅困難者を一時滞在施設に誘導し、交通状況の回復に伴い、帰宅を支援する。

2 実施要領

(1) 交通状況の把握と情報提供

公共交通機関の運行状況の把握、観光施設と連絡調整

(2) 一時滞在施設開設の要請と誘導員の確保

一時滞在施設の開設を要請、帰宅困難者を誘導する職員の確保

(3) 車両の手配

遠方への移動や要配慮者を輸送するための車両の手配

(4) 一時滞在施設への誘導

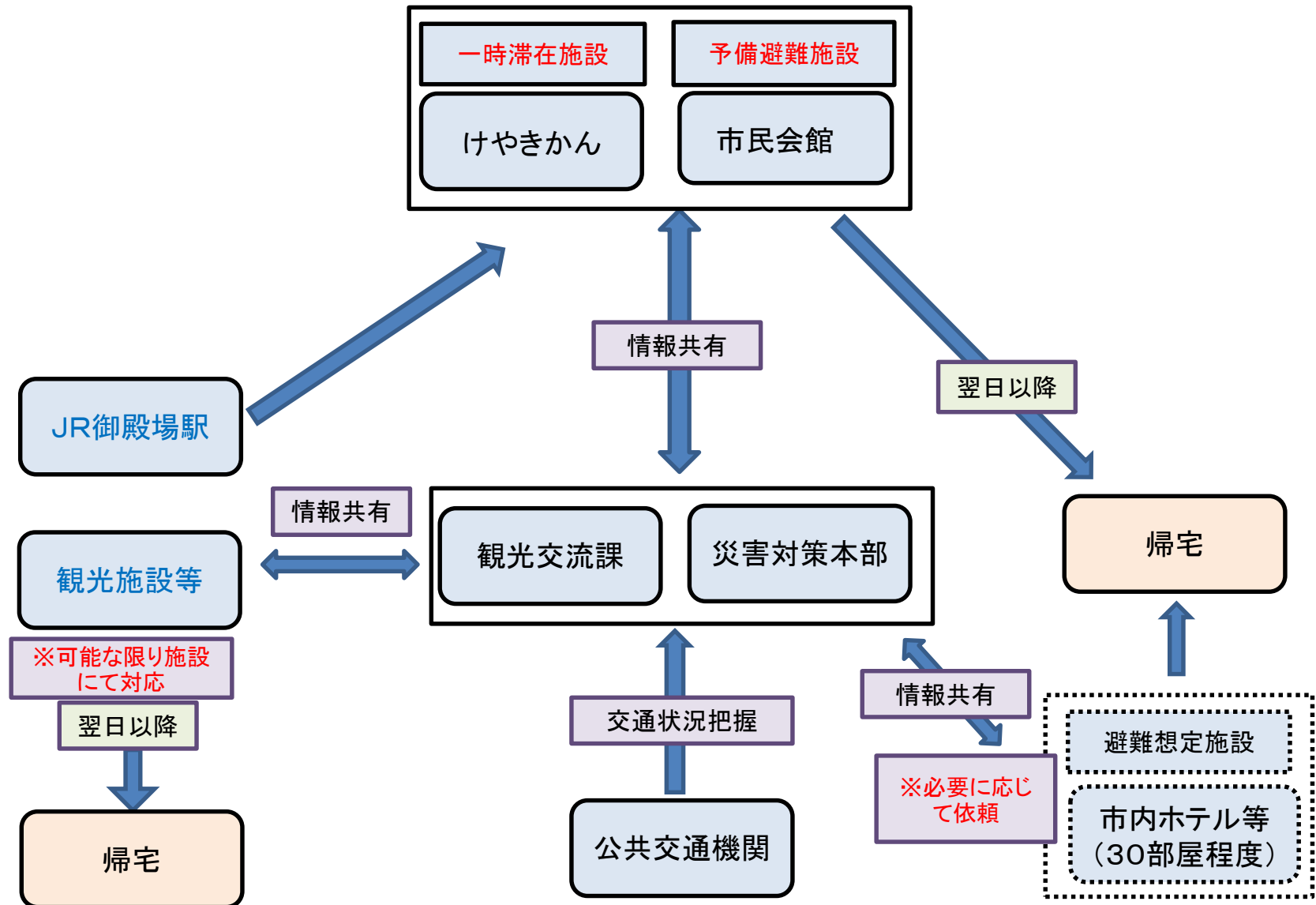
帰宅困難者の観光施設での留め置き、又は一時滞在施設へ誘導

(5) 帰宅支援

公共交通機関の運行情報の収集、情報提供。JR御殿場駅等への帰宅困難者の輸送

⑧ 帰宅困難者への対応

【関連図(要図)】



⑧ 帰宅困難者への対応

【本文】

3 各係(職員)の任務

右図「帰宅困難者対応班(帰宅困難者対応)組織図」による。

帰宅困難者支援班 組織図

【班編成図】

災害時応急対策業務	
1 交通状況の把握に関すること。 2 一時滞在施設の要請と誘導員の確保に関すること。 3 車両の手配に関すること。 4 一時滞在施設への誘導に関すること。 5 帰宅支援に関すること。	

帰宅困難者支援班	
班長	観光交流課長
(任務) 1 交通状況の把握に関すること。 2 一時滞在施設の要請と誘導員の確保に関すること。 3 車両の手配に関すること。 4 一時滞在施設への誘導に関すること。 5 帰宅支援に関すること。	

帰宅困難者支援班 本部	
総括係	観光交流課長
	観光交流課統括
(任務) 1 災害対策本部との調整に関すること。 2 一時滞在施設の要請に関すること。 3 帰宅困難者対応の総括に関すること。	

調整係	
係長	観光交流課職員
調整員	観光交流課職員
調整員	(観光交流課職員)
(任務) 1 交通状況の把握に関すること。 2 車両の確保に関すること。 3 観光施設等との調整に関すること。 4 一時滞在施設との調整に関すること。	

誘導係	
係長	観光交流課職員
誘導員	観光交流課職員
(任務) 1 帰宅困難者の誘導に関すること。 2 一時滞在施設との連絡調整に関すること。 3 帰宅困難者との連絡調整に関すること。 4 御殿場駅等までの運搬に関すること。	

⑧ 帰宅困難者への対応

【本文】

1 全般

28日9時30分までに公共交通機関の運行状況を把握。観光施設への交通情報提供に加え、施設に滞在するよう依頼。御殿場駅周辺の帰宅困難者に対する一時滞在施設を開設したが、**一時滞在施設だけでは収まりきらないため、予備避難施設を開設**（開設完了時期：28日・15時）

2 帰宅困難者の発生状況

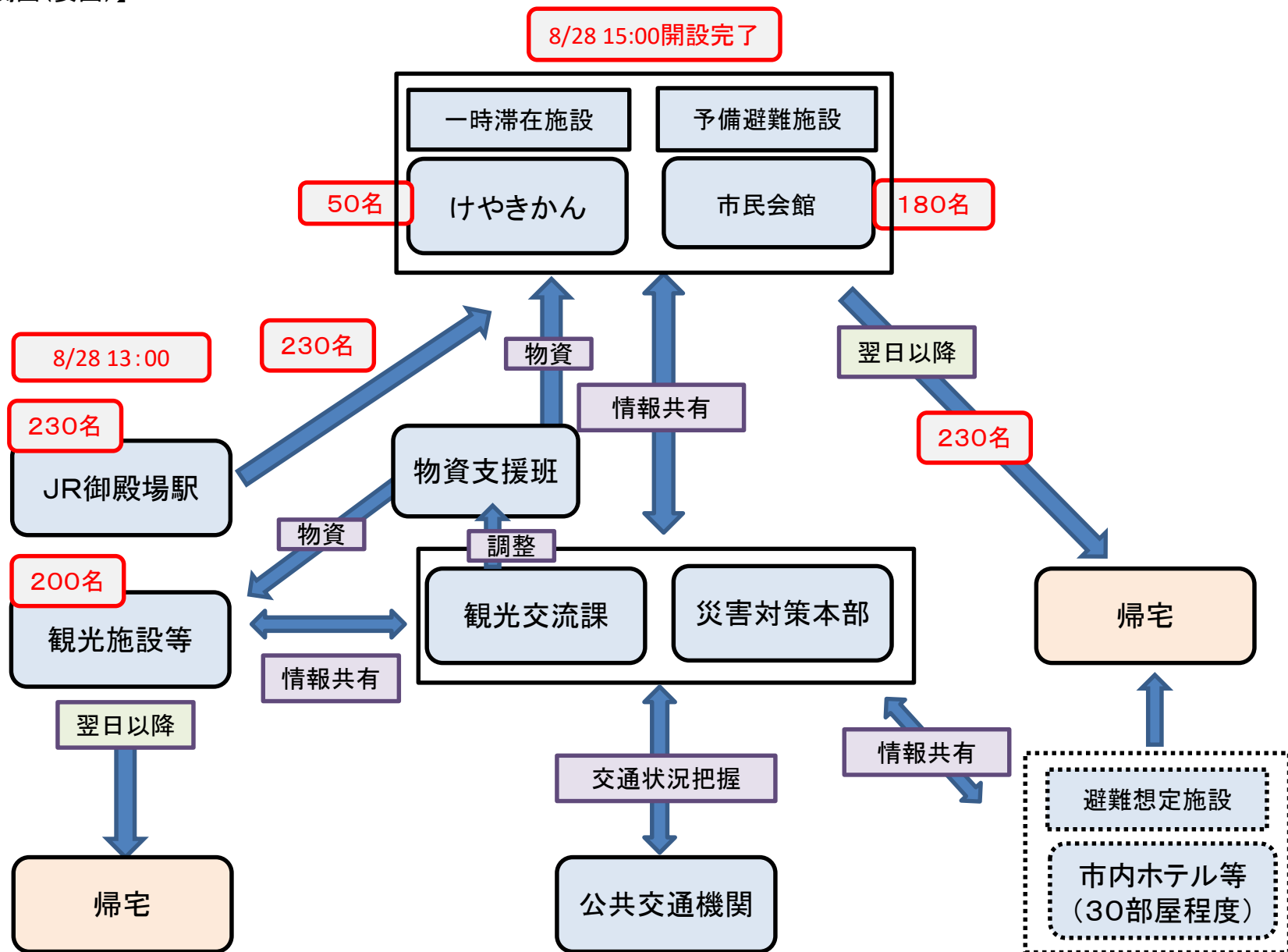
御殿場駅周辺 **約230名**・観光施設等 **約200名**（28日13時時点）

3 帰宅困難者対応の問題点・処置等

- (1) 情報提供を行う職員や、一時滞在施設への誘導員が不足したため、応援班に3人応援を依頼
- (2) 滞在施設での食料・毛布等が不足したため、救援物資班と調整のうえ、応援班の支援を受け、運搬・配布
- (3) **観光施設等に滞在中の帰宅困難者200名は、事業者での対応を依頼**

⑧ 帰宅困難者への対応

【相関図(要図)】



⑧ 帰宅困難者への対応

【本文】

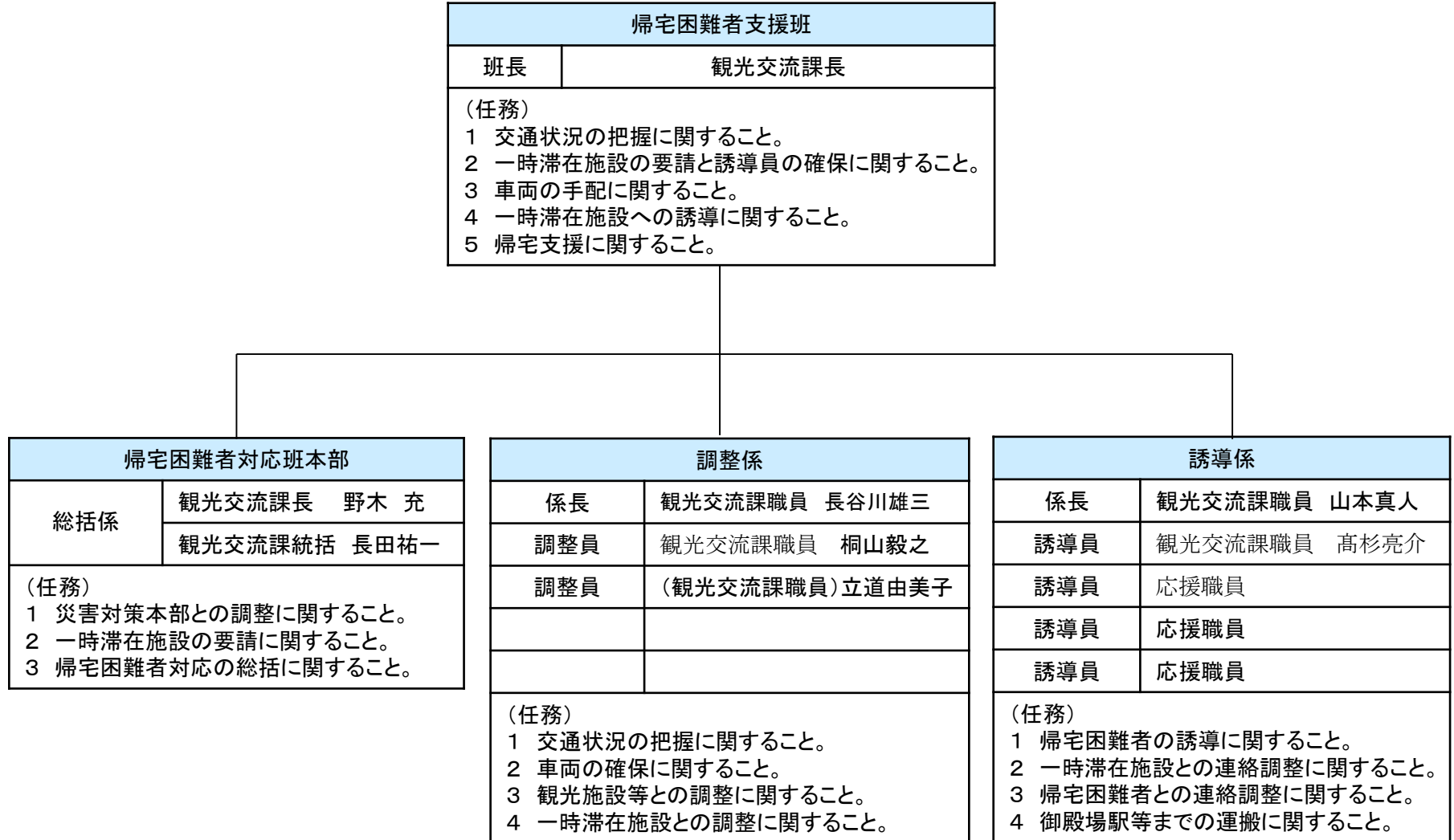
(4) 体の不自由な方や長期滞在者に対応するため、県の災害時避難者受入協定に基づき御殿場旅館協同組合の仲介により、市内のホテル事業者に協力をいただき約30部屋を確保。

4 編成・任務

右記「帰宅困難者対応班(帰宅困難者対応)編成図」による。

帰宅困難者支援班(帰宅困難者対応)編成図

【班組織図】



8月29日の朝【発災3日目】

8月29日の朝【発災3日目】

⑨ 職員の状況及び組織の再編成

⑨ 職員の状況及び組織の再編成

⑨職員の状況及び組織の再編成

1 基本方針

- (1) 職員の参集状況を把握するとともに安否等を確認する。
- (2) 各班の人員及び従事状況を把握し、職員の適正配置を行う。
- (3) 職員の参集状況や応急対策活動・復旧作業等業務量の増大に対応するため、災害時相互応援協定に基づき、応援要請を行う。
- (4) 職員の健康管理に配慮するとともに、被災した職員に対する公務災害認定申請等の各種手続きを行う。
- (5) 職員の時間外勤務時間等を把握し、災害救助法に基づく各種申請を行う。

2 実施要領

(1) 職員の参集状況把握及び安否調査

各部長から提出される「職員出勤状況報告書」により、動員状況を把握する。また、「職員出勤不可能者名簿」、「職員連絡不能者報告書」により、出勤できていない職員の状況を把握する。

動員班 組織図

災害時応急対策業務	
1 職員の動員及び調整(避難所、各支部への派遣など)に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び他市町村からの派遣受け入れに関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。	

動員班	
班長	人事課長 勝又 久生
(任務) 1 職員の動員及び調整(避難所、各支部への派遣など)に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び他市町村からの派遣受け入れに関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。	

動員調整係	
係長	人事研修スタッフ統括 仁藤 真伸
係員	人事研修スタッフ 高杉 幸弘 外2人
係員	給与厚生スタッフ 杉山 裕紀 外1人
(任務) 1 参集状況の把握・安否確認等に関すること。 2 各班からの応援要請の取りまとめに関すること。 3 災害時相互応援協定に係る派遣要請に関すること。 4 他市町村等応援職員の受け入れ調整に関すること。	

給与厚生係	
係長	給与厚生スタッフ統括 加藤 千織
係員	給与厚生スタッフ 勝又 正明
(任務) 1 職員の健康管理に関すること。 2 公務災害に関すること。 3 時間外勤務時間等の把握及び災害救助法に基づく救助事務費に関すること。	

⑨職員の状況及び組織の再編成

(2) 「災害時における相互応援協定」に基づく応援職員の要請

「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、職員の派遣要請及び受け入れ調整を行う。

(3) 職員の健康管理に関すること

被災した職員の救済について、被災時の状況確認を行うとともに、静岡県市町村職員共済組合等に対して公務災害認定等の各種手続き等を行う。

(4) 職員の健康管理

応急対策活動・復旧活動等に従事した職員の身体的・精神的負担に配慮するため、必要な措置を講ずる。

(5) 時間外勤務時間等の把握

職員の時間外勤務時間、旅程(旅費)等を把握する。また、災害救助法に基づく救助事務費申請を行う。

動員班 組織図

災害時応急対策業務
1 職員の動員及び調整(避難所、各支部への派遣など)に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び他市町村からの派遣受け入れに関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。

動員班	
班長	人事課長 勝又 久生
(任務) 1 職員の動員及び調整(避難所、各支部への派遣など)に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び他市町村からの派遣受け入れに関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。	

動員調整係	
係長	人事研修スタッフ統括 仁藤 真伸
係員	人事研修スタッフ 高杉 幸弘 外2人
係員	給与厚生スタッフ 杉山 裕紀 外1人
(任務) 1 参集状況の把握・安否確認等に関すること。 2 各班からの応援要請の取りまとめに関すること。 3 災害時相互応援協定に係る派遣要請に関すること。 4 他市町村等応援職員の受け入れ調整に関すること。	

給与厚生係	
係長	給与厚生スタッフ統括 加藤 千織
係員	給与厚生スタッフ 勝又 正明
(任務) 1 職員の健康管理に関すること。 2 公務災害に関すること。 3 時間外勤務時間等の把握及び災害救助法に基づく救助事務費に関すること。	

⑨職員の状況及び組織の再編成

1 全 般

8月29日午前8時現在の参集状況 579人(80.9%)

支部派遣職員(13名)及び避難所派遣職員(40名)を地域振興センター及び各支所に派遣中。市職員のうち、消防団員(64名)は、消防団各分団で活動中

2 職員参集・配置の状況(発災3日目 8月29日現在)

- (1) 負傷等により、43人の職員(6.0%)が当面参集できない状況
- (2) 避難所派遣職員:全指定避難所開設に伴い21人から40人に増員し派遣
- (3) 避難所運営等で交代職員が不足し長時間の勤務による職員の疲労が懸念されるが、公務災害等は発生していない。
- (4) 今後、災害証明の発行業務等の増加が見込まれている。

3 応援職員の要請・配置状況

- (1) 各班からの応援要請が多く、本市の職員だけでは対応しきれないため、昨日の午後3時に、「災害時における相互応援に関する協定」の関係市町に、避難所運営・救援物資の配分等に携わる職員の派遣を要請した。

職員の参集状況及び各部の編成(発災後)

御殿場市災害対策本部組織図



各部の編成(発災後)

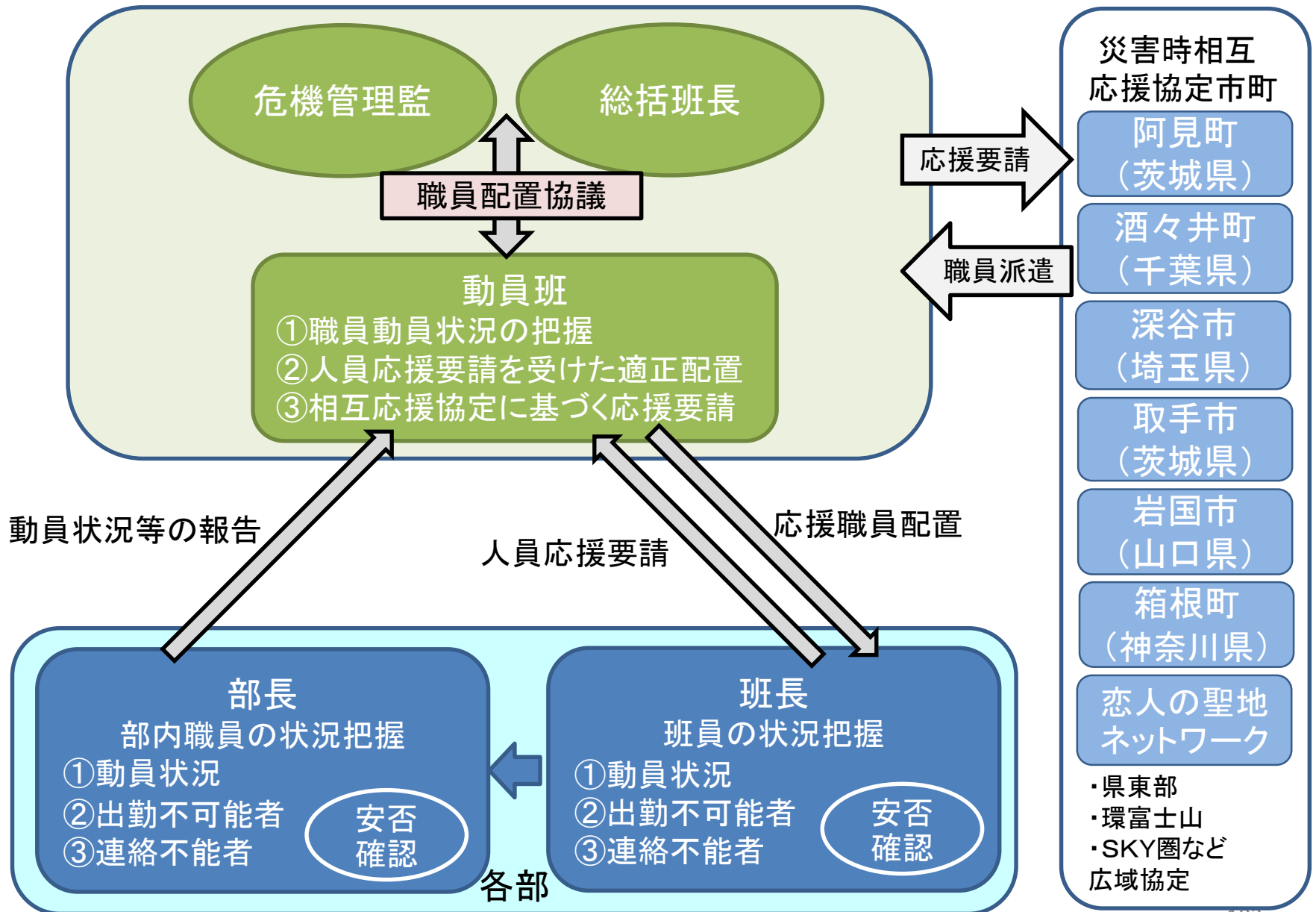
① 企画戦略部	38 / 50名 (76.0%)
② 総 務 部	63 / 83名 (75.9%)
③ 環境市民部	79 / 101名 (78.2%)
④ 健康福祉部	170 / 204名 (83.3%)
⑤ 産業スポーツ部	37 / 46名 (80.4%)
⑥ 都市建設部	56 / 71名 (78.9%)
⑦ 会 計 部	6 / 7名 (85.7%)
⑧ 教 育 部	81 / 97名 (83.5%)
⑨ 議 会 部	5 / 6名 (83.3%)
⑩ 広域行政部	21 / 23名 (91.3%)
⑪ 支 部	23 / 28名 (82.1%)
⑫ 非常備消防部 (337名)	
⑬ 常備消防部 (175名)	

⑨職員の状況及び組織の再編成

- (2) 「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、茨城県取手市、千葉県酒々井町から、連絡調整員各2名を派遣するとの連絡あり。明日、早朝到着予定。
- (3) 山口県岩国市、広島県尾道市、岡山県新見市からも、職員派遣可能との連絡有り。現在、受け入れ人数及び受け入れ態勢を調整中。

⑨職員の状況及び組織の再編成

【関連図(要図)】



⑩ 本部施設の被害・復旧状況

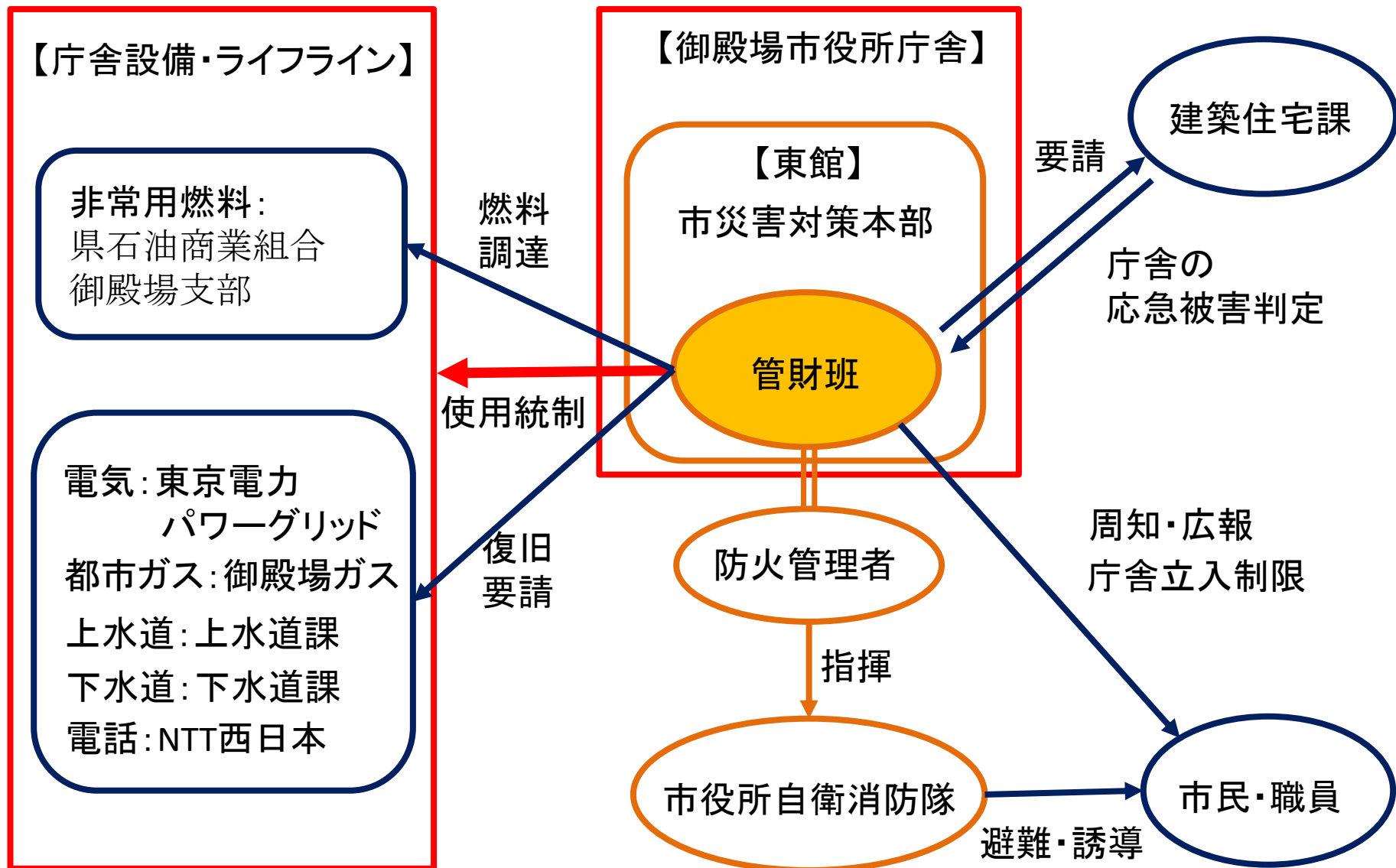
⑩ 本部施設の被害・復旧状況

⑩ 本部施設の被害・復旧状況

1 基本方針

市は、災害時において、**災害対策本部及び災害対応拠点**としての庁舎の施設機能を確保・維持する。また、庁舎の被害状況を把握のうえ、迅速な復旧を図るとともに、必要に応じて**使用統制を実施**する。

⑩ 本部施設の被害・復旧状況



⑩ 本部施設の被害・復旧状況

2 実施要領

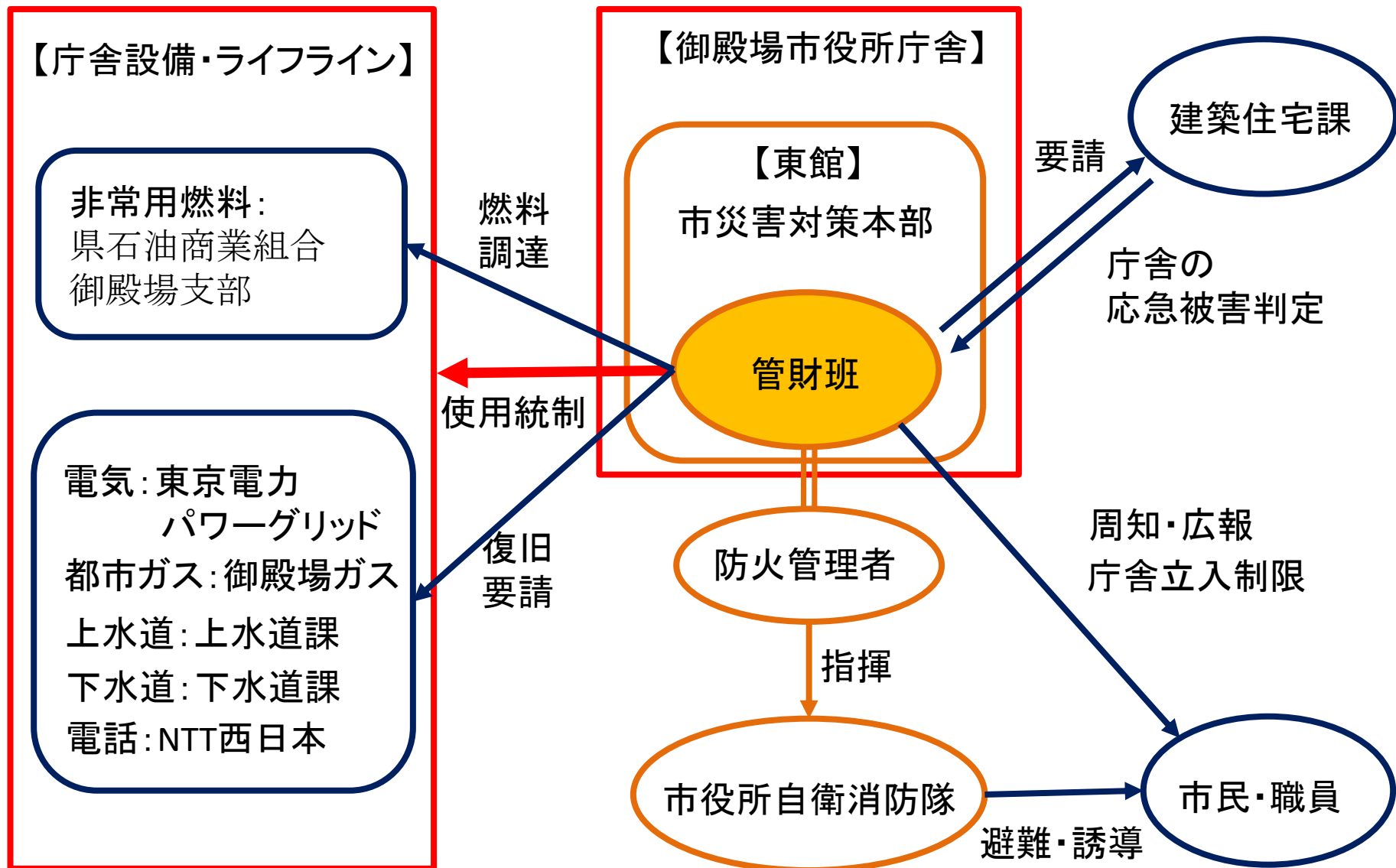
(1) 本部施設の被害状況把握、機能確保及び被害復旧

災害対策本部のある東館、本庁舎及び分館の施設機能を確認するとともに、建築部門による応急診断を依頼

(2) 庁舎設備・ライフラインの被害状況把握、機能確保及び被害復旧

- 電気：東電に復旧を依頼するとともに、非常用発電設備により本部施設運営に必要な電力を確保
- 上下水道：断水に伴い水道の使用を統制し、高架水槽・貯水槽を飲料用として確保。また、トイレも閉鎖し、一部のトイレに簡易トイレを設置
- 都市ガス：供給状況を確認し使用を統制
- 電話：NTTに復旧を依頼するとともに災害時優先電話及び衛星電話により、外部との連絡手段を確保

⑩ 本部施設の被害・復旧状況



⑩ 本部施設の被害・復旧状況及びトイレの使用統制

1 全 般

市は、**非常用自家発電設備、資機材を設置**して災害対策本部機能を確保中。

この際、**水道及びトイレの使用統制**を行い職員の執務環境の維持を図っている。

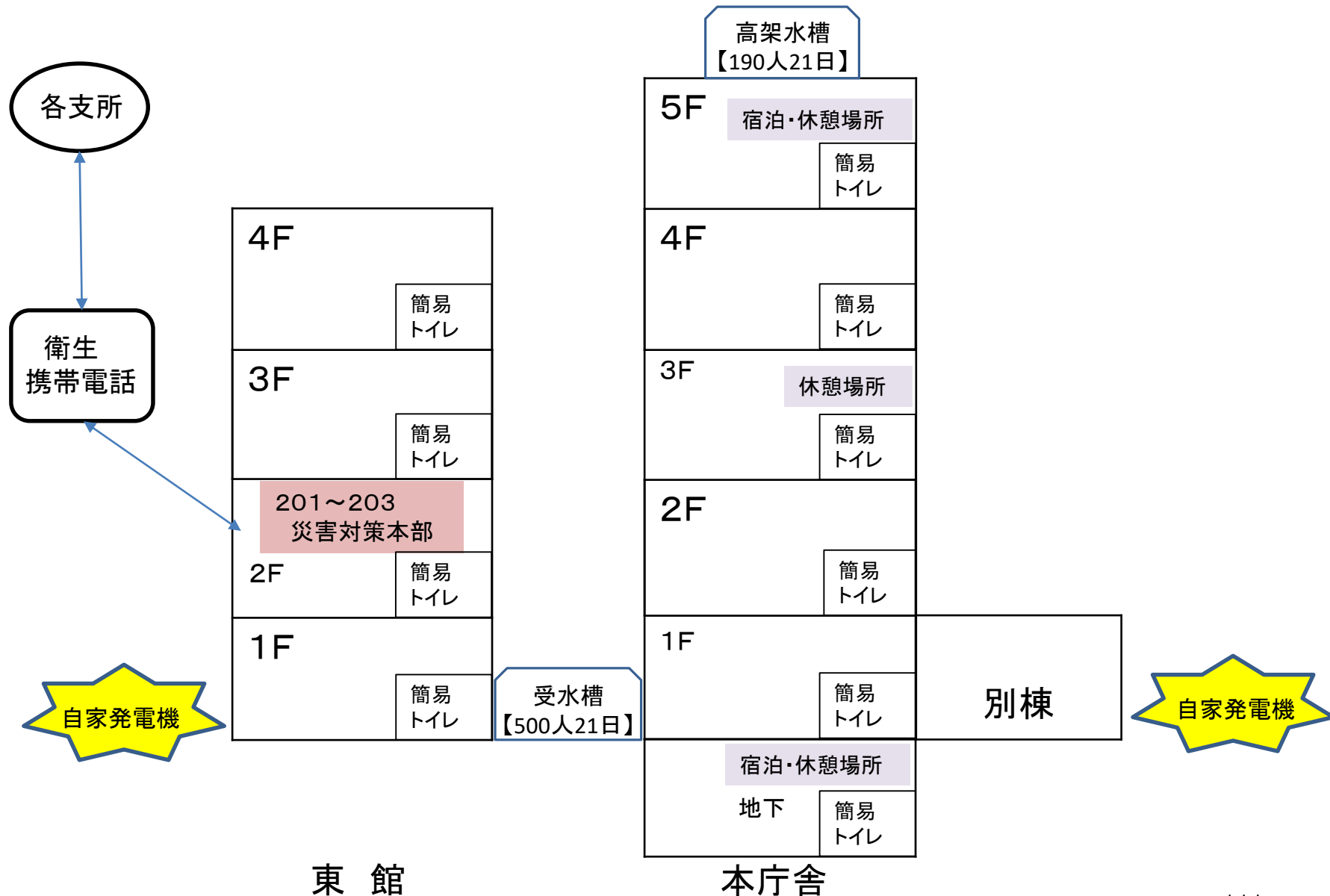
2 本部施設の被害状況把握、機能確保及び被害復旧状況

(1) 東館及び分館については躯体関係被害なし

(2) 本庁舎と別棟の接続部壁面に**亀裂有**

⇒建築部門による応急診断の結果、**倒壊等の恐れはないと判断**

⑩ 本部施設の被害・復旧状況



⑩ 本部施設の被害・復旧状況及びトイレの使用統制

3 庁舎設備・ライフラインの被害状況把握、機能確保及び被害復旧

(1) 電気: 東電に対応依頼済み。完全復旧については未定

⇒ 非常用発電設備により本部施設運営に必要な電力を確保

(2) 上下水道: 断水により水道及びトイレの使用統制を実施中

⇒ 高架水槽・貯水槽の水は飲料用として確保

⇒ 各階のトイレ(個室分)に簡易トイレを設置

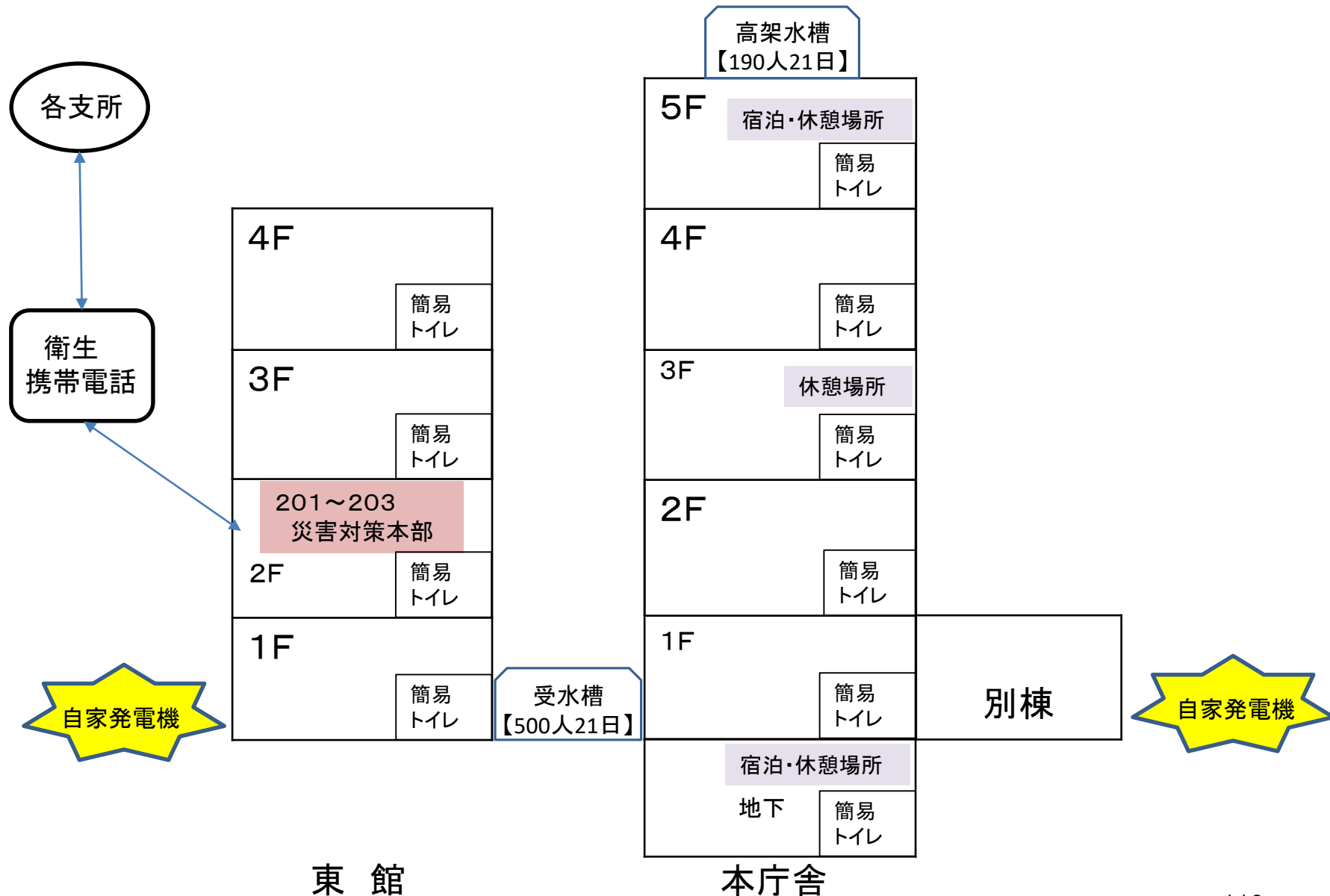
(3) 都市ガス: 市内都市ガスの供給が停止中。復旧の目途は未定

⇒ ガス管損傷による火災の恐れがあるため、現在使用禁止

(4) 電話: 一般電話・携帯電話は繋がりにくい状態

⇒ 衛星電話及び災害時優先電話により、外部との連絡手段を確保

⑩ 本部施設の被害・復旧状況



⑩ 本部施設の被害・復旧状況及びトイレの使用統制

3 庁舎設備・ライフラインの被害状況把握、機能確保及び被害復旧

(1) 電気：東電に対応依頼済み。完全復旧については未定

⇒ 非常用発電設備により本部施設運営に必要な電力を確保

(2) 上下水道：断水により水道及びトイレの使用統制を実施中

⇒ 高架水槽・貯水槽の水は飲料用として確保

⇒ 各階のトイレ(個室分)に簡易トイレを設置

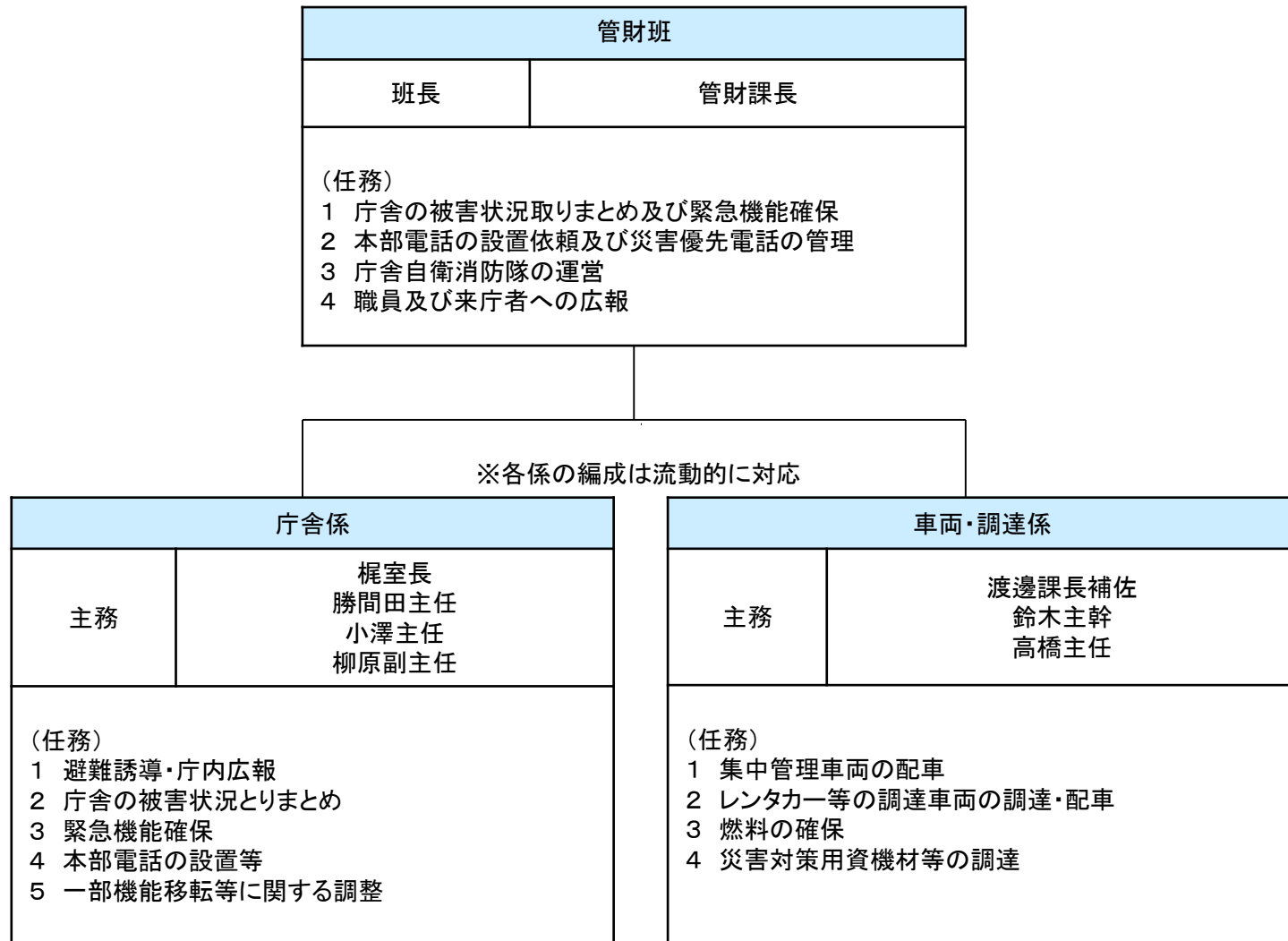
(3) 都市ガス：市内都市ガスの供給が停止中。復旧の目途は未定

⇒ ガス管損傷による火災の恐れがあるため、現在使用禁止

(4) 電話：一般電話・携帯電話は繋がりにくい状態

⇒ 衛星電話及び災害時優先電話により、外部との連絡手段を確保

管財班編成図



8月30日の朝【発災4日目】

8月30日の朝【発災4日目】

⑪ 救援物資の受入・配分状況

⑪ 救援物資の受入・配分状況

⑪ 救援物資の受入・配分計画

1 基本方針

被災住民に一刻も早く、必要な物資が行き渡るように物資集積場所を市体育館等に設置

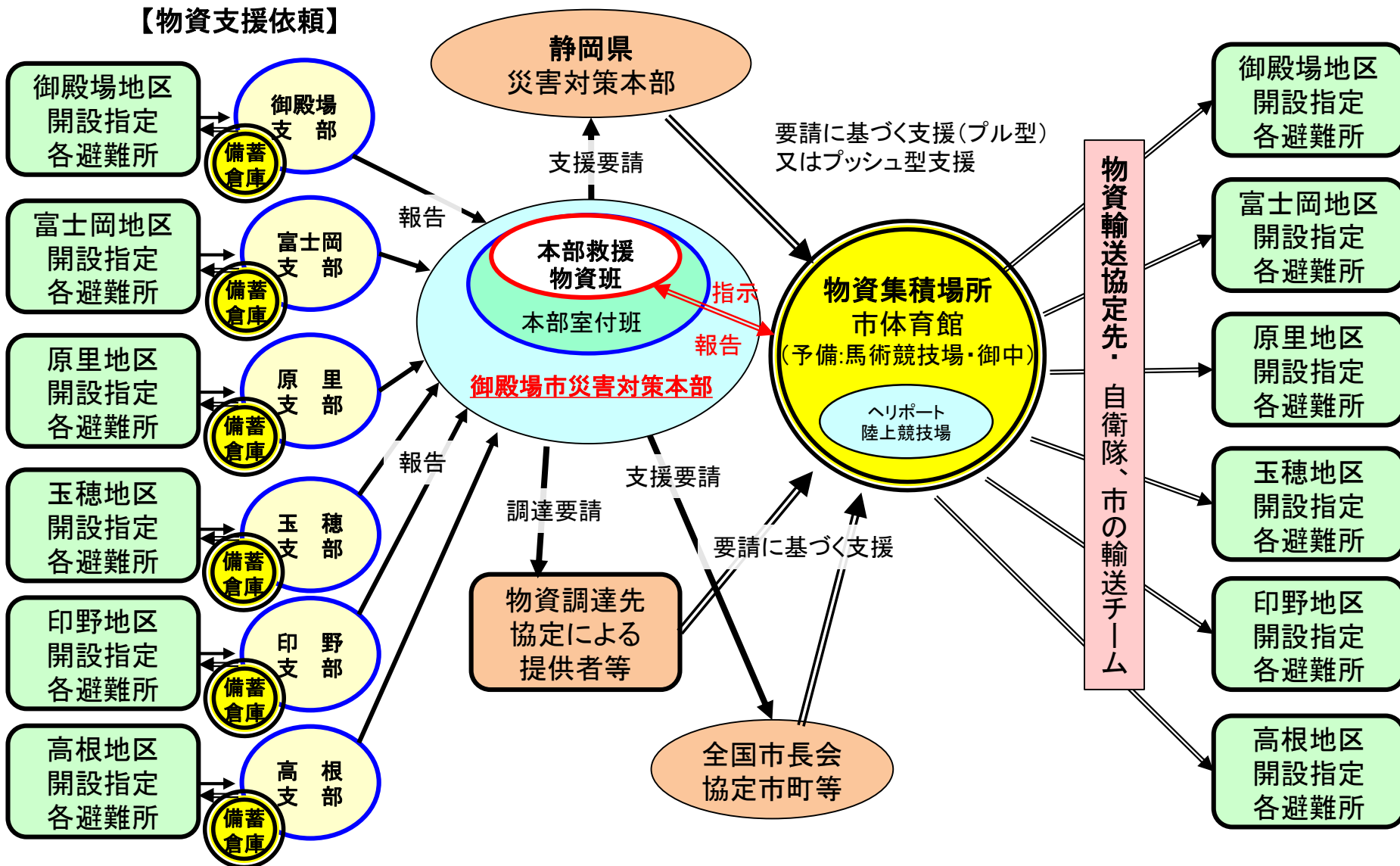
予備施設として大型車両の通行不可等の市体育館周辺のインフラ被災状況と断続的に続く余震等を想定し、緊急的に馬術スポーツセンターの屋内馬場及び御殿場中学校体育館をストックヤード等として準備を進める。

なお、空輸のためのヘリポートを陸上競技場に設定する。

また、各避難所からの要請に基づく物資配分計画を作成し、自主防災組織及びボランティア関係機関等の協力により配分を実施する。

⑪ 救援物資の受入・配分体制

【物資支援依頼】



2 実施要領

(1) 責任者の配置

本部救援物資班長=農政課長

本部救援物資班=農政課職員1名、商工振興課職員1名

スポーツ交流課職員1名の計3名

救援物資集積所長=農政課職員3名

(2) 集積場所の選定

ア メイン集積場所：市体育館

イ 予備集積場所：御殿場中学校体育館、馬術スポーツセンター

ウ ヘリポート：陸上競技場、友愛パーク原里、南運動場

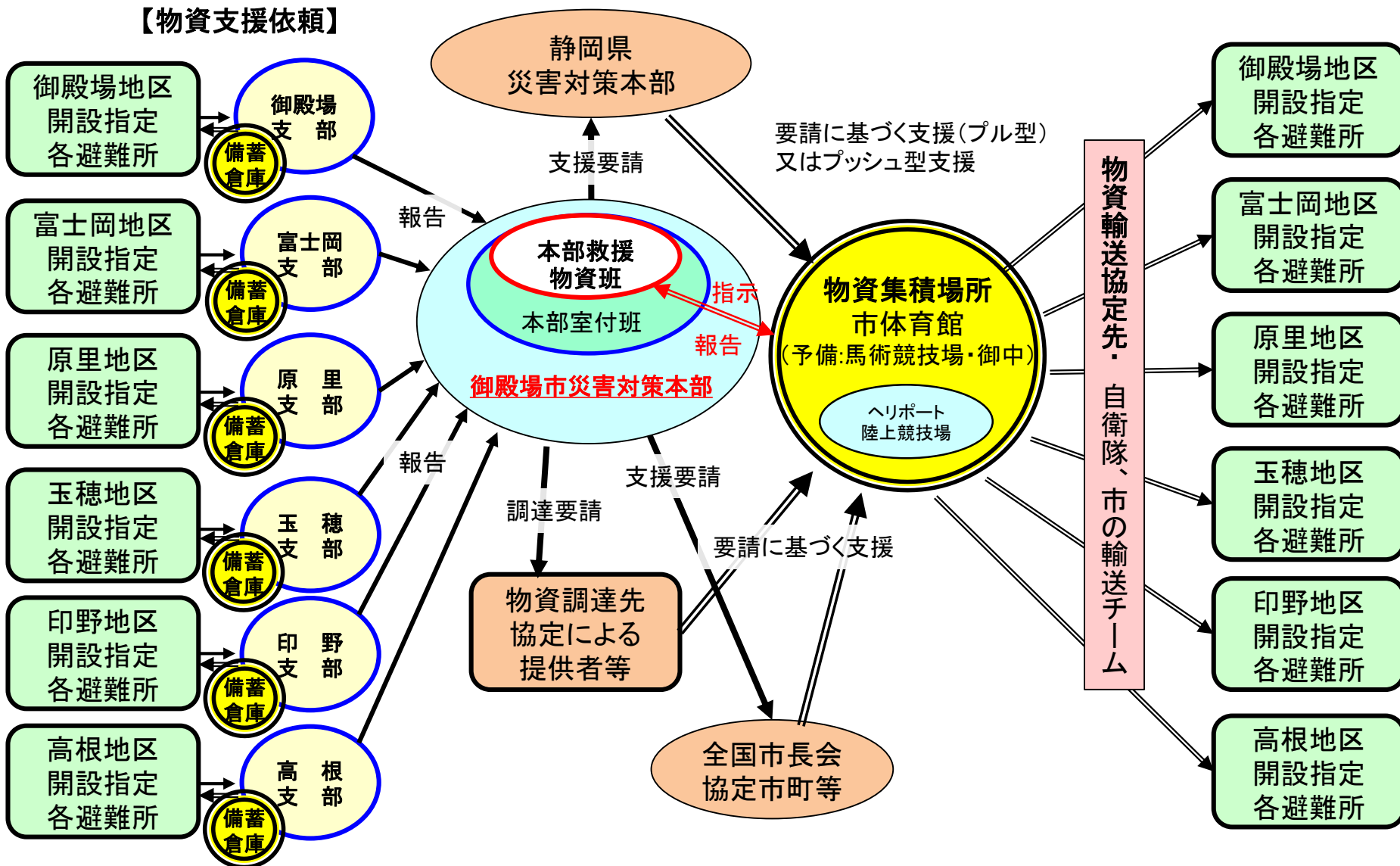
(3) 運搬車両の手配

ア トラック5台（県トラック協会東部支部）

イ フォークリフト4台（県トラック協会東部支部）

⑪ 救援物資の受入・配分体制

【物資支援依頼】



(4) 従事要員の確保

ア 農政課職員3名

イ 交代要員として10名(本部動員班等に要請)

ウ その他ボランティア関係機関を含め交代要員を要請

(5) 協定による物資調達の要請状況の確認

各物資要請先の11社に対し、必要に応じ救援物資を依頼

(6) 物資の配分

避難所及び避難者のニーズに基づく物資配分を計画

3 各班(職員)の役割

別紙「本部救援物資班 編成図」による。

御殿場市が結んでいる協定業者（食料品・生活用品・市内物資輸送）

No	協定業者	食料品	生活用品	物資輸送	その他
1	株式会社 ブルボン	○			
2	株式会社 虎屋	○			
3	御殿場まちづくり 株式会社	○			
4	マックスバリュートーヨー 株式会社	○	○		
5	株式会社 カインズ		○		
6	株式会社 エンチャー		○		
7	株式会社 カツマタ建設			○	
8	有限会社 若富士建設			○	
9	有限会社 大木産業			○	
10	静岡県 トラック協会			○	
11	佐川急便 株式会社			○	

(4) 従事要員の確保

ア 農政課職員3名

イ 交代要員として10名(本部動員班等に要請)

ウ その他ボランティア関係機関を含め交代要員を要請

(5) 協定による物資調達の要請状況の確認

各物資要請先の11社に対し、必要に応じ救援物資を依頼

(6) 物資の配分

避難所及び避難者のニーズに基づく物資配分を計画

3 各班(職員)の役割

別紙「本部救援物資班 編成図」による。

本部救援物資班 編成図

災害時応急対策業務

- 1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。
- 2 備蓄品の再配分・移管に関すること。
- 3 緊急(物資)輸送の実施に関すること。
- 4 物資集積所の開設・管理に関すること。

本部救援物資班

班 長	遠藤 英樹
-----	-------

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 本部救援物資班の運営全般 2 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 3 備蓄品の再配分・移管に関すること。 4 緊急(物資)輸送の実施に関すること。 5 物資集積所の開設・管理に関すること。 |
|---|

本部救援物資班		救援物資集積所長(市体育館)		救援物資集積所長(馬術競技場)		救援物資集積所長(御殿場中)	
物資係	小宮山 弘哲	所 長	北村 和之	所 長	芹澤 慶将	所 長	太田 壘
物資係	北村 和也	連絡員	応援職員	連絡員	応援職員	連絡員	応援職員
物資係	上原 正典	受入係	応援職員	受入係	応援職員	受入係	応援職員
1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 備蓄品の再配分・移管に関すること。 3 緊急(物資)輸送の実施に関すること。 4 物資集積所の開設・管理に関すること。 (生鮮食料品、生活必需品等 応急物資の調達・あっせん)		受入係	応援職員	受入係	応援職員	受入係	応援職員
		配分係	応援職員	配分係	応援職員	配分係	応援職員
		配分係	応援職員	配分係	応援職員	配分係	応援職員
		1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 物資集積所の開設・管理に関すること。		1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 物資集積所の開設・管理に関すること。		1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 物資集積所の開設・管理に関すること。	

⑪ 救援物資の受入・配分【実績】

1 全 般

28か所の指定避難所開設に伴い、市防災倉庫(各地区)で保管している備蓄品を配分するとともに、各支部からの要請に基づき不足する物資については、調達可能な協定業者や全国市長会等へ支援を要請。また、物資集積場所を開設し、8月31日以降の県によるプッシュ型支援物資及び応援市町等に要請した物資の受入れ体制を整備

プッシュ型支援＝具体的な要請を待たずに、被災者に必要と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

2 集積場所

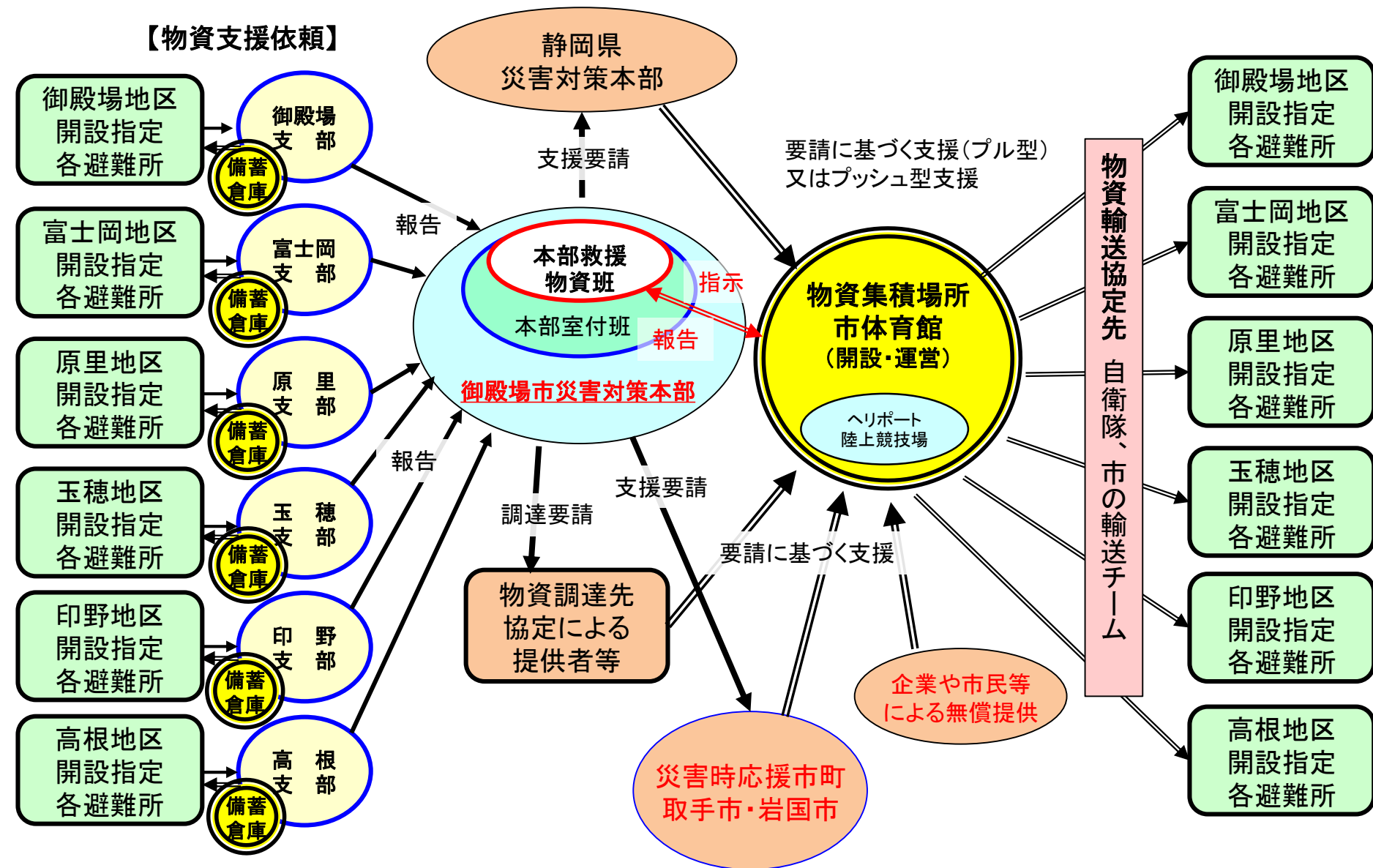
市体育館アリーナ

予備集積場所： 御殿場中学校体育館、馬術スポーツセンター

ヘリポート： 陸上競技場、友愛パーク原里、南運動場

⑪ 支援物資の受入・配分の体制【実績】

【物資支援依頼】



3 物資支援要望

震災直後は乾パン、菓子パン、飲料水等。その後、炊き出し可能な食材(おにぎり)や弁当等にニーズが変化。

4 収集状況

発災から**3日間で計10万食の支援**。以降は避難所の要望に基づいた調達要請を実施。

5 配分状況

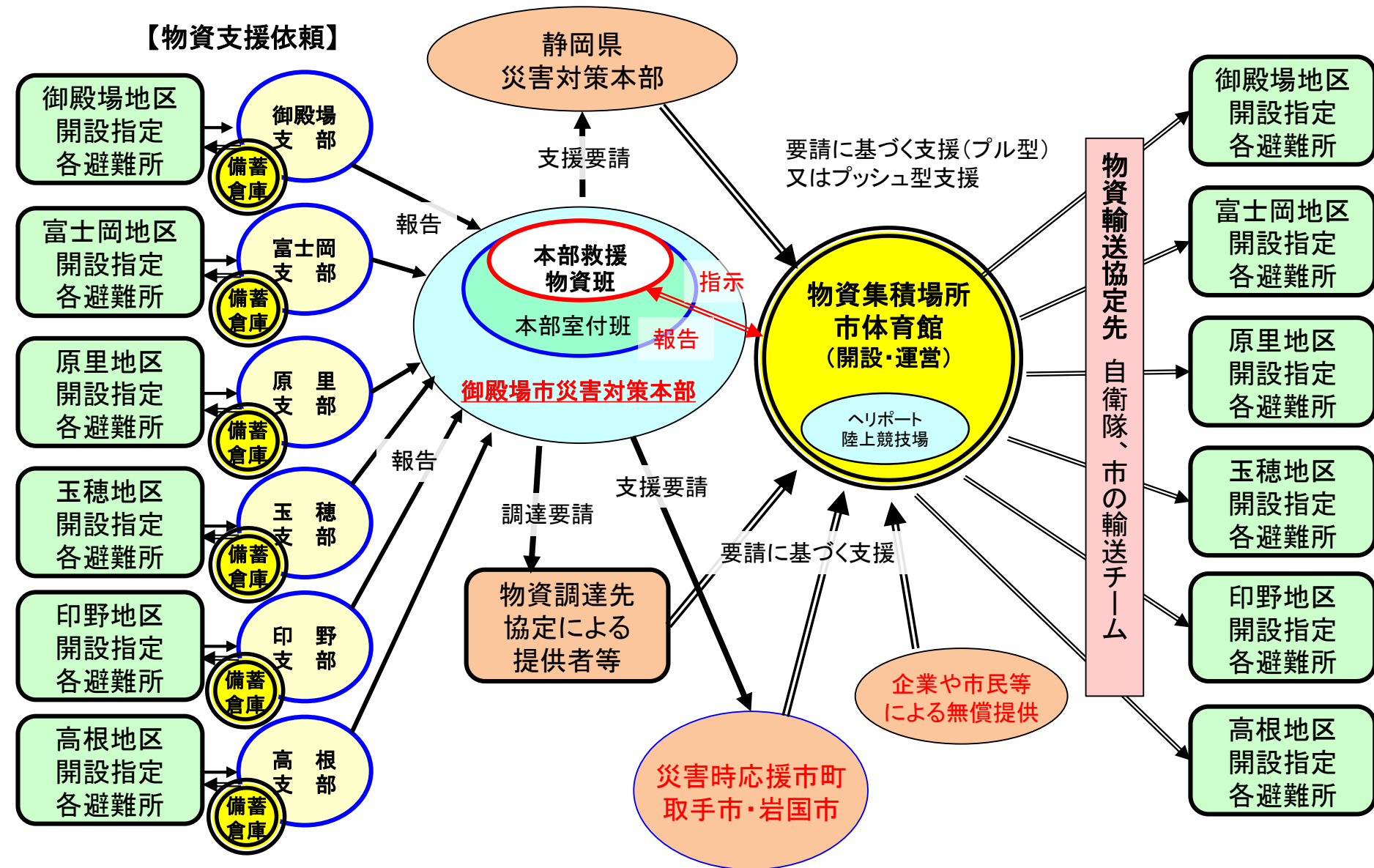
救援物資を避難所の避難者数で案分。配送は、**物資輸送協定先の5社に依頼する**とともに、自主防災組織の協力を受け実施。

6 災害救助法適用事務

食料品の購入ができない、自宅が被害にあって調理できない等の住民に対し、**炊き出しによる支援及び食料品等の給与**を実施。

被服及び寝具その他の生活必需品について、世帯区分別被害状況に基づき給(貸)与した記録票を作成し、**救助班へ報告**。

⑪ 支援物資の受入・配分の体制【実績】



7 編成及び任務

別紙「本部救援物資班 編成図」による。

本部救援物資班	
班 長	遠藤 英樹
1 本部救援物資班の運営全般 2 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 3 備蓄品の再配分・移管に関すること。 4 緊急(物資)輸送の実施に関すること。 5 物資集積所の開設・管理に関すること。	

本部救援物資班	
物資係	小宮山 弘哲
物資係	北村 和也
物資係	上原 正典
1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 備蓄品の再配分・移管に関すること。 3 緊急(物資)輸送の実施に関すること。 4 物資集積所の開設・管理に関すること。 (生鮮食料品、生活必需品等 応急物資の調達・あっせん)	

救援物資集積所長(市体育館)	
所 長	北村 和之
副所長	応援職員
連絡員	応援職員
1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 物資集積所の開設・管理に関すること。 3 ボランティア等の受入・調整	

受入係	
係 長	太田 壘
受入係	応援職員
係 員	応援職員
1 支援物資の受入に関すること。	
車 両	
軽ワゴン×2	

配分係	
係 長	芹澤 慶将
配分係	応援職員
係 員	応援職員
1 支援物資の配分に関すること。	
車 両	
軽ワゴン×1	

県プッシュ型支援物資 受入見取図



令和8年8月30日
午前6時現在

令和8年8月30日
午前6時現在



⑫ 応急給水及び復旧作業

⑫ 応急給水及び復旧作業

⑫応急給水及び復旧作業

1 基本方針

地震等発生時において、迅速かつ的確な**応急給水及び復旧作業を実施**することにより、市民生活の安定を図る。

重要給水拠点での給水順位は、**人工透析等を実施する医療施設等への給水を優先**する。

2 実施要領

(1) 水道災害対策本部の設置

- ・市災害対策本部の設置に合わせ、水道災害対策本部を設置
- ・給水復旧にかかる活動の実施

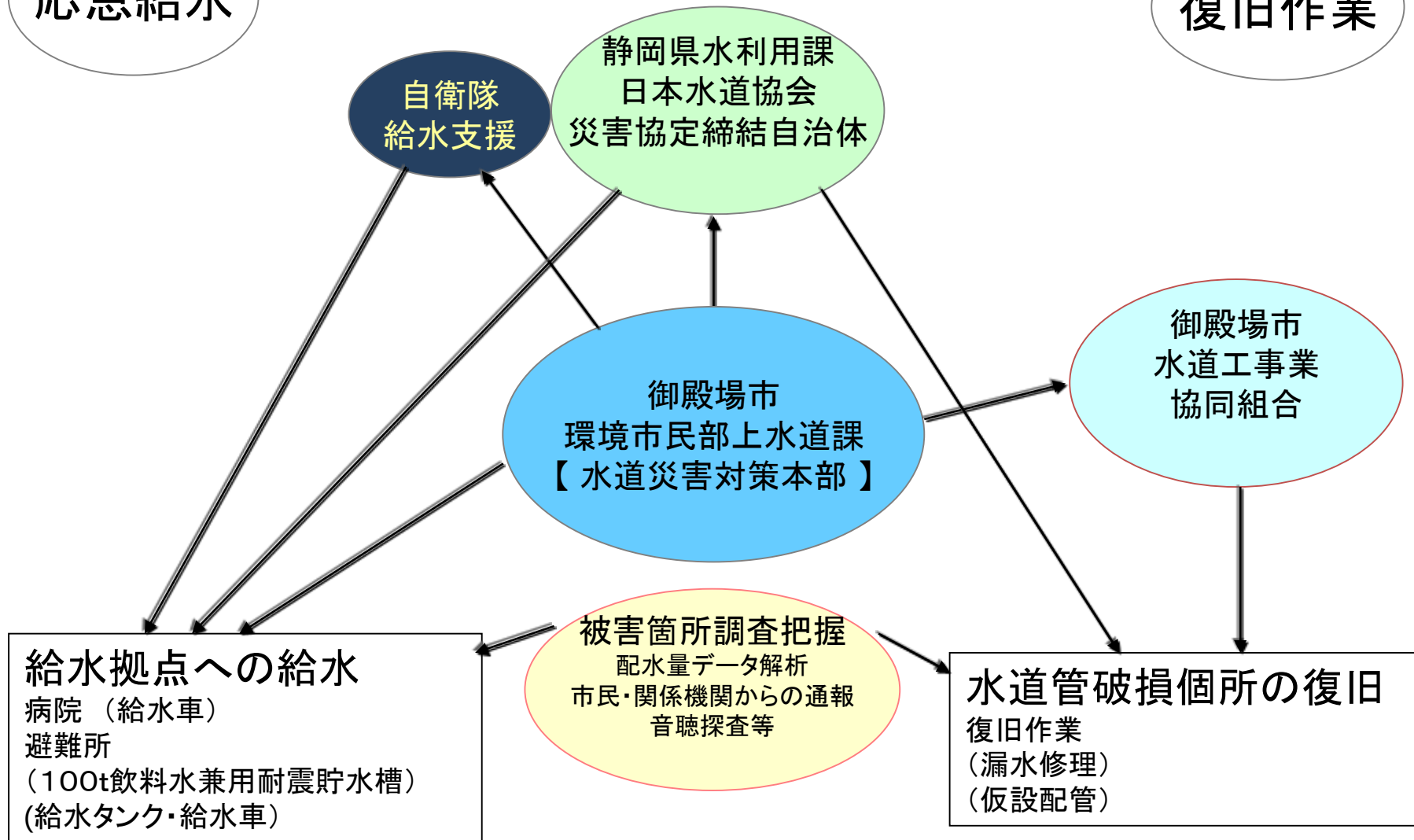
(2) 被害状況把握

中央監視設備のデータの解析及び管路パトロール・市民からの通報等により、被害箇所の把握に努める。

応急給水・復旧 体制

応急給水

復旧作業



⑫応急給水及び復旧作業

(3) 応急給水活動・復旧作業の実施

震度6強で発災時点に市内全域95%が断水した場合、発災4日後の復旧(断水率)は、おおむね 90%程度が断水継続(復旧率は5%程度)と見込まれる。

初期の4日間は被害調査や緊急遮断弁の解放、制水弁の閉止、破損した導配水管の仮復旧など、漏水拡大防止が中心となるためで管内の状況を総合的に判断した上で、応急給水体制を整える。

給水拠点に給水タンクの設置及び給水車による給水を最優先、病院等の医療施設を優先し、給水活動をおこなうと共に、上流側から効率的な復旧計画を作成し、実行する。

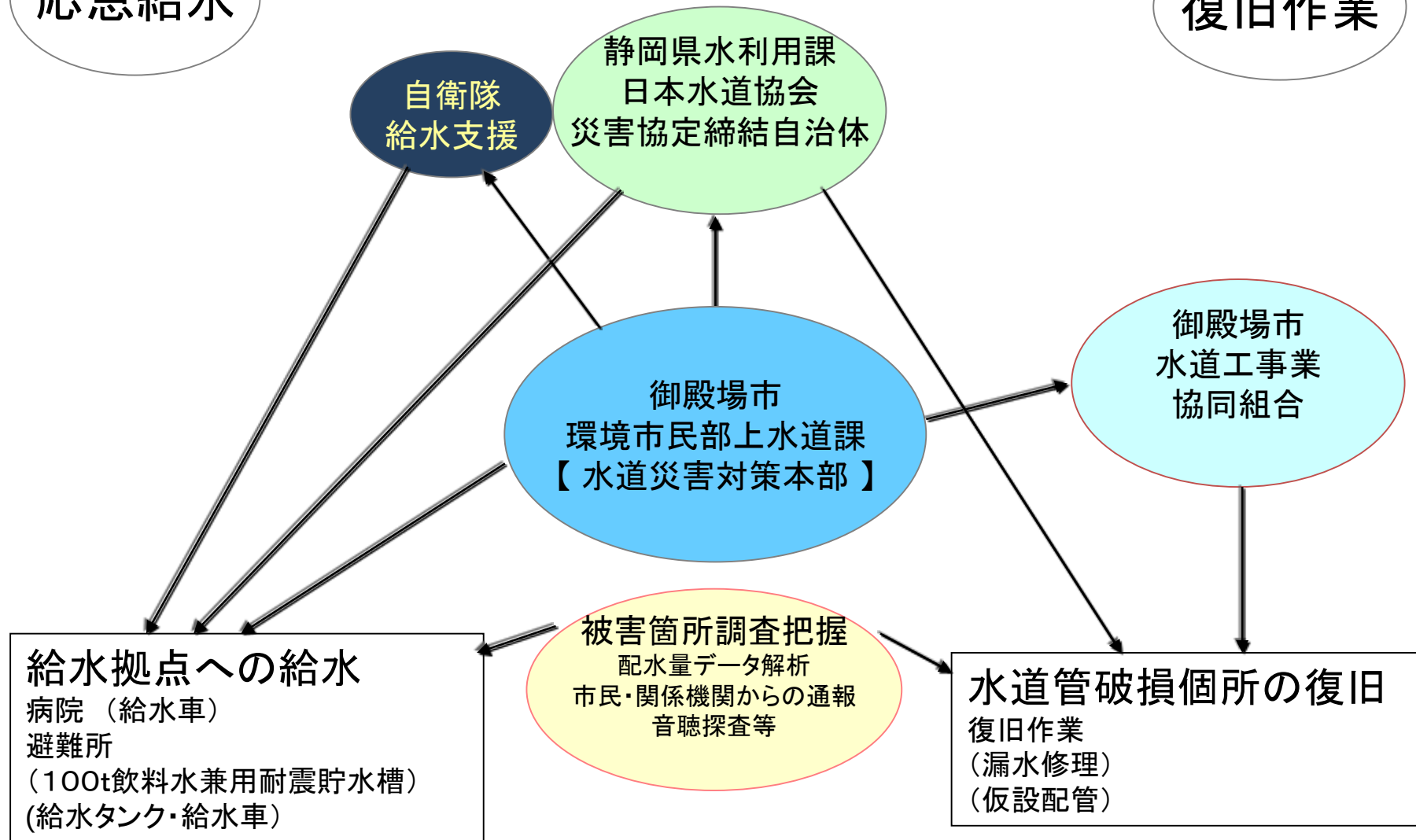
(4) 応援要請

被害発生と同時に、「災害時の水道事業緊急協力に関する協定書」に基づき水道工事業協同組合に対して修理の協力を依頼する。

応急給水・復旧 体制

応急給水

復旧作業



⑫応急給水及び復旧作業状況

1 全 般

水道災害対策本部を設置し、応急給水及び復旧作業を実施

2 応急給水

市内24箇所の重要給水施設に給水タンクを設置する。

日本水道協会を通じ依頼した給水車28台が到着。市内全域に断水地区が点在。給水活動を本格実施。

3 復旧作業

市内全域で、500か所以上の漏水が確認されており、災害協定に基づき水道工事業協同組合の協力のもと、上流部を中心に漏水修繕を実施断水率は、発災直後95%であったが、電力の復旧とともに通水を再開。

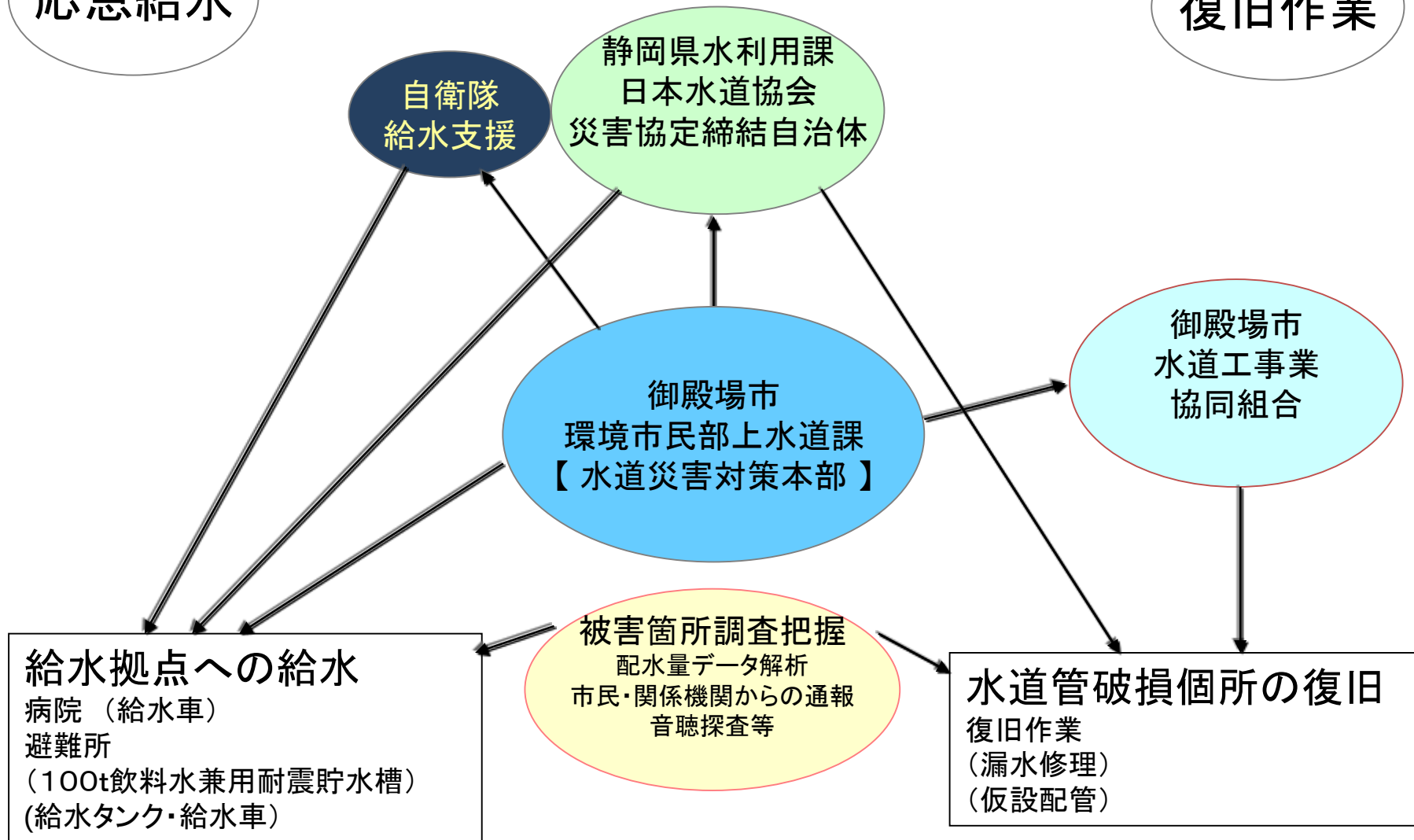
本日4日目時点で約5%復旧。

今後15日目には30%、1か月以内には全面復旧を見込んでいる。

応急給水・復旧 体制

応急給水

復旧作業



⑫応急給水及び復旧作業状況

4 感染症対策

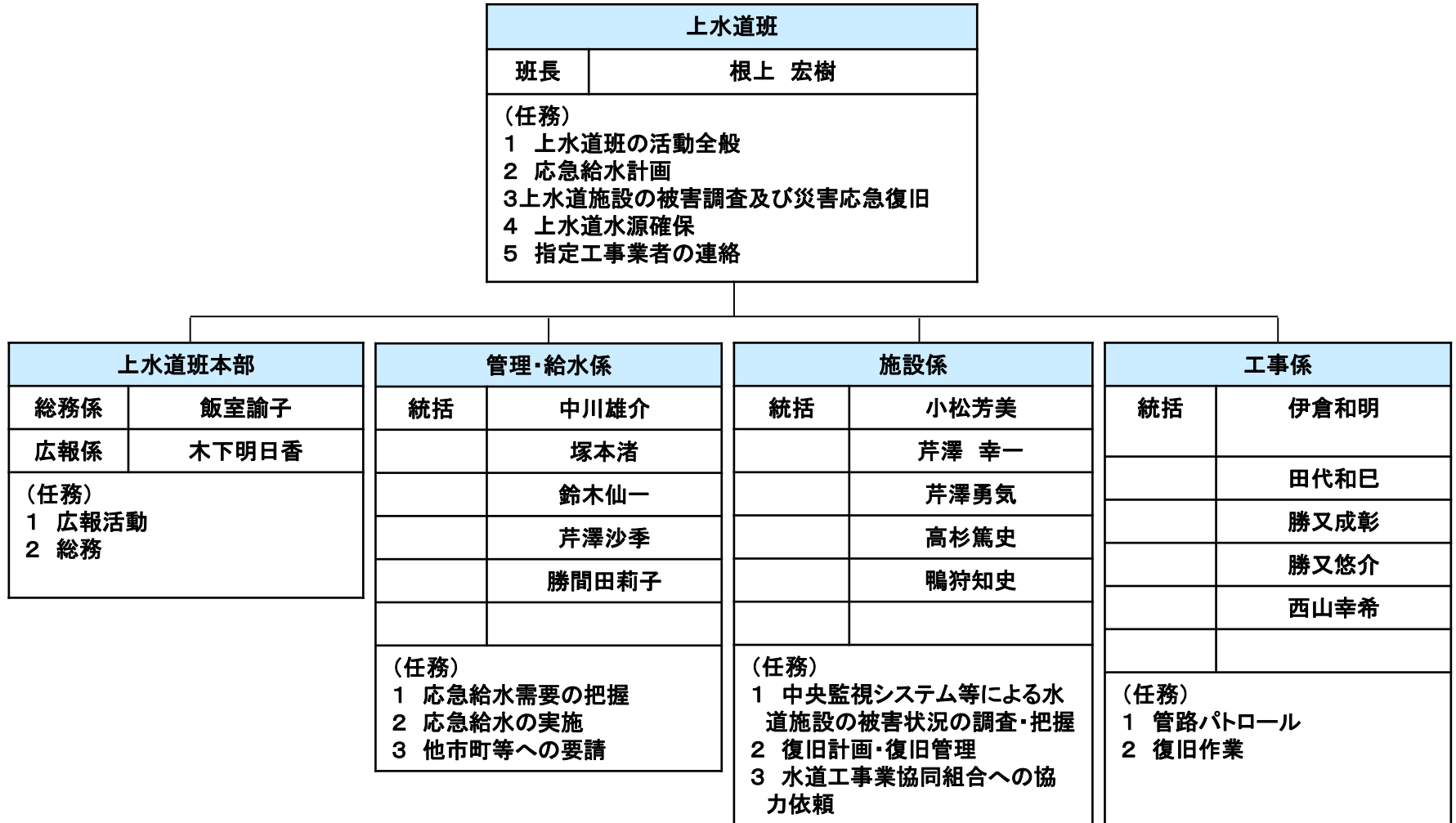
応急給水については、従事者のマスク着用、アルコール消毒を実施し、感染症対策を実施。

復旧作業については、水道工事業協同組合に感染症対策の徹底を依頼。

5 編成・任務

右記「上水道班編成図」による。

上水道班編成図



応急給水計画

- ・震度6強の南海トラフ巨大地震による「使える配水池の限定」「給水待ちの渋滞」「道路寸断による迂回」を想定し、1往復の所要時間を通常の倍である「2時間(1日5往復)」と想定。
- ・給水車30台によるピストン輸送スキーム
必要量(約250,000ℓ/日給水 給水人口約80,300人 * 3ℓ/日)を給水車30台体制(市有2台+応援28台)で24箇所の「重要給水施設」にピストン輸送。

【重要給水施設】

- ① フジ虎ノ門整形外科病院 ② 富士病院 ③ 東部病院 ④ 御殿場石川病院
⑤ 市役所(本庁、東館) ⑥ 保健センター ⑦ 市体育館 ⑧ 市民会館 ⑨ 御殿場南小学校 ⑩ 原里小学校 ⑪ 富士岡小学校 ⑫ 玉穂支所 ⑬ 神山小学校 ⑭ 玉穂小学校 ⑮ 東小学校 ⑯ 御殿場高等学校 ⑰ 原里中学校 ⑱ 高根小学校 ⑲ 富士岡中学校 ⑳ 御殿場小学校 ㉑ 朝日小学校 ㉒ 御殿場南高等学校 ㉓ 南中学校 ㉔ 御殿場市立図書館「ほんてらす」

- ・1日5往復⇒1.8tの給水車で1,700ℓ/回 * 5往復 * 30台 = 255,000ℓ
(重要給水施設24箇所のため6台は①～⑧の第1次重要給水施設を巡回。)
- ・ピストン輸送スキームを実際に稼働させるには、警察と連携し、稼働可能な主幹線道路において、給水車や救急車などの緊急車両を渋滞に巻き込ませない交通管制が必要。
- ・各重要給水施設での「受入態勢」を確立し、給水車が到着した際の、避難所運営スタッフ(住民ボランティアなど)による誘導と、バルブを開けて給水作業を手伝える体制を整えておく。

応急給水計画

- ・震度6強の南海トラフ巨大地震による「使える配水池の限定」「給水待ちの渋滞」「道路寸断による迂回」を想定し、1往復の所要時間を通常の倍である「2時間(1日5往復)」と想定。
- ・給水車30台によるピストン輸送スキーム
必要量(約250,000ℓ/日給水 給水人口約80,300人 * 3ℓ/日)を給水車30台体制(市有2台+応援28台)で24箇所の「重要給水施設」にピストン輸送。

【重要給水施設】

- ① フジ虎ノ門整形外科病院 ② 富士病院 ③ 東部病院 ④ 御殿場石川病院
⑤ 市役所(本庁、東館) ⑥ 保健センター ⑦ 市体育館 ⑧ 市民会館 ⑨ 御殿場南小学校 ⑩ 原里小学校 ⑪ 富士岡小学校 ⑫ 玉穂支所 ⑬ 神山小学校 ⑭ 玉穂小学校 ⑮ 東小学校 ⑯ 御殿場高等学校 ⑰ 原里中学校 ⑱ 高根小学校 ⑲ 富士岡中学校 ⑳ 御殿場小学校 ㉑ 朝日小学校 ㉒ 御殿場南高等学校 ㉓ 南中学校 ㉔ 御殿場市立図書館「ほんてらす」

- ・1日5往復⇒1.8tの給水車で1,700ℓ/回 * 5往復 * 30台 = 255,000ℓ
(重要給水施設24箇所のため6台は①～⑧の第1次重要給水施設を巡回。)
- ・ピストン輸送スキームを実際に稼働させるには、警察と連携し、稼働可能な主幹線道路において、給水車や救急車などの緊急車両を渋滞に巻き込ませない交通管制が必要。
- ・各重要給水施設での「受入態勢」を確立し、給水車が到着した際の、避難所運営スタッフ(住民ボランティアなど)による誘導と、バルブを開けて給水作業を手伝える体制を整えておく。

⑬ 下水道の応急復旧と業務継続

⑬ 下水道の応急復旧と業務継続

⑬下水道の応急復旧と業務継続

1 基本方針

住民の生活施設や公共衛生を守りつつ、**迅速かつ効果的に下水道機能を復旧**させる。

2 実施要領

(1) **市民、職員、関係者の安全確保**

- ・職員及び関係者の安否確認及び参集
- ・市民の安全確保として、幹線管路の異常箇所の確認

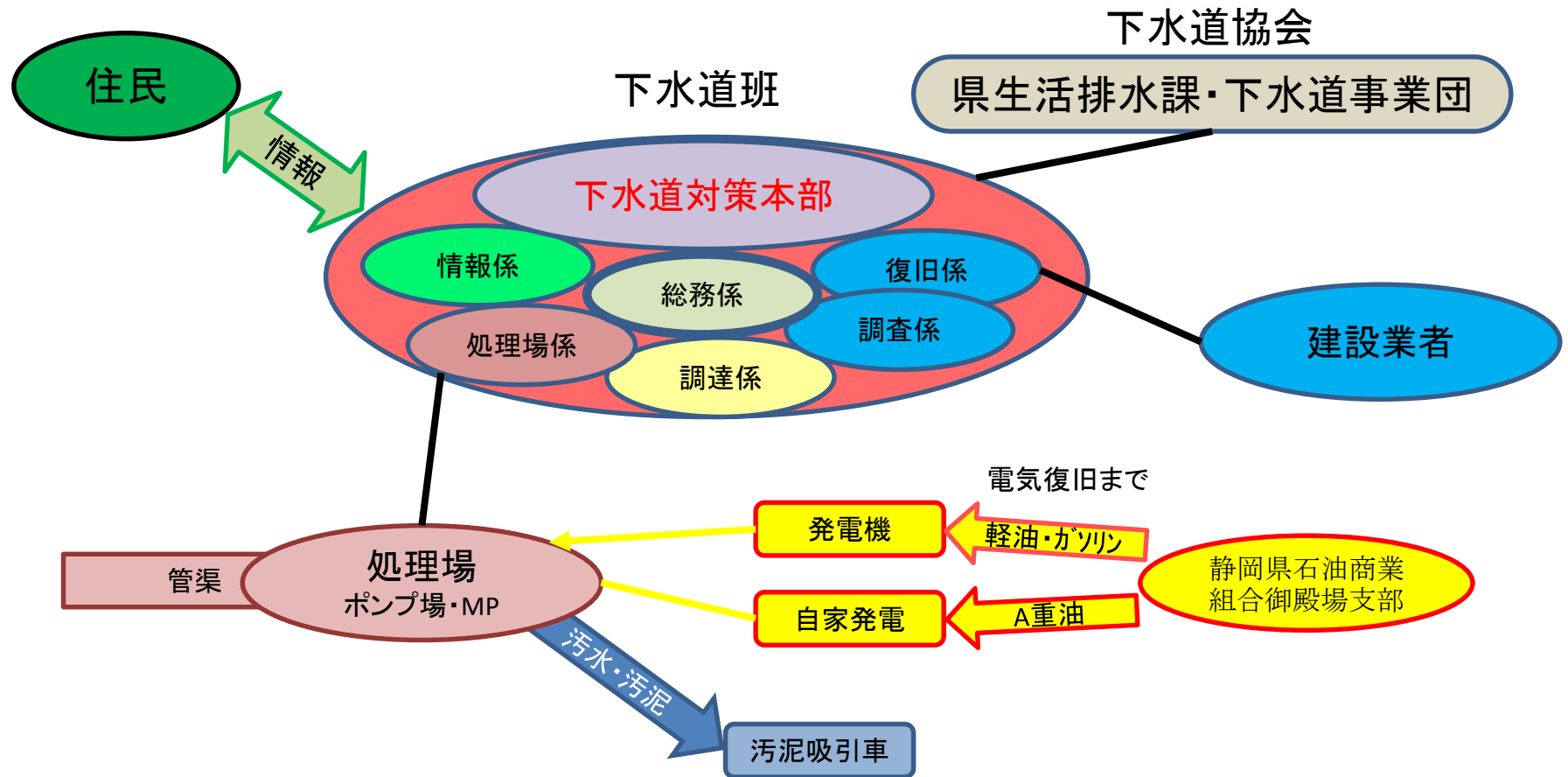
(2) **施設設備の被害把握**

- ・処理場・第1中継ポンプ場・MPの損傷及び電源供給の確認
- ・幹線管路の確認

3 各係(職員)の任務

別紙「下水道班職位機能図」による

下水道対策本部の開設・運営体制



⑬下水道の応急復旧と業務継続

1 基本方針

住民の生活施設や公共衛生を守りつつ、迅速かつ効果的に下水道機能を復旧させる。

2 実施要領

(1) 市民、職員、関係者の安全確保

- ・職員及び関係者の安否確認及び参集
- ・市民の安全確保として、幹線管路の異常箇所の確認

(2) 施設設備の被害把握

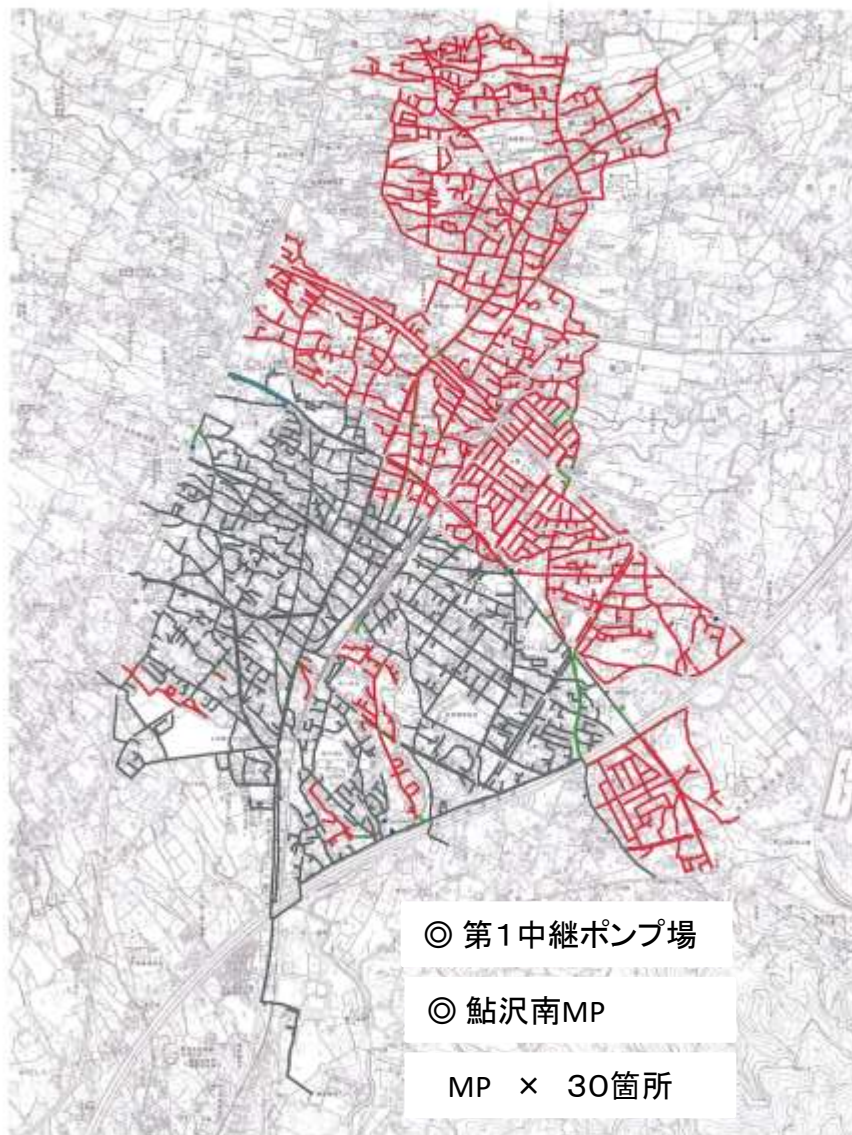
- ・処理場・第1中継ポンプ場・MPの損傷及び電源供給の確認
- ・幹線管路の確認

3 各係(職員)の任務

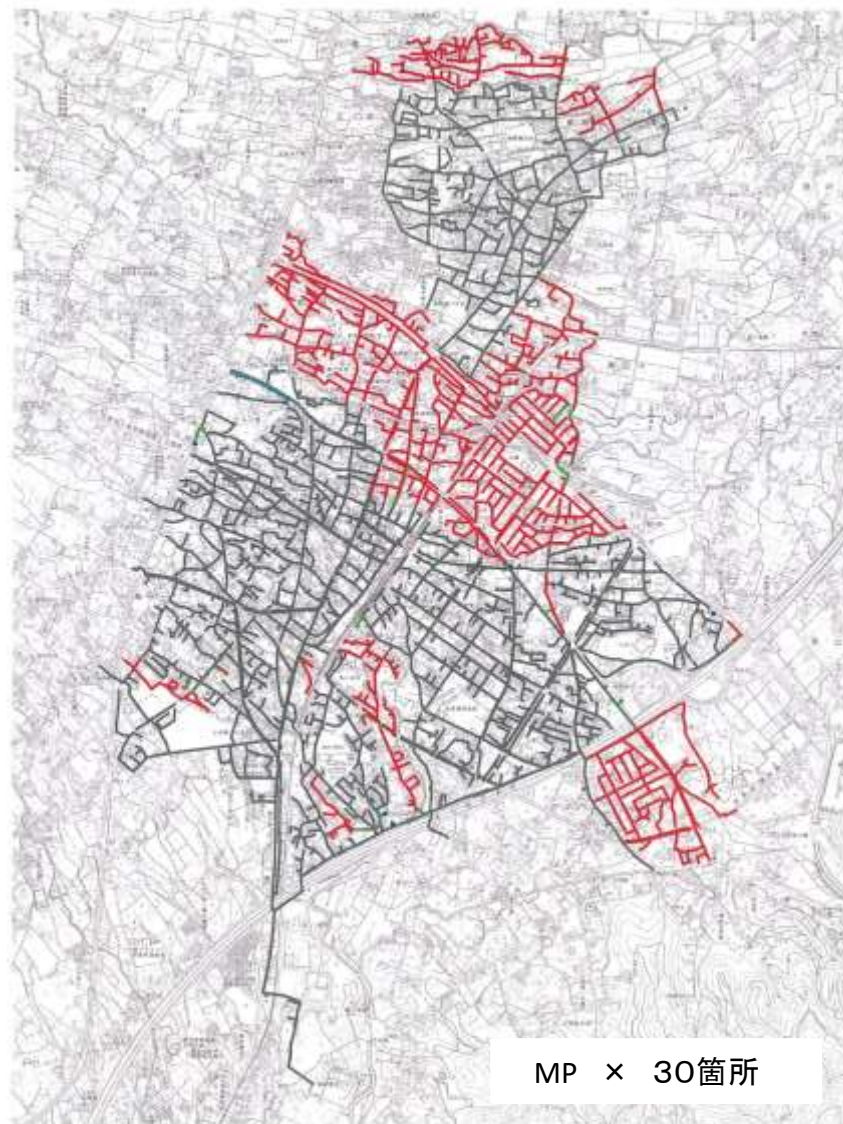
別紙「下水道班職位機能図」による

供用エリア

停電



自家発電稼働



⑬下水道の応急復旧と業務継続

(発災4日後)

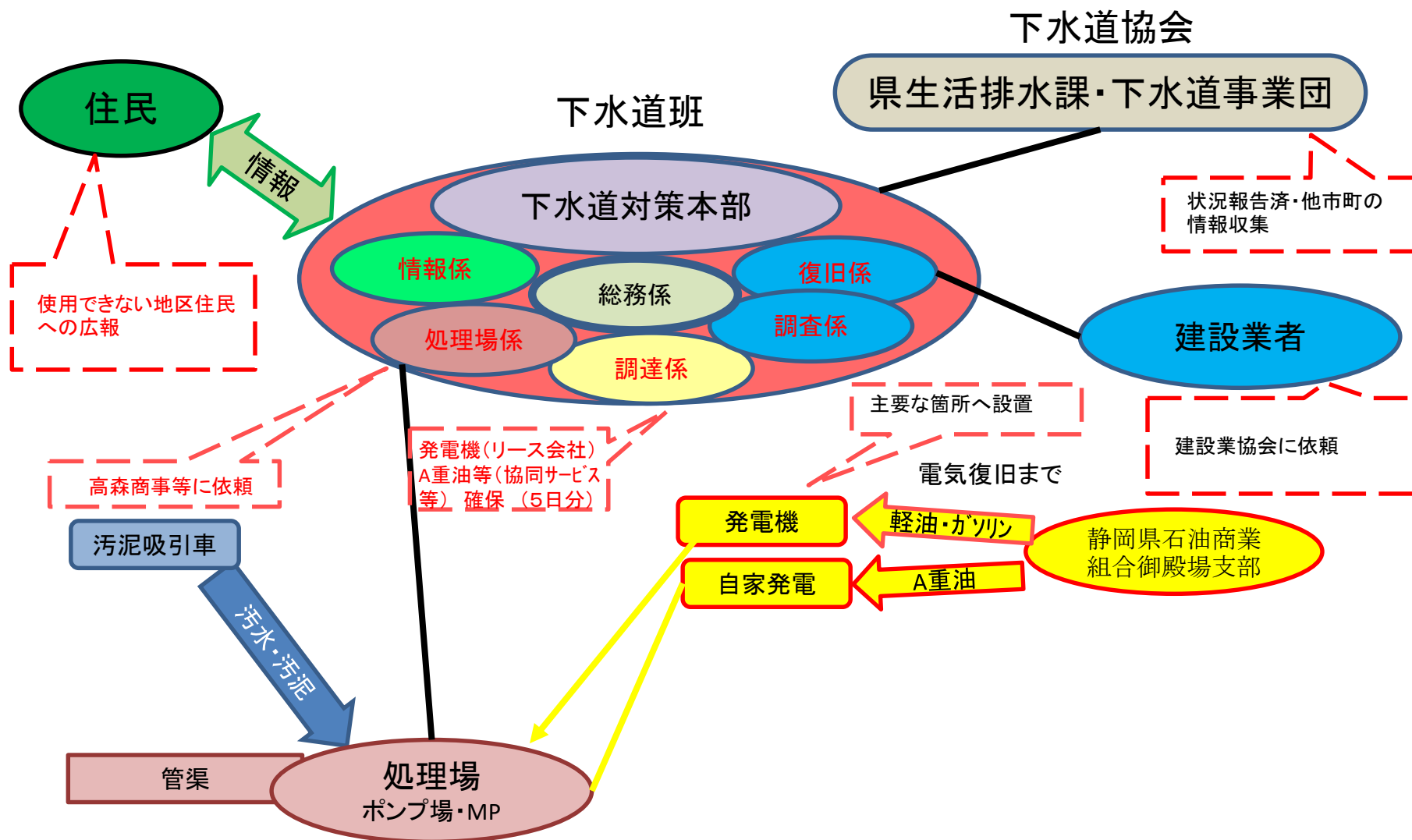
1 全般

・処理場等の基幹的施設には被害はなく、現在は通電したことにより、マンホールポンプは稼働している。管路については末端管路の一部に被害報告があり、復旧対応中。残りの管渠も、幹線管路より被害確認中。現在幹線管路の約25%確認が終了している。

2 市民、職員、関係者の安全確保

- ・幹線管路の確認をしたが、被害はなく、市民の安全は確保されている。
- ・職員及び関係者(委託業者等)の安否を確認するとともに余震時に来庁者が居なかったので人的被害はなし。また職員は徒歩により参集した。

下水道対策本部の開設・運営体制



⑬下水道の応急復旧と業務継続

3 施設設備の被害把握

- ・処理場・第1中継ポンプ場・MPの損傷はなし。発災による停電から、機能支障が生じたが、自家発電や非常用電源の確保により、早期に機能復旧した。
- ・幹線管渠より被害確認中。幹線管渠の約25%確認完了。(17km中4km)
- ・末端管路の一部で被害報告があり、応急復旧を対応中。
完了には、あと数日要する見込み。



○**発災直後**は停電により、機能支障率79%となったが、自家発電や非常用電源の確保により、早期に復旧した
(**機能支障の大部分は、停電が原因によるもの**)

○**一部の末端管路が被災**したため、下記の地区で下水道が復旧していない。**復旧工事対応中、復旧にあと数日程度要する見込み**

発災4日目現在 機能支障地区
機能支障率 : 5%
機能支障人口 : 約1,500人

8月31日の朝【発災5日目】

8月31日の朝【発災5日目】

⑭ 遺体収容所開設・運営

⑭ 遺体収容所開設・運営

⑭ 遺体収容所開設・運営の実施状況

1 全 般

27日15時、遺体が発見されたので、本部遺体措置対策班及び現地遺体措置対策班を設置した。また、市及び協定業者の収容所 計4箇所を開設した。
(開設完了:27日16時30分)

2 遺体の収容状況

- ・死者は10名、遺体は協定業者に保管を依頼した。
- ・遺体は、細かく記録を残し、可能な限り写真を撮影した。
- ・市の収容所は、検案場所として使用した。

終了後、協定業者に引継ぎ、遺族に引き渡すまで保管する。

3 遺体措置業務の課題

- ・収容所は、遺体の保管に使用する「ドライアイスが不足」している。

⑭ 遺体収容所開設・運営

1 基本方針

災害救助法及び災害対策基本法に基づく遺体措置を適切におこなう。

遺体収容所の指定、検視・検案、遺体処置（洗浄、縫合など）、遺体搬送、身元確認、引渡しまで必要な資機材（棺、ドライアイスなど）の調達などの遺体措置を支障なく実施することを目的とする。

2 実施要領

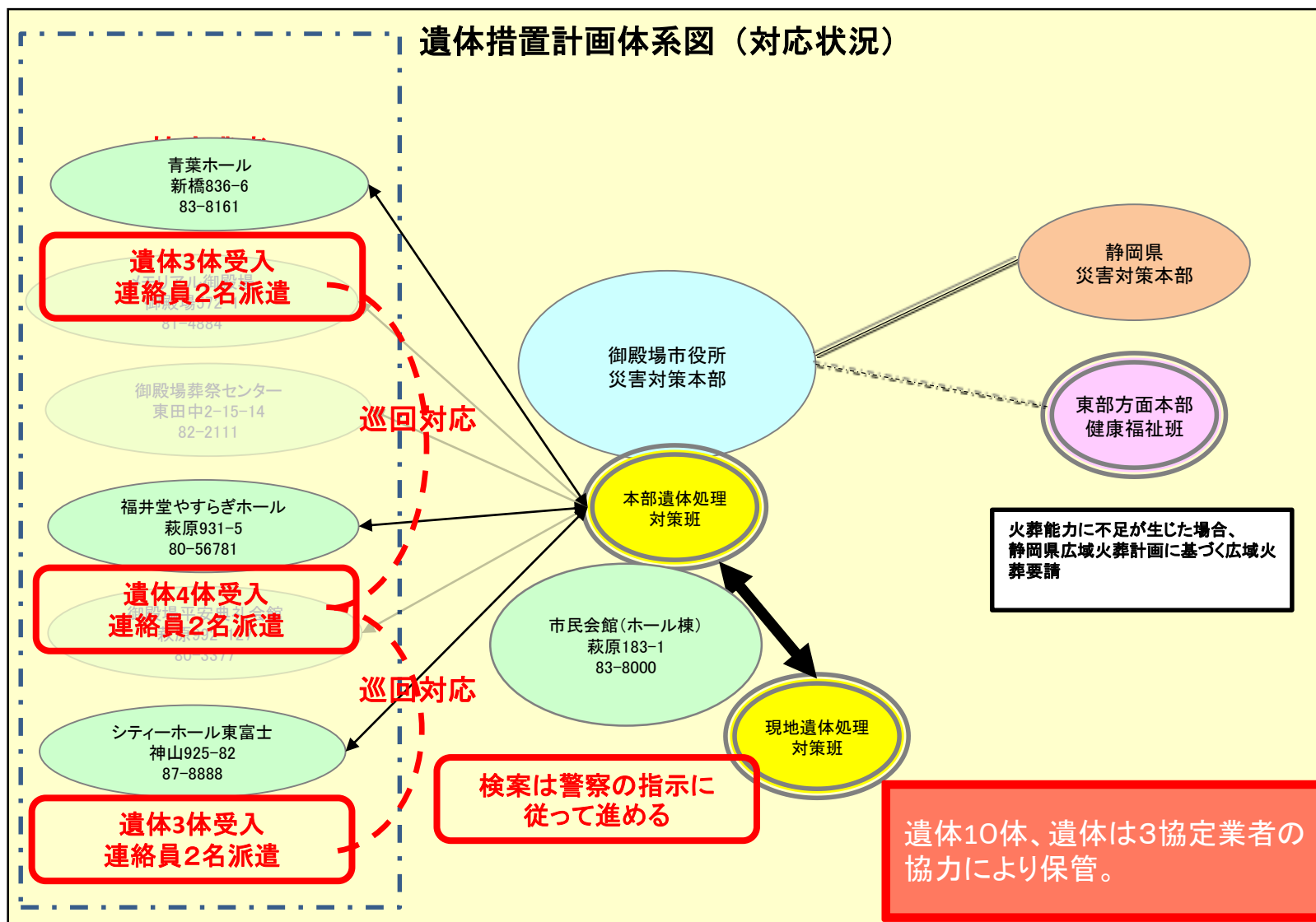
御殿場市遺体措置計画に基づき、遺体を搜索、運搬、保管し、遺族への情報提供のため、詳しく記録を残すとともに、遺体は遺族に引き渡すまで尊厳を持って扱うこと。

⑭ 遺体収容所開設・運営

3 各班(職員)の任務

- ①本部遺体措置対策班は、災害に伴う遺体が存在するときは収容所を協力業者と連携して開設する。
- ②死亡確認は、医師がおこなう。また、原則遺体は検案の対象。
- ③収容所は、現地遺体措置対策班と連携して、すべての遺体を遺族に引き渡すまで適切に保管する。
- ④遺体は「いつ」、「どこで」、「どのように」亡くなったのか、遺族に詳細な情報を提供できるよう、可能な限り記録や写真を残す。
- ⑤遺品も遺体同様に、記録と写真を残し、大切に保管する。
- ⑥遺体の搜索に来た遺族には丁寧に情報を提供し、取り間違えが発生しないように注意して遺体と遺品の引き渡しをおこなう。

⑭ 遺体収容所の開設・運営の体系図



遺体措置対策班 編成図

【班組織図】

本部遺体措置対策班	
班長	市民課長
1 遺体措置対策の総括に関する事	

本部遺体措置対策班	
統括	市民課届出S統括
班員	社会福祉課保護 S
班員	長寿福祉課長寿福祉 S
1 現地遺体措置対策班と災害対策本部との連絡調整に関する事 2 検案医師の確保に関する事 3 関係機関(警察、医師会)などとの連絡調整に関する事 4 遺体の捜索に関する事 5 遺体収容所との調整、要員の確保に関する事 6 遺体措置に必要な資機材の調達に関する事 7 遺体収容所の確保及び機能の確保に関する事 8 戸籍書類の整理に関する事 9 死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行に関する事 10 斎場との連絡調整に関する事 11 その他、遺体措置に関する事務的事項全般に関する事	

現地遺体措置対策班長	
班長	国保年金課長
1 現地遺体措置対策班の総括に関する事	

総務係	
統括	国保年金課国保税S統括
係員	国保年金課国保税 S
係員	長寿福祉課介護保険 S
係員	市民課埋火葬許可担当
1 遺体・遺品の受付に関する事 2 遺品の管理・引渡しに関する事 3 本部遺体措置対策班との連絡調整に関する事 4 遺体の引渡し(身元確認係と共同)に関する事 5 遺族などからの相談、安否確認対応に関する事 6 その他、遺体措置などに関する相談対応に関する事 7 本部遺体措置対策班と連携し、身元不明遺体の確認作業に関する事 8 身元特定作業に関する関係機関との連絡調整に関する事	

遺体措置・搬送係	
係員	社会福祉課保護 S
係員	長寿福祉課長寿福祉 S
1 検視・検案の補助に関する事 2 遺体の一時保存措置に関する事 3 本部遺体措置対策班と連携し、身元不明遺体の搬送・収容に関する事 4 遺体の洗浄・縫合・消毒に関する事(作業は原則として協定業者に依頼)	

⑮ 災害ボランティア本部支援

⑮ 災害ボランティア本部支援

⑮災害ボランティア本部支援

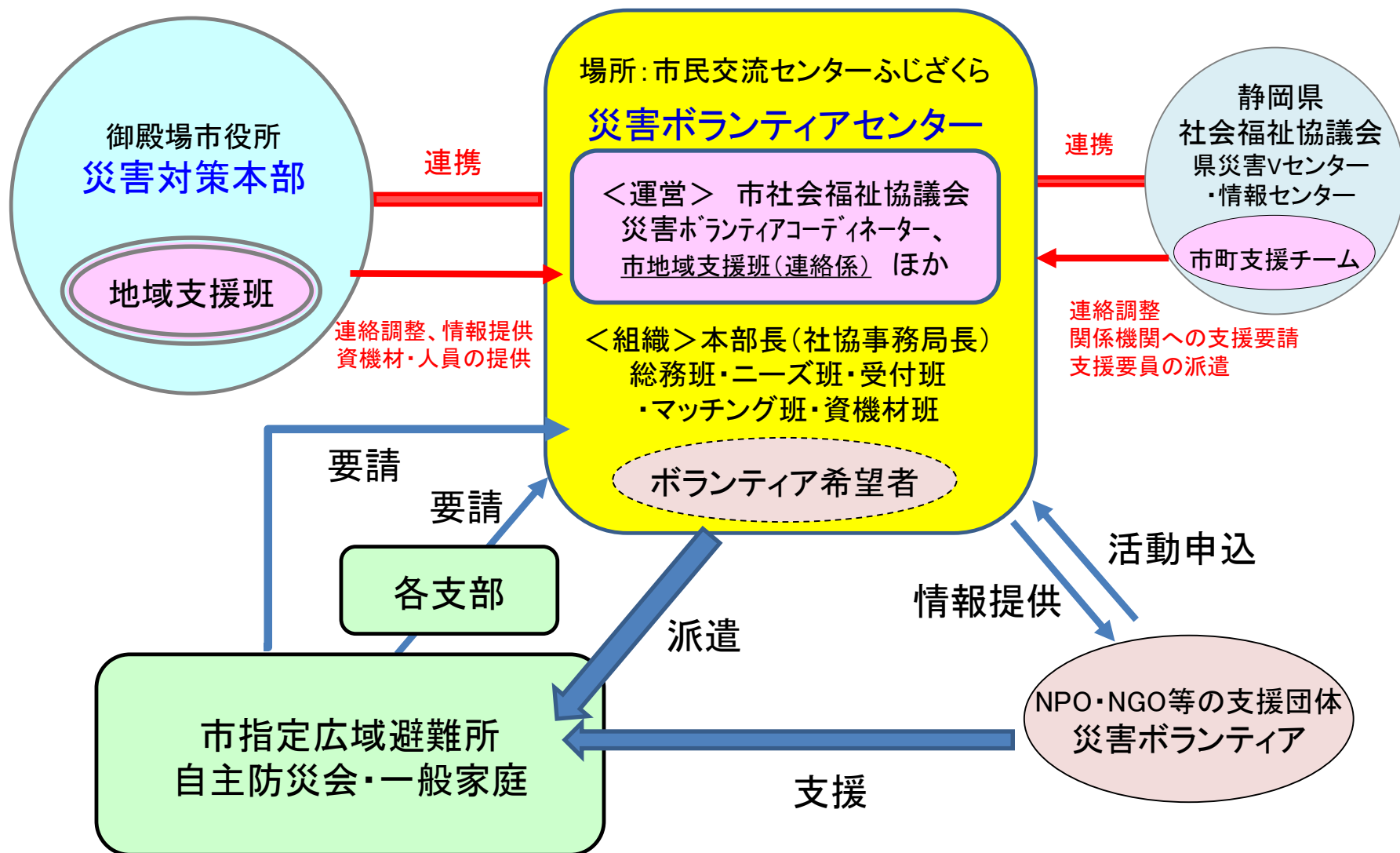
1 基本方針

ボランティアの自主性を尊重し、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会及びそのほかのボランティア団体との連携を図りながら、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救護・支援活動が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を、ボランティア団体等に的確に提供する。

2 実施要領

- (1) ボランティア活動等の委託契約を市と社会福祉協議会で締結する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置及び運用
(災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書による)
- (3) ボランティア活動拠点の設置
- (4) ボランティア団体等に対する情報の提供
- (5) ボランティア活動資機材の提供

⑮ 災害ボランティア本部支援体制



⑮災害ボランティア本部支援

1 全 般

発災翌日にあたる8月28日(金)9時00分、市及び社会福祉協議会は市民交流センターふじざくらに「災害ボランティアセンター」を開設。

市と社会福祉協議会の間で、ボランティア活動と御殿場市の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託契約を締結。(災害救助法の国庫負担の対象となる条件)

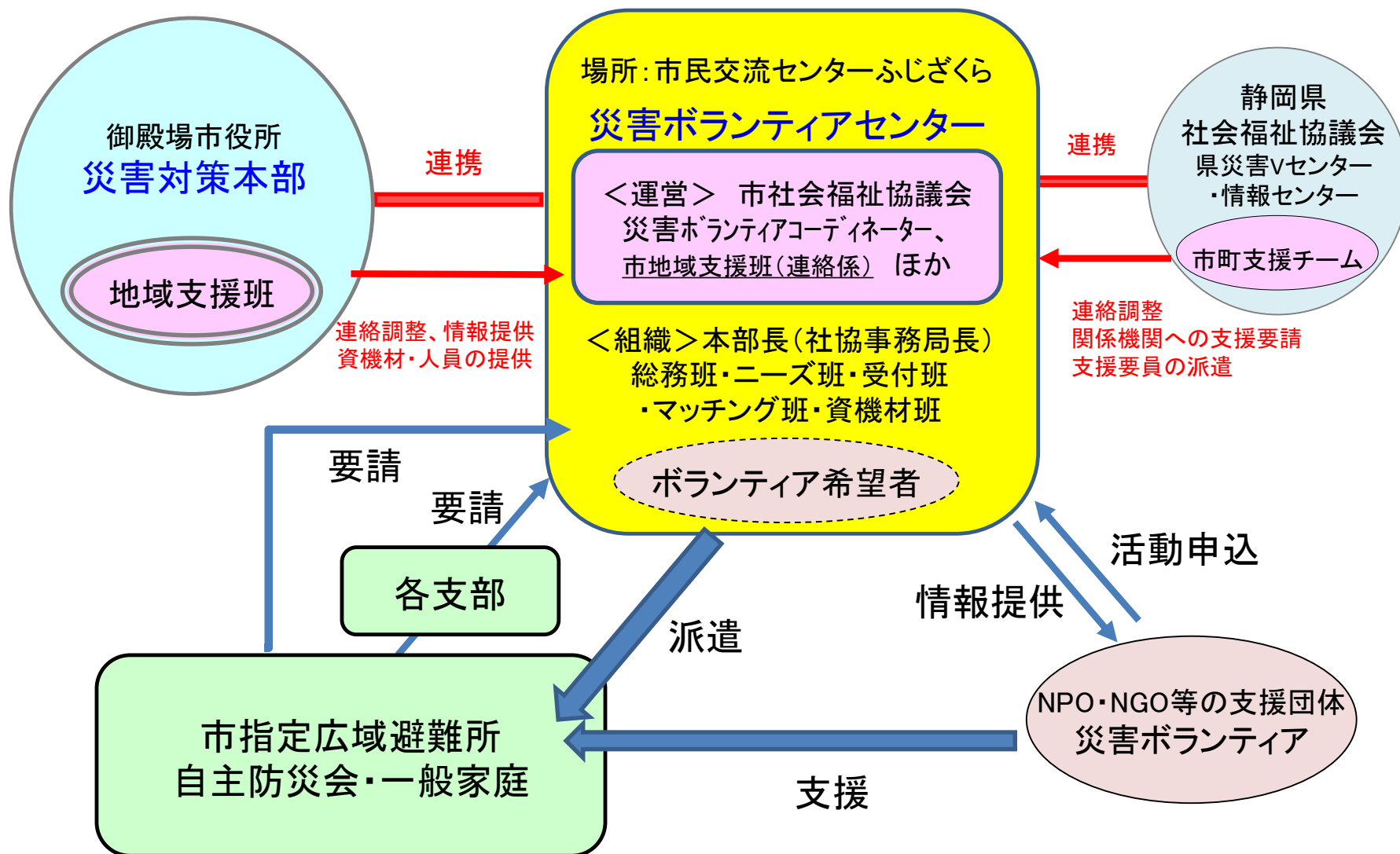
地域支援班要員として市職員2名を災害ボランティアセンターへ派遣。

2 災害ボランティアセンターの状況

申し込みや問い合わせ、報道の電話・窓口対応が膨大となり、多数の人員が割かれて運営に支障が出ている。(運営要員は県社協市町支援チーム、他県社協等への協力要請を検討している。)

受付は電話、メールとしているが、直接窓口に来るボランティアが減らず、一部トラブルとなっている。

⑮ 災害ボランティア本部支援体制



⑮ 災害ボランティア本部支援

3 ボランティア申込、派遣状況

8月30日(日)17時現在 申込者:50人。

昨日までに、避難所10箇所×4名、合計40人を派遣。

明日以降、調整ができたボランティアから避難所支援を増員予定。

※安全が確認、交通確保できた地域は、がれき撤去などの支援を順次開始

4 市対策本部への要請事項

(1)「災害ボランティアセンターでのボランティア受付は、電話またはメールのみとし、現在、被災住宅への直接支援は見合わせている」ことを市長記者会見などでの早急な発信。

(2)がれき、土砂除去のためのスコップ、レーキ等の物品提供。

5 その他

ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に関する委託契約により、災害救助法の手続きを進める。

6 編成・任務

右記「地域支援班編成図」による。

地域支援班編成図

災害時応急対策業務

- 1 災害ボランティアセンターの設置及び運用に関する協力、支援に関すること
- 2 ボランティア活動拠点の設置に関すること
- 3 ボランティア活動に必要な情報提供に関すること
- 4 ボランティア活動に必要な資機材の提供に関すること

地域支援班

班長 高村 千賀

- 1 地域支援班の運営全般
- 2 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
- 3 災害ボランティアセンターへの情報提供に関すること
- 4 ボランティア活動に必要な備品や資機材の収集、提供に関すること
- 5 協力要請対象団体への協力要請

災害ボランティアセンター 連絡係

連絡員 杉山 彩子 石原 圭吾 勝又 凜聖

- 1 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
- 2 ボランティア活動に必要な備品や資機材の収集、提供に関すること

協力要請対象団体 調整係

連絡員 鳥澤 昌幸 梶 悠雅

- 1 協力要請対象団体に対する協力要請に関すること(要請人員、作業内容、場所、集合場所その他の協力)

①⑥ 被害状況の調査及び罹災証明の発行

①⑥ 被害状況の調査及び罹災証明の発行

⑯被害状況の調査及び罹災証明の発行

1 基本方針

国及び県と調整・連携して住家等の被害状況調査を行う。

また、調査対象者へのケアと調査業務に従事する関係者の安全面等に配慮しながら、速やかに罹災証明書の発行を行う。

2 実施要領

① 現状把握、業務体制に関すること

変化する災害状況と調査対象地域の実情を把握し、現状課題等を整理。

被害状況調査は、内外からの各種支援を受けて組織体制を増強。

② 認定調査の実施に関すること

調査対象（地域等）、手法、期間は、災害の状況変化により効率的に設定。

③ 罹災証明書発行に関すること

受付相談窓口の開始時期や場所は、災害の状況変化により迅速に設定。

3 組織体制

別図「調査記録班編成図」による

調査記録班編成図

災害時応急対策業務

- 1 災害状況(固定資産)の調査に関すること。
- 2 家屋及びその家屋の所有者の被害調査に関すること。
- 3 固定資産に係る被災台帳の調整に関すること。
- 4 罹災証明書の発行に関すること。
- 5 軽自動車の廃車手続きに関すること。

調査記録班

班長

税務課長 渡邊 達也

課税課長 勝又 美津子

(任務)

- 1 調査記録班全体の統括
- 2 調査本部の運営

調査記録班本部庶務係

係長 三輪ひろえ

係員 課税1名・税務1名

応援 他課

(任務)
庶務及び市民相談・認定調査
に係る後方支援

認定調査係

係長 坂口 靖

係員 課税課2名

応援 他課

支援 他自治体

支援 土地家屋調査士会

(任務)
住家の被害認定等調査

市民相談係

係長 鎌野 直子

係長 前田 ひとみ

係員 課税4名・税務1名

応援 他課

(任務)
被災者からの受付相談対応

連絡調整係

係長 渡邊 靖

係員 税務課1名

応援 他課

(任務)
災害対策本部等との連絡調整

⑯被害状況の調査及び罹災証明の発行

1 全 般

市内各地区における、**住家の被害状況等を早期に把握し**、認定調査をはじめ罹災証明書発行に係る、**受付相談窓口の迅速な開設**と、内外からの各種支援を受け入れて継続した調査体制を構築。

2 実施要領(計画から抜粋)

① 現状把握、業務体制に関すること

→ **調査対象は 3,100棟超を見込み、関係者へ調査支援を要請。**

② 認定調査の実施に関すること

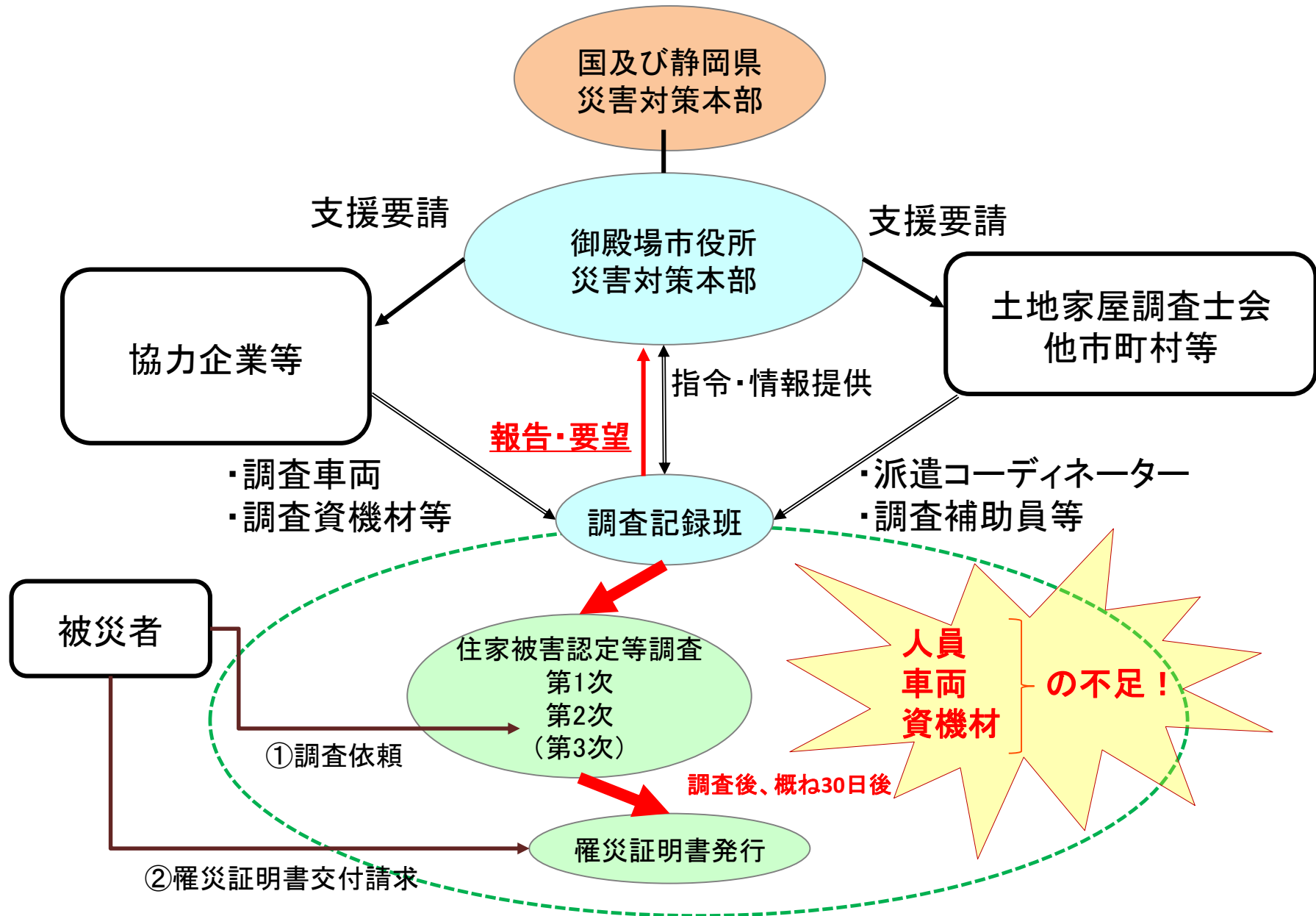
→ 寸断された道路状況の把握に努め、建築住宅班等と連携し、応急危険度判定士による判定後の該当地区から、**効率的に順次調査。**

③ 罹災証明書発行に関すること

→ **8月31日 受付相談開始** 調査等相談窓口を税務課に開設。

→ **10月1日 証明書発行予定** 本庁、状況により富士岡支所に開設。

⑩被害状況の調査及び罹災証明の発行



⑯被害状況の調査及び罹災証明の発行

1 全 般

市内各地区における、**住家の被害状況等を早期に把握し**、認定調査をはじめ罹災証明書発行に係る、**受付相談窓口の迅速な開設**と、内外からの各種支援を受け入れて継続した調査体制を構築。

2 実施要領(計画から抜粋)

① 現状把握、業務体制に関すること

→ **調査対象は 3,100棟超を見込み、関係者へ調査支援を要請。**

② 認定調査の実施に関すること

→ 寸断された道路状況の把握に努め、建築住宅班等と連携し、応急危険度判定士による判定後の該当地区から、**効率的に順次調査。**

③ 罹災証明書発行に関すること

→ **8月31日 受付相談開始** 調査等相談窓口を税務課に開設。

→ **10月1日 証明書発行予定** 本庁、状況により富士岡支所に開設。

調査記録班編成図

災害時応急対策業務

- 1 災害状況(固定資産)の調査に関すること。
- 2 家屋及びその家屋の所有者の被害調査に関すること。
- 3 固定資産に係る被災台帳の調整に関すること。
- 4 罹災証明書の発行に関すること。
- 5 軽自動車の廃車手続きに関すること。

調査記録班

班長

税務課長 渡邊 達也

課税課長 勝又 美津子

(任務)

- 1 調査記録班全体の統括
- 2 調査本部の運営

調査記録班本部庶務係

係長 三輪ひろえ

係員 課税1名・税務1名

応援 他課

(任務)
庶務及び市民相談・認定調査
に係る後方支援

動員要請により、常時10人の
体制で、調査等の支援を行う

認定調査係

係長 坂口 靖

係員 課税課2名

応援 他課

支援 他自治体

支援 土地家屋調査士会

(任務)
住家の被害認定等調査

20人の動員要請により、5班
の班体制まで拡大

市民相談係

係長 鎌野 直子

係長 前田 ひとみ

係員 課税4名・税務1名

応援 他課

(任務)
被災者からの受付相談対応

動員要請により、最大10人の
体制を構築し各種相談へ対応

連絡調整係

係長 渡邊 靖

係員 税務課1名

応援 他課

(任務)
災害対策本部との連絡調整

動員要請により、最大5人の
体制で本部間の連絡調整等
に対応

9月1日の朝【発災6日目】

9月1日の朝【発災6日目】

⑪ 幹線道路啓開

⑪ 幹線道路啓開

⑪幹線道路啓開

1 基本方針

地震が発生してから概ね72時間で、関係機関と連携し、救命・救助及び物資輸送のための緊急通行車両の通行ルートを確認するため、関連施設までの幹線道路の啓開を実施する。

2 実施要領

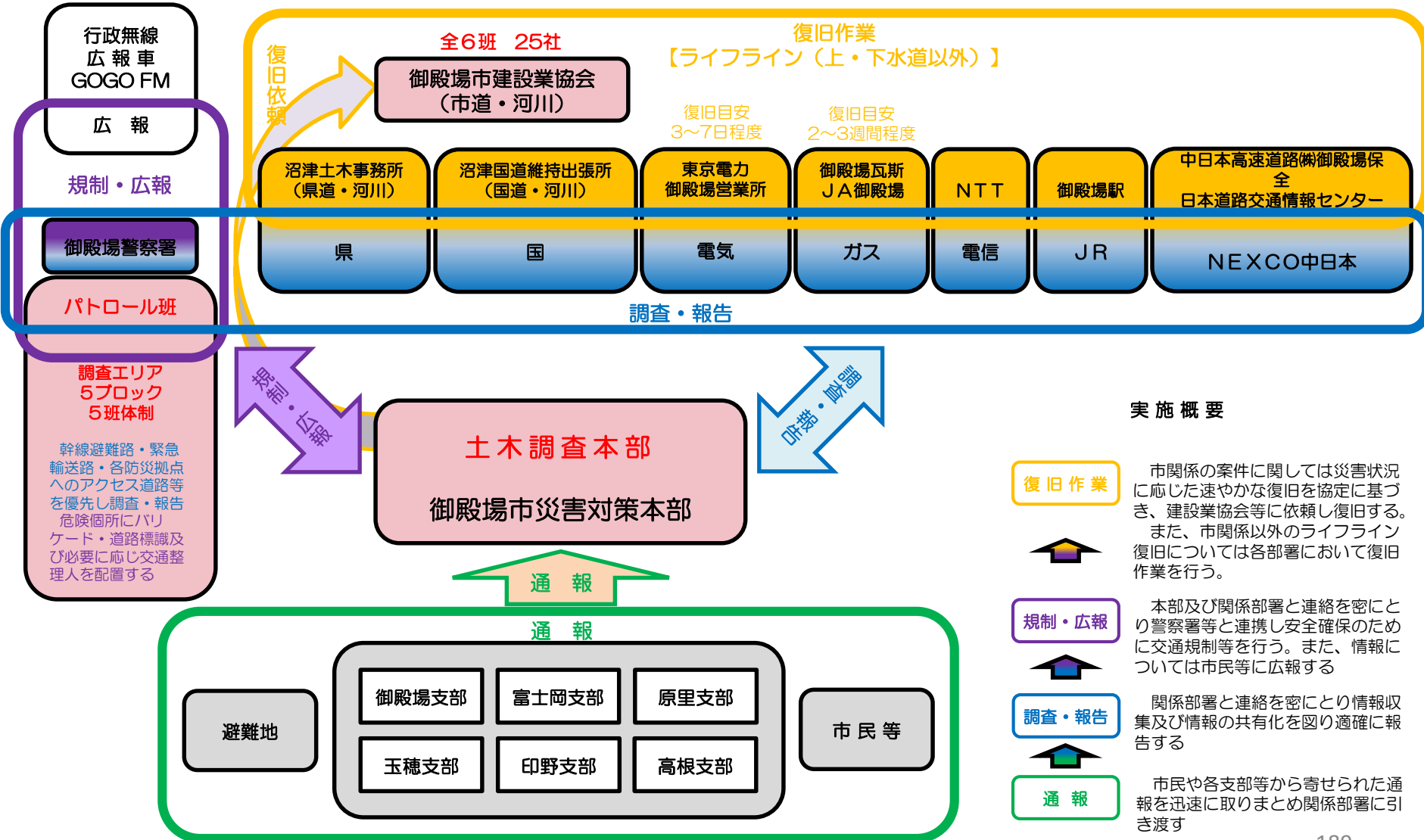
(1) 災害発生後の連絡体制の確立

- ・東名高速・新東名高速、国道、県道の各道路管理者及び本部・パトロール班等との連絡体制の構築。

(2) 道路パトロールの実施

- ・パトロール班を5班編成し、救護病院等の医療機関、避難所及び緊急物資受入れ施設周辺を中心に指定エリアの調査を行う。

災害時連絡系統・実施概要図



⑪幹線道路啓開

(3) 通行規制の実施

- ・状況に応じ、**必要に応じて通行止め等の規制**を行う。

(4) 被災状況等の共有

- ・調査結果の取りまとめを行い、災害対策本部、各道路管理者に状況報告するとともに、災害協定協力業者へも報告し、啓開作業の準備を要請する。

(5) 道路啓開方針・手順等の決定

- ・医療機関、避難所及び緊急物資受入れ施設を考慮し**啓開優先順位を定める**とともに、支援を受け入れられる啓開ルートを決める。

(6) 道路啓開の実施

- ・災害協定協力業者へ復旧の時間的目標、工法を指示し、啓開を依頼する。
また、状況により**派遣自衛隊**よる啓開を依頼する。

※ 8月28日16時00分に、緊急輸送道路等の道路被害や通行可否に関する情報の集約を行い、迂回路の設定、道路啓開ルートを決定し、道路啓開を開始する。

⑪幹線道路啓開

(3) 通行規制の実施

- ・状況に応じ、**必要に応じて通行止め等の規制**を行う。

(4) 被災状況等の共有

- ・調査結果の取りまとめを行い、災害対策本部、各道路管理者に状況報告するとともに、災害協定協力業者へも報告し、啓開作業の準備を要請する。

(5) 道路啓開方針・手順等の決定

- ・医療機関、避難所及び緊急物資受入れ施設を考慮し**啓開優先順位を定める**とともに、支援を受け入れられる啓開ルートを決める。

(6) 道路啓開の実施

- ・災害協定協力業者へ復旧の時間的目標、工法を指示し、啓開を依頼する。
また、状況により**派遣自衛隊**による啓開を依頼する。

※ 8月28日16時00分に、緊急輸送道路等の道路被害や通行可否に関する情報の集約を行い、迂回路の設定、道路啓開ルートを決定し、道路啓開を開始する。

⑪幹線道路啓開

通行止め状況



作業状況



交通規制状況



派遣自衛隊作業状況



夜間作業状況



⑪幹線道路啓開

(7)道路啓開状況の把握

- ・災害協定協力業者からの報告、パトロールにより進捗状況の状況を把握するとともに取りまとめを行う。
- ・災害対策本部、各道路管理者に状況報告するとともに通行規制情報(通行可能、渋滞情報等)を共有する。

※ 8月29日6時00分に、被災地エリア及び救護病院等の医療機関に向かうルート
の概ねの道路啓開を完了する。

※ 8月30日8時に、全ての地域で人命救助活動が実施できるよう、被害が甚大
な被災地内や救護病院等の医療機関、避難所及び緊急物資受入れ施設周辺のルー
トも含めた全ルートの概ねの道路啓開を完了する。

⑪幹線道路啓開

通行止め状況



作業状況



交通規制状況



派遣自衛隊作業状況



夜間作業状況



⑪幹線道路啓開

3 現在の対応

(1) 災害救助法適用外事務

幹線道路啓開 作業は災害旧救助法の適用外業務

各路線の啓開 作業に要した労力、資器材の作業日報を作成

災害協定協力業者及び土木調査本部班

- ・ 災害協定協力業者 25社
- ・ 陥没・亀裂57路線、土砂崩れ5箇所、落橋2箇所、その他被害多数

(2) 災害復旧事業(応急復旧・本復旧)

- ・ 災害復旧に向け、被害状況の報告を元に、現地調査、点検を行い災害復旧申請を行う準備を行う。

⑪幹線道路啓開



道路啓開後状況



道路啓開後状況



道路啓開後状況



橋梁点検状況

⑪幹線道路啓開

3 現在の対応

(1) 災害救助法適用外事務

幹線道路啓開 作業は災害旧救助法の適用外業務

各路線の啓開 作業に要した労力、資器材の作業日報を作成

災害協定協力業者及び土木調査本部班

- ・ 災害協定協力業者 25社
- ・ 陥没・亀裂57路線、土砂崩れ5箇所、落橋2箇所、その他被害多数

(2) 災害復旧事業(応急復旧・本復旧)

- ・ 災害復旧に向け、被害状況の報告を元に、現地調査、点検を行い災害復旧申請を行う準備を行う。



土木調査本部班職員機能図

土木調査本部長：次長兼管理維持課長 梶佳浩

本 部 員		デジタル無線番号
次長兼道路河川課長	麻 生 賢 一	ごてんば1
管理維持課維持スタッフ統括	内 海 清 治	
管理維持課管理占用スタッフ統括	倉 澤 広 隆	
道路河川課工事スタッフ統括	小 野 厚 見	
道路河川課建設企画スタッフ統括	瀬 戸 裕 一	
道路河川課用地・登記スタッフ統括	竹 内 み ず ほ	
管 理 維 持 課 維 持 ス タ ッ フ	勝又高明・早川広隆 井口治・城内大輝	
管 理 維 持 課 管 理 占 用 ス タ ッ フ	山本宗慶・小野智久 ・藤田彰二	
指 令 車 ランクルプラド2852	会計年度任用職員 谷中修・清水健児	デジタル無線番号 ごてんば7

	1 班	2 班	3 班	フリー	予備班
調 査 範 囲	調査エリア1・6 国道246号～ 小山町境～ 市道0116号線～ 市道0230号線～ 県道沼津小山線～ 西部幹線～ 市道4518号線 の範囲	調査エリア2・3 国道469号～ 市道4517号線～ 市道4518号線～ 西部幹線～ 県道沼津小山線～ 市道0230号線～ 市道0117号線 裾野境の範囲	調査エリア4・5 国道469号～ 国道246号～ 市道0109号線～ 小山町境～ 演習場の範囲		
担当職員	班長 沓間知也	班長 平賀研一	班長 持田尚亨	班長 勝又 颯太	班長 (小野智久)
	班員 嵐田貴大	班員 伊藤雄大	班員 鈴木健斗	班員 山崎大志	班員 杉山寿洋
					班員 片岡伶詩
車 両	エクストレイル4774	エクストレイル6880	エクストレイル6471	ハイゼットカーゴ8132	エクストレイル4356
デジタル無線番号	ごてんば2	ごてんば6	ごてんば5	ごてんば4	ごてんば3

消防団 太文字+斜体

⑱ 災害廃棄物の処理(収集運搬)

⑱ 災害廃棄物の処理(収集運搬)

⑱ 災害廃棄物の処理（収集運搬）

1 基本方針

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物発生量を推計し、組合処理施設で処理可能であるかを、御殿場市、組合、小山町で協議を行う。

（不測の事態には、行政機関、事業者等の協力要請を行う。）

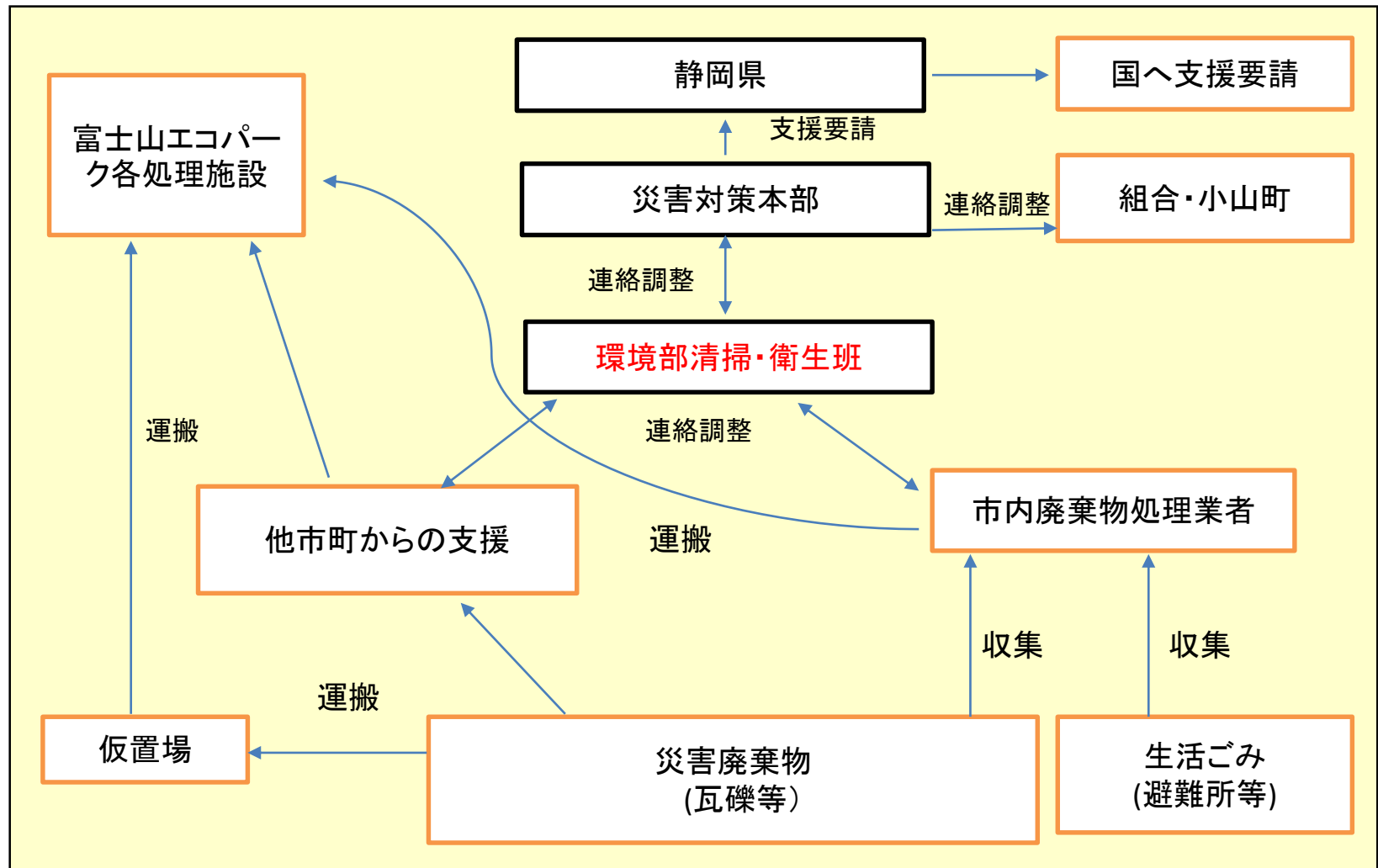
新に、**災害廃棄物処理実行計画**を策定し、災害廃棄物の収集運搬処理体制等確立する。 また、状況の変化に応じて段階的に計画を見直す。

（処理期間目標 3年以内）

2 実施要領

- （1）廃棄物処理施設（エコパーク）の被災なし。
- （2）被災情報から見た災害廃棄物発生量の推計：605, 000t
- （3）処理可能量の推計：20. 6t／1日
- （4）腐敗性廃棄物等を優先処理

⑱ 災害廃棄物の処理(収集運搬)



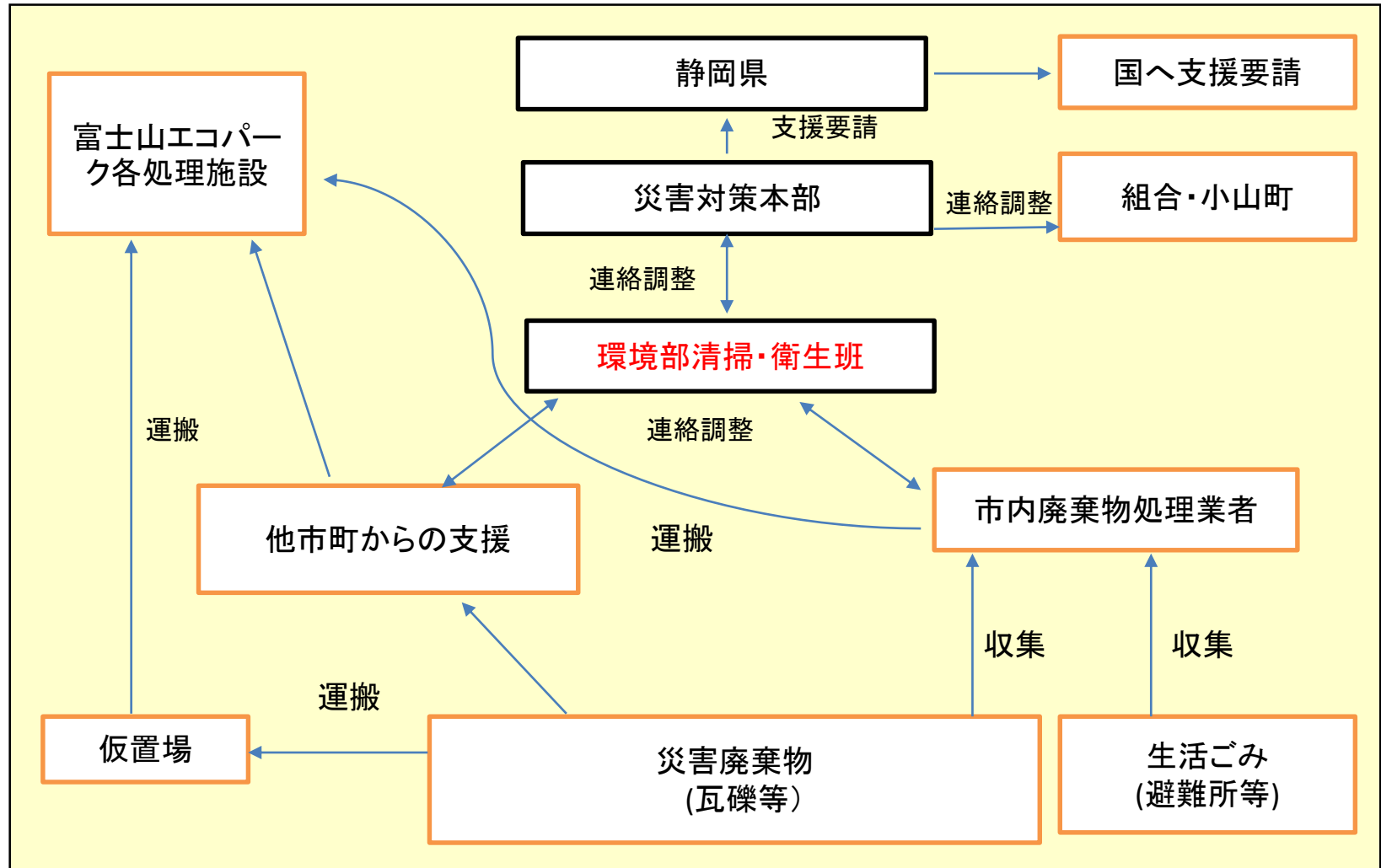
⑱ 災害廃棄物の処理（収集運搬）

- (5) 県・事業者等への支援要請
- (6) 仮置場の設置と、被災者・住民への周知
- (7) 倒壊による、危険性のある建物の廃棄物処理
- (8) 長期間廃棄物を置く、仮置場の管理と運営
- (9) 道路等の復旧状況等を考慮し、生活ごみ収集運搬実施
- (10) 相談窓口の設置と、収集等廃棄物に関する広報

3 各係（職員）の任務

右記「清掃・衛生班組織図」による。

⑱ 災害廃棄物の処理（収集運搬）



⑱ 災害廃棄物の処理（収集運搬）

1 全 般

仮置場の開設を行い搬入されたごみを分別し富士山エコパーク各処理施設へ搬入を開始した。

2 仮置場の設置

御殿場市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の仮置場を開設した。

3 仮置場の周知

仮置場の開設完了後、場所や搬入時間を広報した。

4 一般廃棄物の処理

ごみ等収集ルート of 状況確認後、集積所の収集開始を広報した。

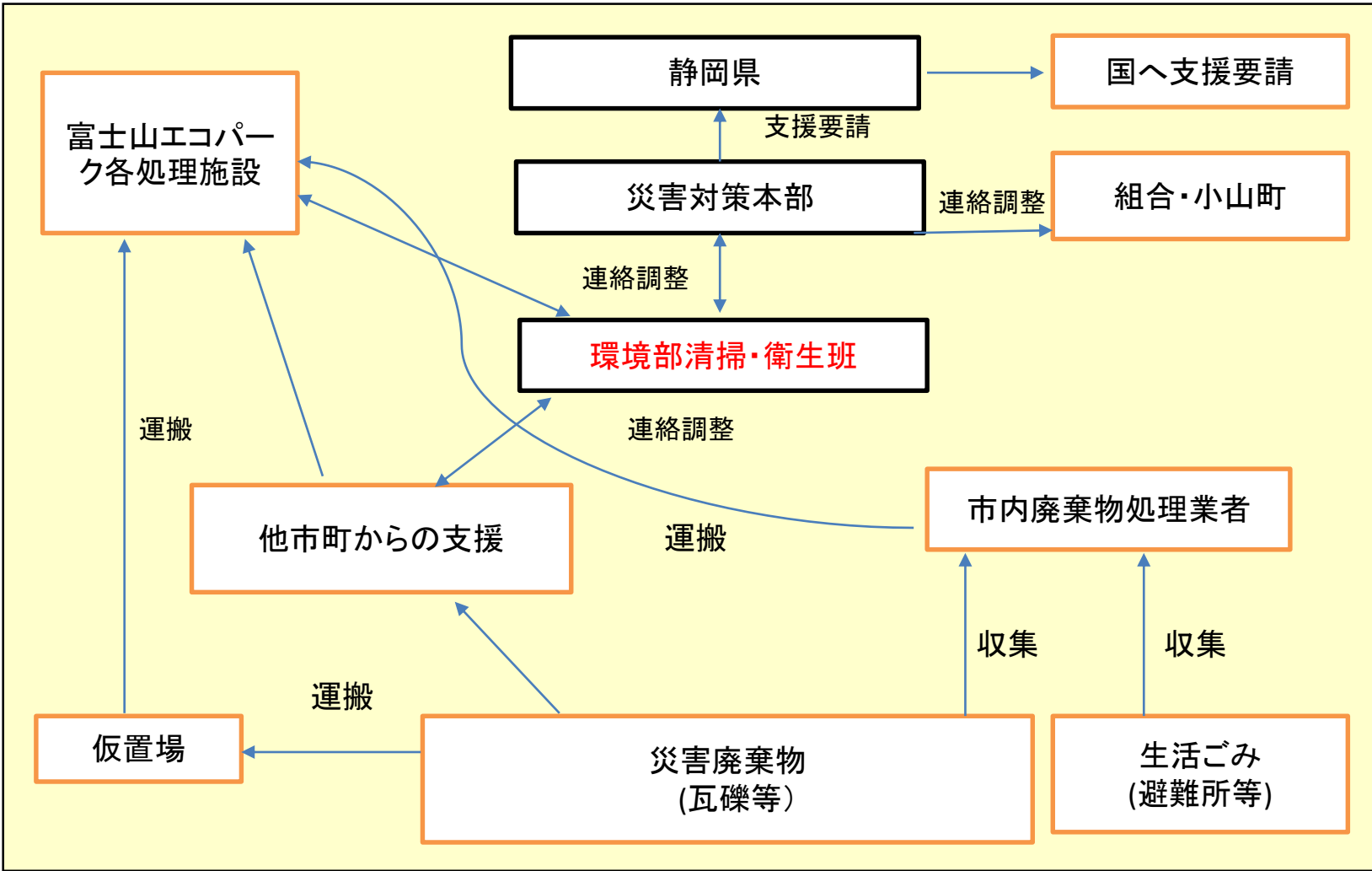
5 感染症対策

仮置場や収集運搬用にマスク（1, 000枚）を用意した。

6 編成・任務

右記「清掃・衛生班編成図」による。

⑮ 災害廃棄物の処理(収集運搬) 体制



⑱ 災害廃棄物の処理（収集運搬）

1 全 般

仮置場の開設を行い搬入されたごみを分別し富士山エコパーク各処理施設へ搬入を開始した。

2 仮置場の設置

御殿場市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の仮置場を開設した。

3 仮置場の周知

仮置場の開設完了後、場所や搬入時間を広報した。

4 一般廃棄物の処理

ごみ等収集ルート of 状況確認後、集積所の収集開始を広報した。

5 感染症対策

仮置場や収集運搬用にマスク（1, 000枚）を用意した。

6 編成・任務

右記「清掃・衛生班編成図」による。

清掃・衛生班 編成図

災害時応急対策業務

- 1 廃棄物処理施設の被災状況把握する
- 2 被災情報から災害廃棄物発生量・処理可能量の推計する
- 3 **災害廃棄物処理実行計画**を早急に策定し、実行する

清掃・衛生班

班長 山崎 弘資

(任務)

- 1 本部との連絡調整
- 2 業務全体の状況把握
- 3 各担当への指示

総務・経理係(し尿等と兼務)

係長 鈴木 恭之

係員 小野 秀和

係員

(任務)

- 1 業務全般の進行管理
- 2 人員配置の確認、指示
- 3 災害対策本部、国、県、行政機関、事業者等との連絡、調整
- 4 組合等処理施設の状況把握、処理可能施設の確保
- 5 被災状況等の情報収集、相談各受付等
- 6 収集処理支援の要請、受入れの調整
- 7 収集運搬業者の確保、指示
- 8 被災者、住民への広報
- 9 災害等廃棄物処理事業費補助金について
- 10 各事業者等との契約、支払い等

計画係

係長 林 達也

係員 勝又 大輔

係員 安藤 光正

(任務)

- 1 災害廃棄物、避難所ごみ等の発生量の推計
- 2 仮置場の確保、設置
- 3 **災害廃棄物処理実行計画**の策定
- 4 復旧復興状況に応じた計画の見直し

処理係(し尿等と兼務)

係長 長田 俊彦

係員 長田 和久

係員 福島 克徳

係員

係員

係員

(任務)

- 1 災害廃棄物の収集運搬業務の実行
- 2 災害廃棄物の適正な処理の実行
- 3 **仮置き場の管理運営**

9月2日の朝【発災7日目】

9月2日の朝【発災7日目】

①9 各種相談窓口の設置・運営

①⑨ 各種相談窓口の設置・運営

⑪各種相談窓口の設置・運営

1 基本方針

被災者が速やかに安全で安心な生活を送れるよう、庁内に臨時に市民相談室（なんでも相談室）を設置し、様々な問題解決への助言や情報提供等を実施する。

2 実施要領

(1) 市民相談室（なんでも相談室）の設置

ア 市民相談窓口、消費生活相談窓口、外国人相談窓口を設置

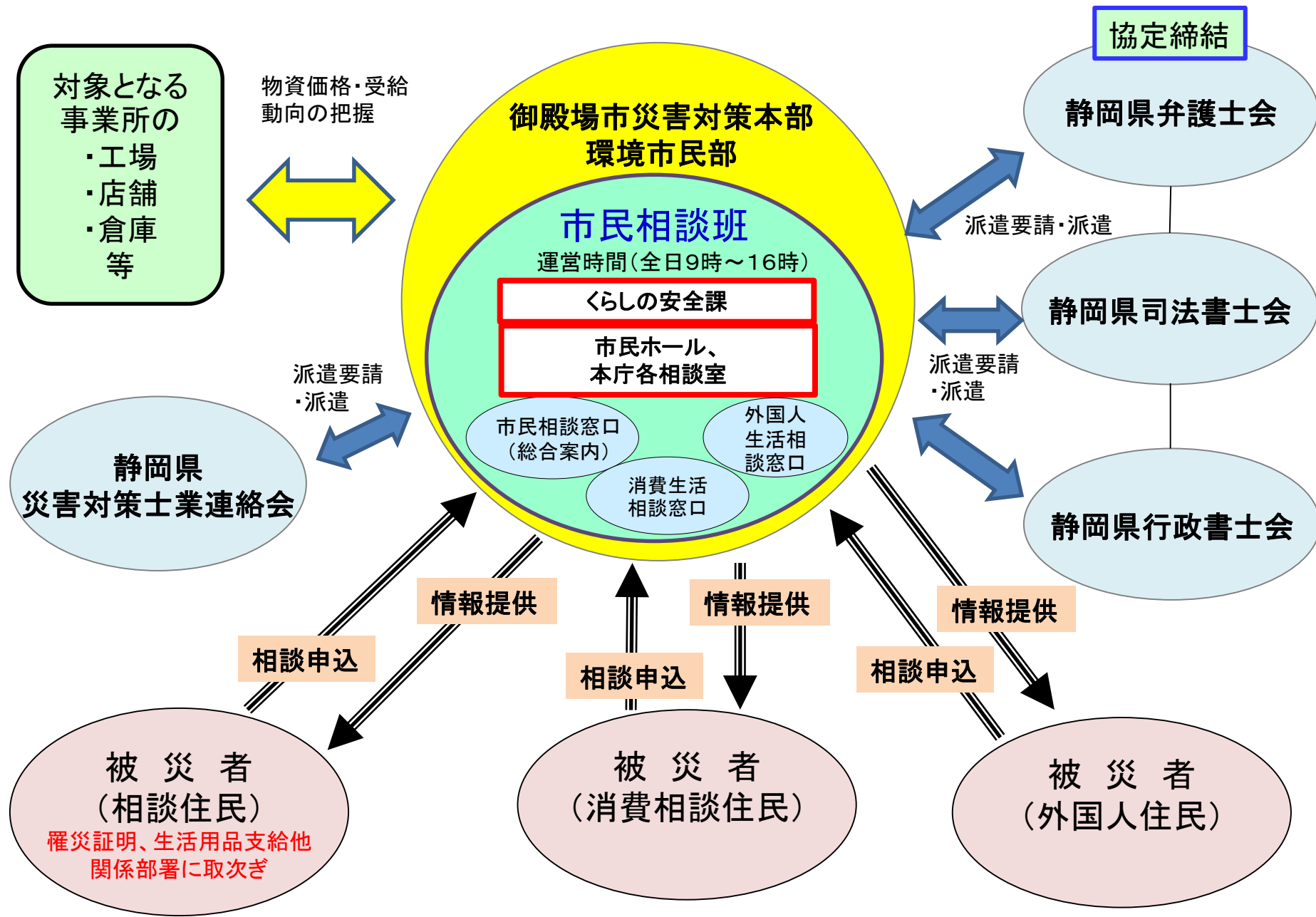
イ 災害協定締結の県内3士会（弁護士・司法書士・行政書士）、県を通じて県災害対策士業連絡会に派遣要請

ウ 窓口開設時間は、原則全日9時から16時まで

(2) 相談窓口の業務遂行

各相談窓口では、被災者からの相談内容を整理し、相談者が必要とする情報を的確に提供。また必要に応じて関係部署に取次ぎを行う。

市民相談運営体制



⑪各種相談窓口の設置・運営

(3) 災害に便乗した悪質商法や詐欺被害等の未然防止

住宅修理に関する悪質商法や義援金詐欺など、災害に便乗した詐欺被害等を防止するため、市HPや同報無線、SNS等により注意喚起を行う。

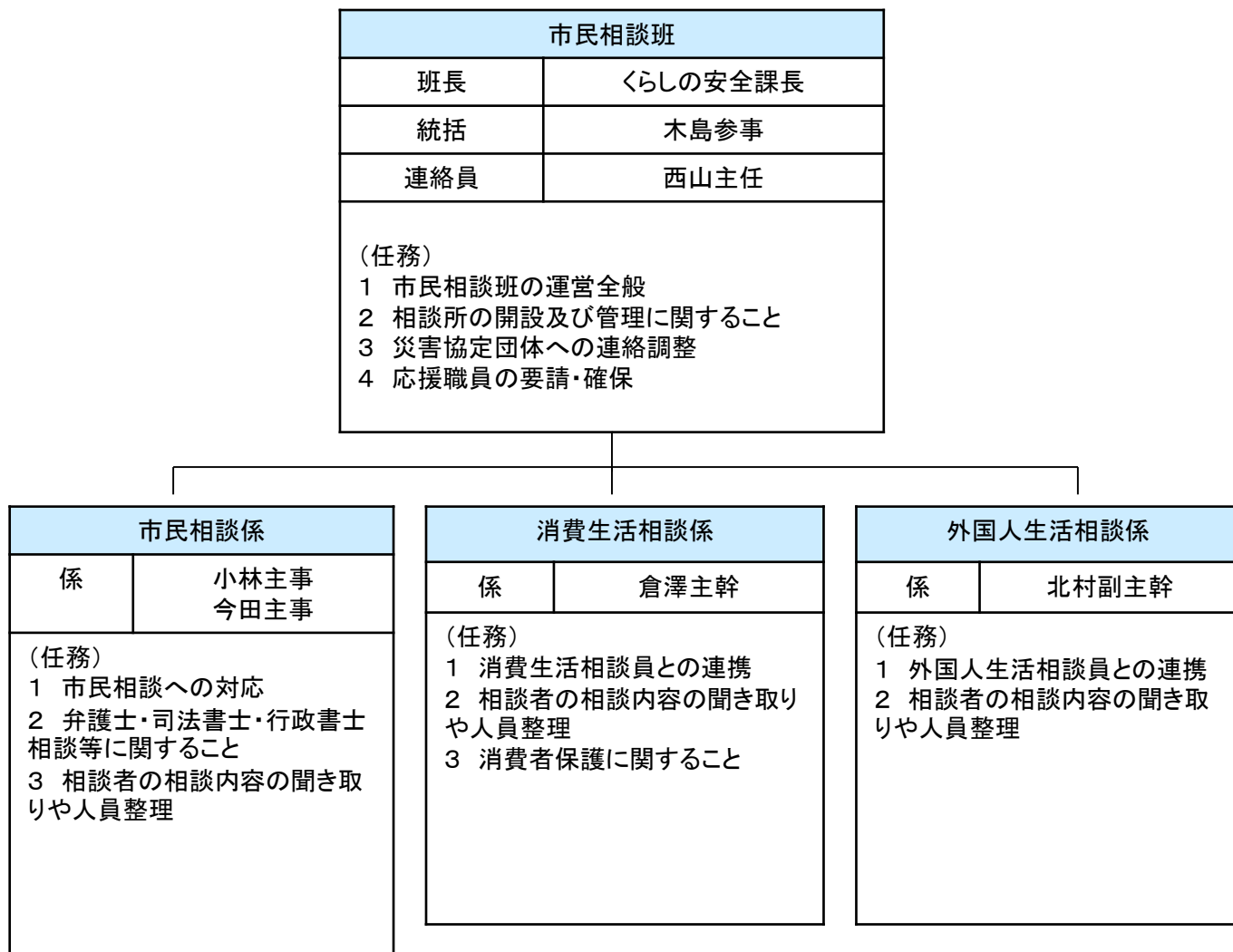
(4) 感染症対策

相談時におけるマスクの着用など、感染症対策を徹底する。

3 各職員の任務

別図「市民相談班組織図」による。

市民相談班編成図



⑪各種相談窓口の設置・運営状況

1 全般

8月28日は相談窓口の復旧作業、29日と30日は職員が市民からの問合せに対応、31日から市民相談・消費生活相談・外国人生活相談を順次開始。

30日に県弁護士会、県司法書士会、県行政書士会へ、各士の派遣要請。

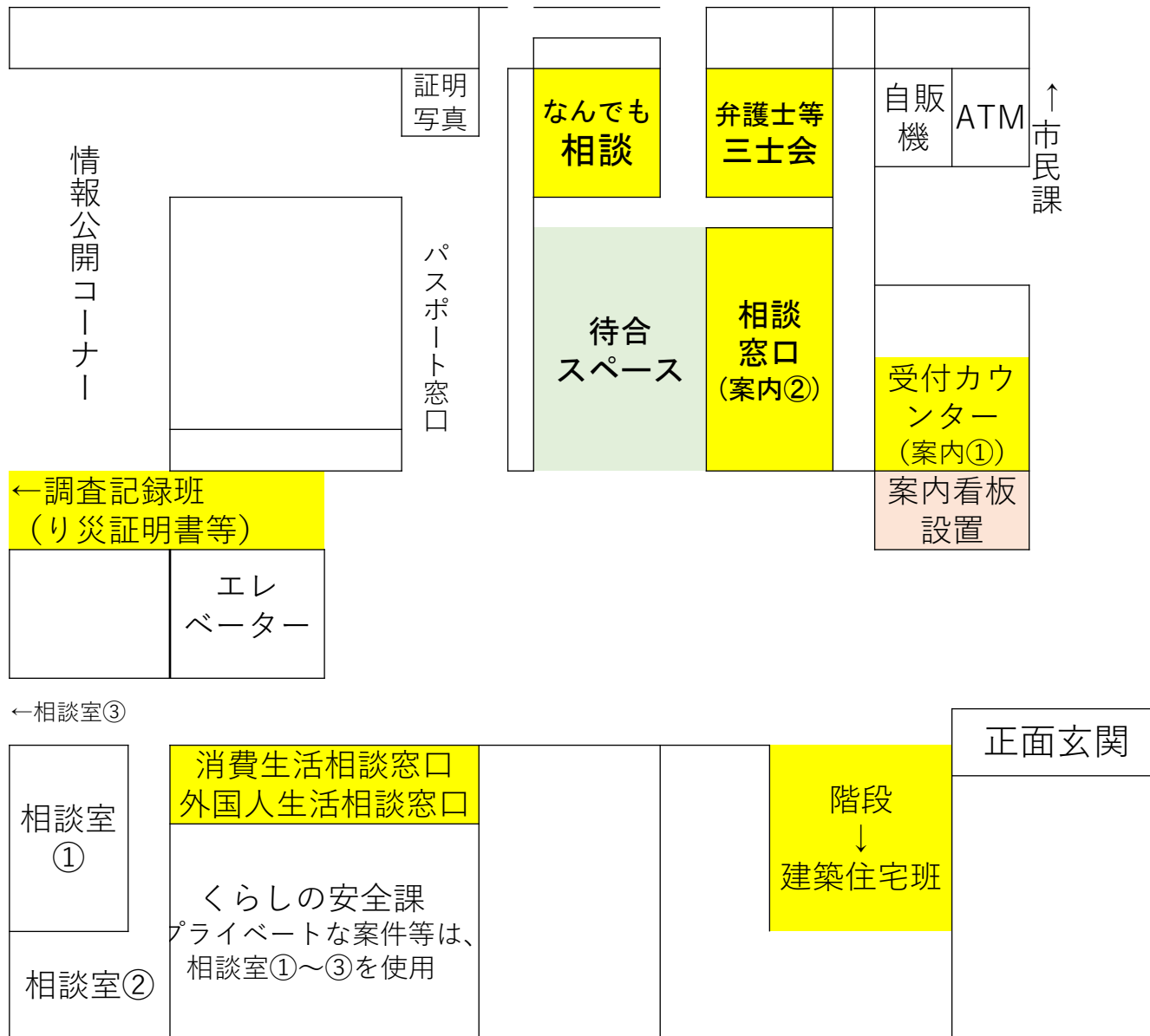
30日に県災害対策士連絡会に相談会開設を要請。9月3日に開設。

9月3日から法律相談(弁護士)・司法書士相談・行政書士相談を開始。

2 相談の状況

- (1) 市民相談では、罹災証明書など行政サービス全般の相談が大半。
- (2) 消費生活相談では、賃貸借住宅等の契約トラブル関係の相談が多数。
- (3) 外国人生活相談は、避難場所や救護所の案内、行政サービスについて等多岐にわたる。
- (4) 法律相談、司法書士相談では、倒壊建物によるトラブル等の相談が多数。

なんでも相談室等配置図(本庁舎1階)



⑪各種相談窓口の設置・運営状況

3 相談活動の問題点・処置等

- (1) 人員不足 → 災対本部へ人員整理等に対応する応援職員を3名要請
- (2) 相談スペースや相談室の不足 → パネルで壁を作りプライバシーを確保し市民ホール、各相談室で対応
- (3) SNSで拡散された内容の真偽の確認→現地確認をする等の対応が必要

4 災害に便乗した悪質商法や詐欺被害等の未然防止

- (1) 住宅修理に関する悪質商法や義援金詐欺など、災害に便乗した詐欺被害等を防止するため、市HPや同報無線、SNS等により注意喚起を行った。

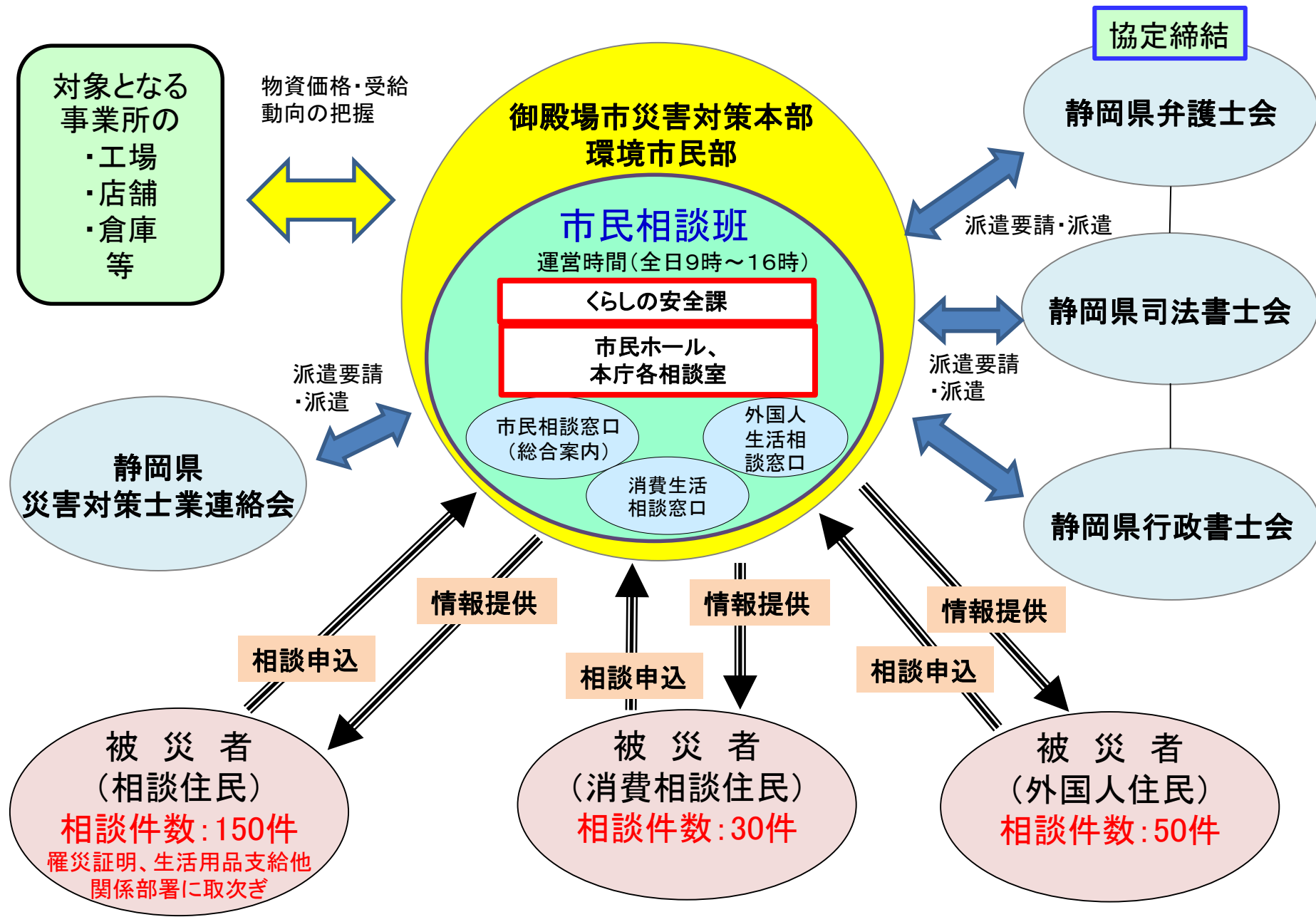
5 感染症対策

- (1) マスクのない相談者には備蓄のマスクを配布した。
- (2) 相談スペースの換気に努めた。

6 編成・任務

別図「市民相談班編成図」による。

市民相談運営体制



9月3日の朝【発災8日目】

9月3日の朝【発災8日目】

②② 被災した住宅の応急修理

②⑩ 被災した住宅の応急修理

②⑩ 被災した住宅の応急修理

1 基本方針

災害救助法の適用及び県からの事務委任を受け実施する。

【緊急修理】

住宅が一定の損傷を受けた世帯に対して、雨水の侵入等による被害拡大防止を図るため、ブルーシートの展張等の緊急的な修理を実施する。

【応急修理】

住宅が一定の被害を受けた世帯に対して、引き続き住宅で住むことができるよう、日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を実施する。

緊急修理

雨水侵入等被害拡大のおそれあり



救助の実施

資材の供与または業者・団体等による緊急修理

緊急修理実施後



応急修理

被災により生活することが不可能



救助の実施

日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理

最低限の生活が可能な状態に修理
(避難所への避難が不要)

⑳ 被災した住宅の応急修理

2 実施要領

【共通事項】

- (1)被災状況の把握 (2)実施要領の作成
- (3)相談窓口の開設 (本庁舎2階 建築住宅課)
- (4)被災者への周知(市HP、防災無線、チラシ、SNS 等を活用)
- (5)修理業者の紹介・斡旋(必要に応じて実施)

【緊急修理】

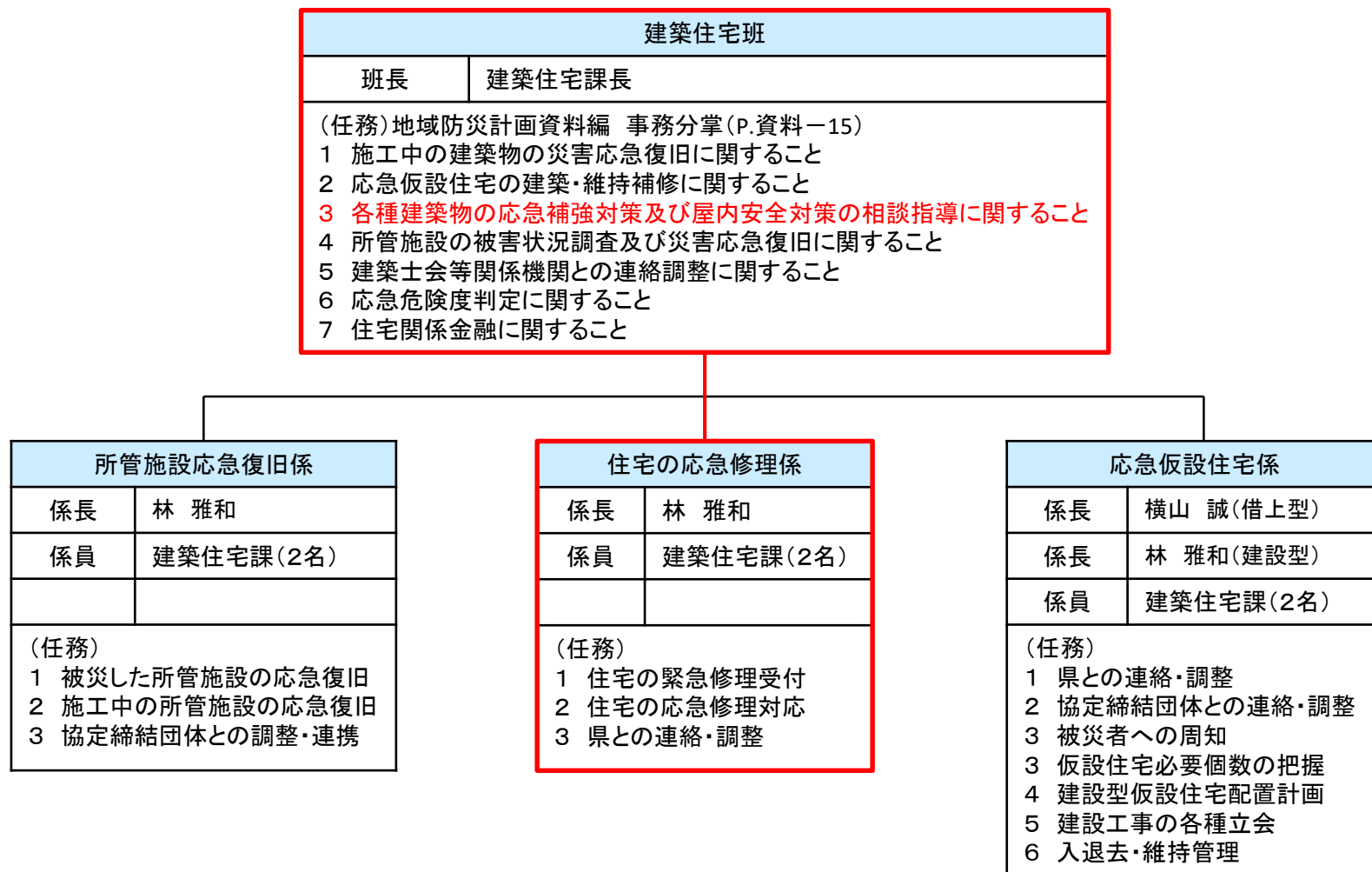
- (1)現場確認または写真にて判定し、救助の対象か判断。
- (2)被災者の状況に応じて緊急修理資材の支給または、市から業者へ発注

【応急修理】

- (1)申込書の受付・審査。
- (2)修理業者と契約書または請書を取り交わす。(市⇄修理業者)
- (3)完了報告書の受理・審査後、修理業者へ支払い。

3 各組(職員)の任務 ➡別図「建築住宅班(応急修理)組織図」による

建築住宅班(応急修理)組織図



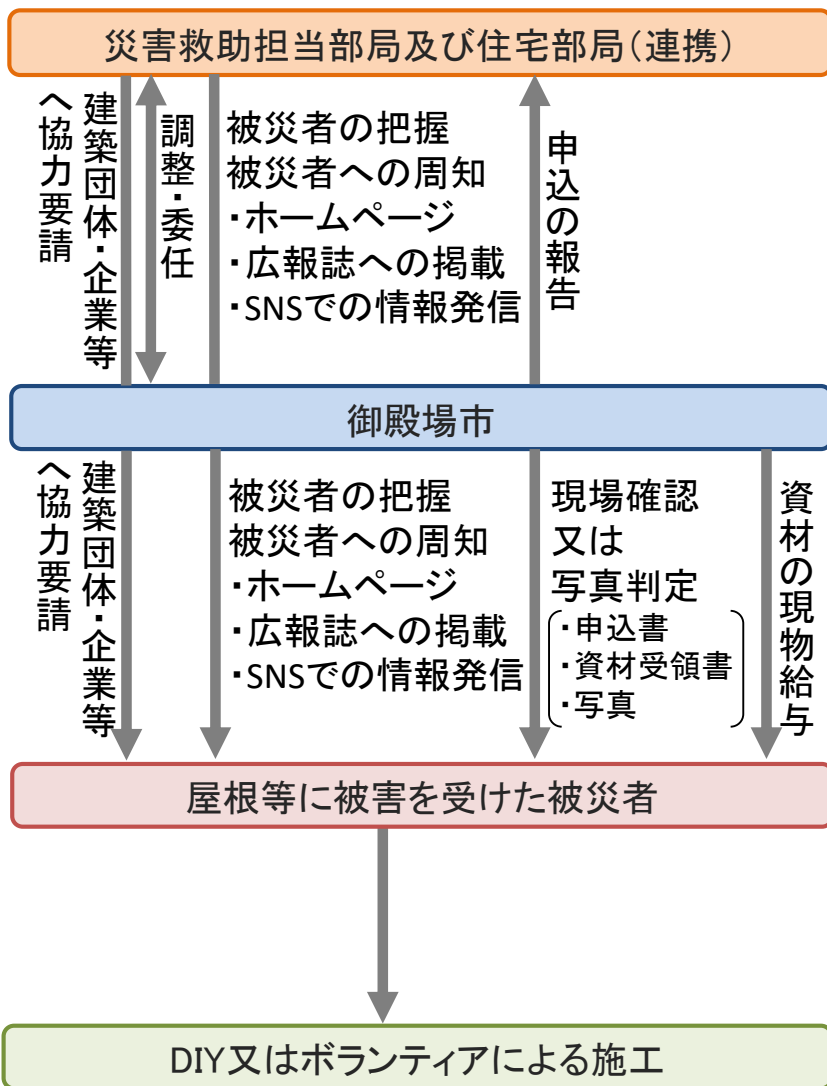
②⑩ 被災した住宅の応急修理

「緊急修理」の概要

	一般基準	備考	提出書類
住宅の 被害区分	準半壊以上(相当)	大規模半壊、中規模半壊、 半壊、準半壊以上(相当) ※全壊は修理することで 居住することが可能な場 合)	資材のみ支給 の場合 ①申込書 ②資材受領書 ③現況写真 業者等へ依頼 する場合 ①申込書 ②写真(施工前、 施工後) ③業者見積書
対象者	災害のため住家が半壊(焼)またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者		
費用の 限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり 56,400円 以内	ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う施工費用の合計	
救助期間	災害発生の日から 10日以内 に完了		

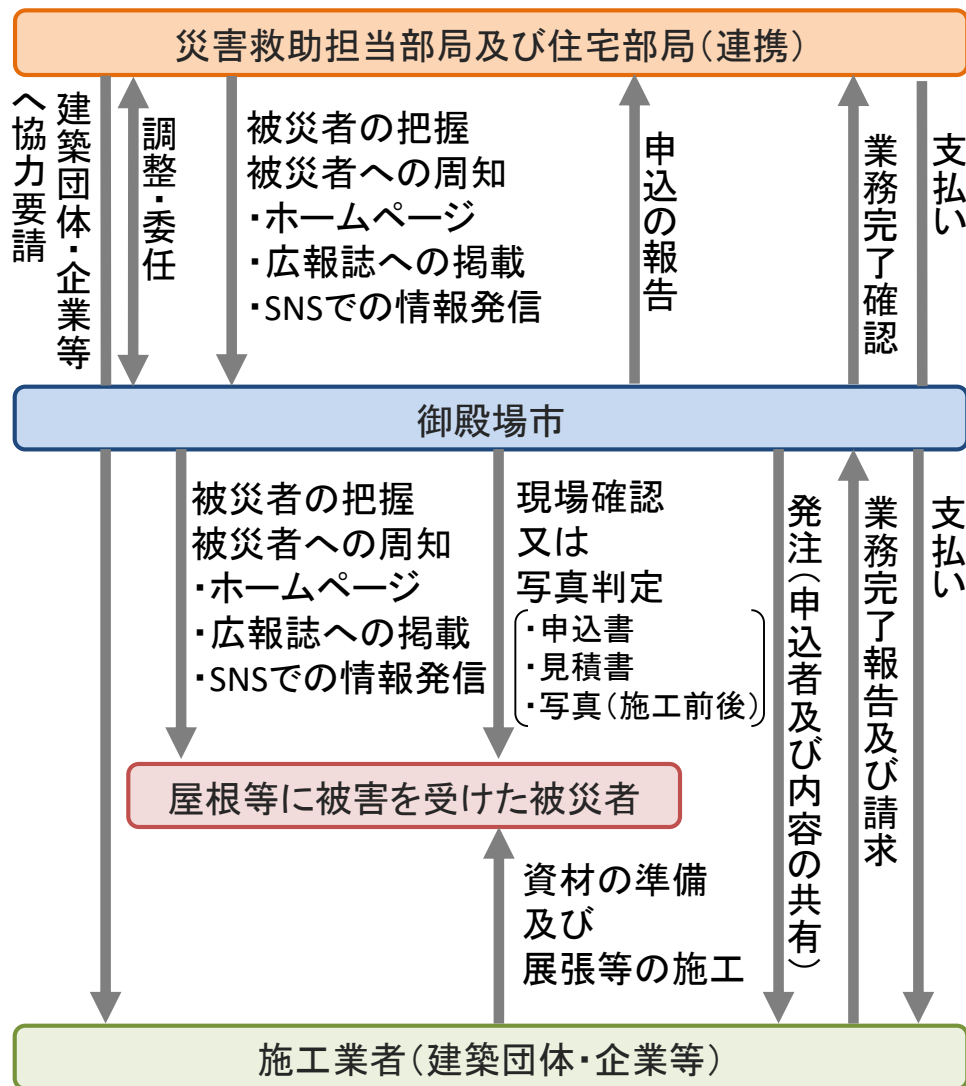
「緊急修理」の実施フロー

ケース1 資材のみ供与する場合



※資材の給与は資材費のみが対象
被災者が直接購入した資材は対象にならない(現物給付のみ)

ケース2 建設団体・企業等が実施する場合

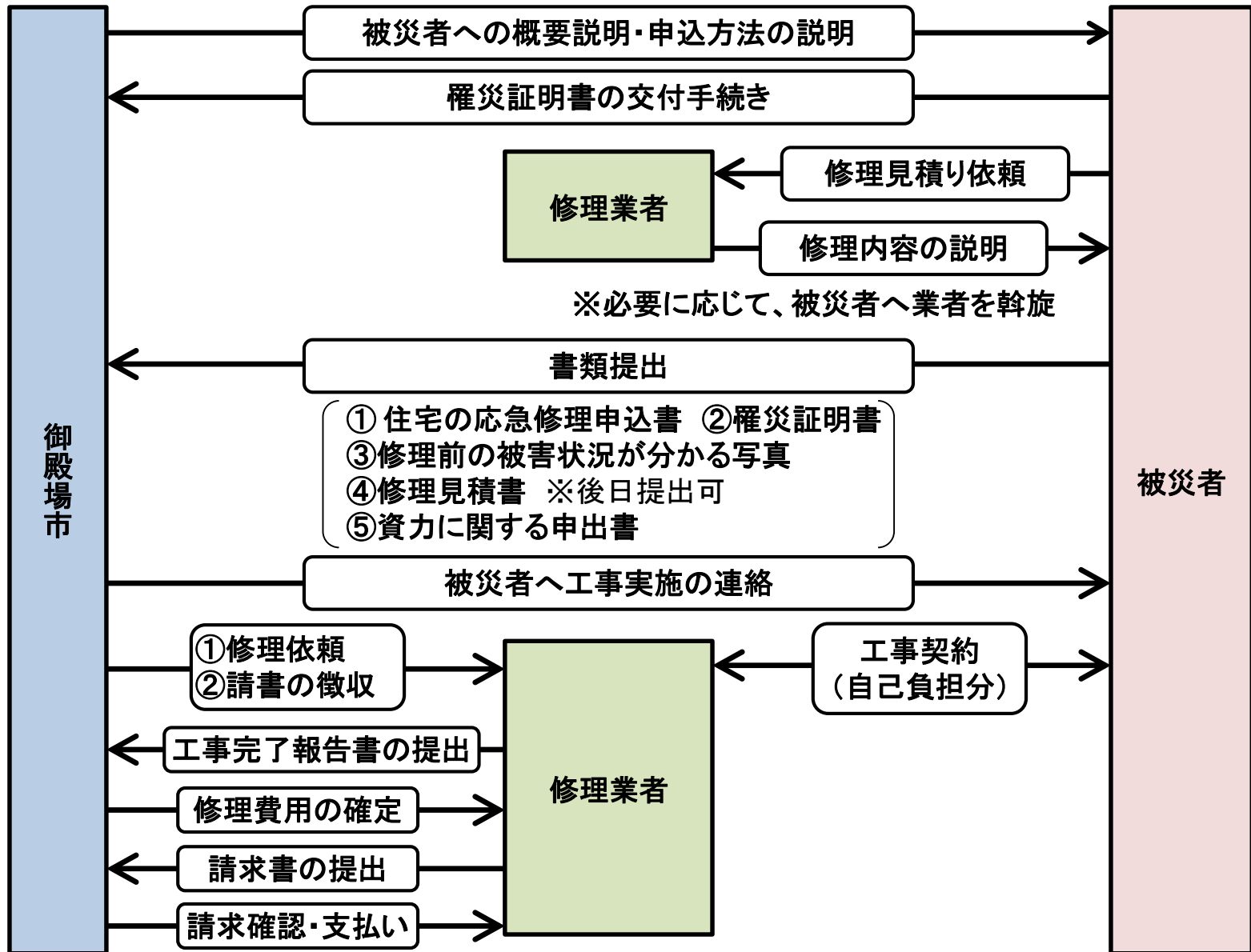


②⑩ 被災した住宅の応急修理

「応急修理」の概要

	一般基準		提出書類
住宅の 被害区分	大規模半壊 中規模半壊 半壊	準半壊	被災者作成 ①住宅の応急修理申込書 ②罹災証明書 ③被害状況が分かる写真 ④修理見積書 ※後日提出 ⑤資力に関する申出書 修理業者作成 ①工事完了報告書 ②請求書
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、 自らの資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷(準半壊)を受け、 自らの資力では応急修理をすることができない者	
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して1世帯当たり 757,000円 以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して1世帯当たり 367,000円 以内	
救助期間	災害発生の日から 3か月以内 に完了(国の災害対策本部が設置された災害においては 6か月以内 に完了)	災害発生の日から 3か月以内 に完了(国の災害対策本部が設置された災害においては 6か月以内 に完了)	

「応急修理」の実施フロー



⑳ 被災した住宅の応急修理 実施状況

8月28日 災害救助法の適用が決定。県から事務委任を受ける。

8月29日 建築関係団体・企業等への協力要請

8月30日 “〇〇地震における実施要領”を策定

8月31日 本庁舎2階建築住宅課に**相談窓口を開設**

市ホームページ・各避難所へ事業案内を掲示

【9月2日(前日)までの実施状況】

	緊急修理	応急修理
相談件数	80件	40件
受付件数	60件	10件
修理中	10件	0件
完了件数	50件	0件

緊急修理

⇒**原則9月5日までに完了するものが対象**
(発災日から10日以内)

応急修理

⇒**原則11月27日までに完了するものが対象**
(発災日から3か月以内。国の災害対策本部
が設置された場合は6か月以内)

屋根の緊急修理実施状況

施工方法

☆下準備

テープが付きやすいように
瓦をきれいにする

【手順1】

山の部分に先に貼ると隙間
が出来てしまう為
瓦の谷の部分（へこんでる
部分）に縦にテープを貼る

【手順2】

防水テープをブルーシート
中央から左と右に風が入ら
ないようにしっかりと貼る

【手順3】

縦のブルーシートの部分
（まだ貼っていない側）に
も、防水テープを貼る

【手順4】

防水テープを貼ると
しわが入る為その部分に土
嚢を載せる

ポイント



9月4日の朝【発災9日目】

9月4日の朝【発災9日目】

②① 被災後の応急教育(学用品の給与等)

②① 被災後の応急教育(学用品の給与等)

②1 被災後の応急教育（休校、その他の管理 園児・児童・生徒の避難状況等確認）

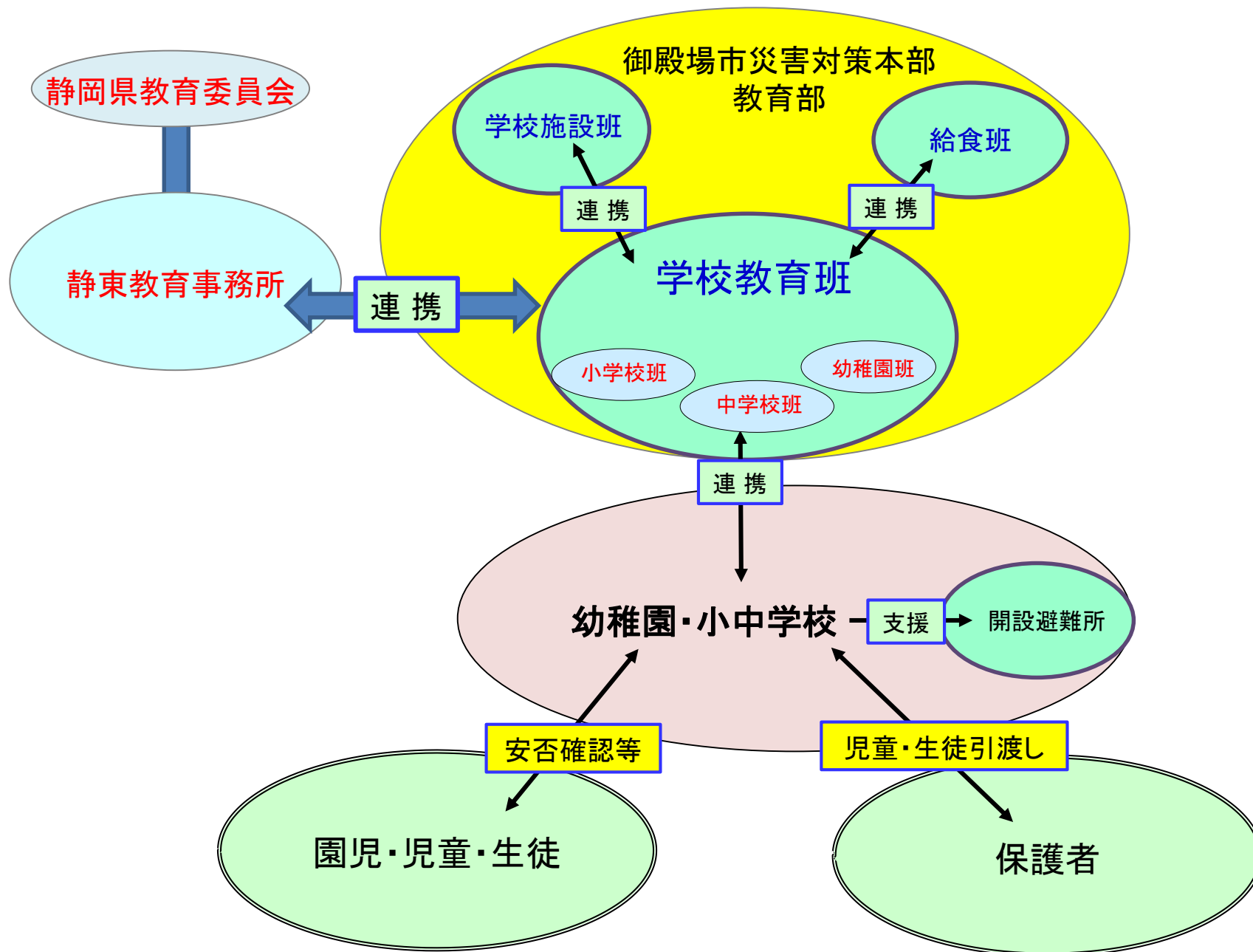
1 基本方針

市教育委員会は、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒（以下児童等）の**安否確認**を行い、登校している児童等は保護者に引き渡した後、**休校措置**をとる。その後、避難所となった学校の**避難所運営を支援**する。施設・設備等の状況を確認し、**授業の再開時期**を決定する。

2 実施要領

- （1）各幼稚園・小中学校にメール及びFAX等により、児童等の安否及び罹災状況の確認を依頼。
- （2）登校済みの児童等については、保護者と連絡をとり、安全確認が取れ次第引き渡すよう幼稚園・小中学校へ指示。
- （3）臨時校長会・園長会を招集し、休校の措置をとる。幼小中学校、学校施設班、給食班と連携をとり、授業再開の可否を判断。
- （4）指定避難所となった学校に、避難所運営の補助として教職員を動員するよう指示。

応急教育の実施体制（休校、その他の管理 園児・児童・生徒の避難状況等確認）



②1 被災後の応急教育(学用品の給与)

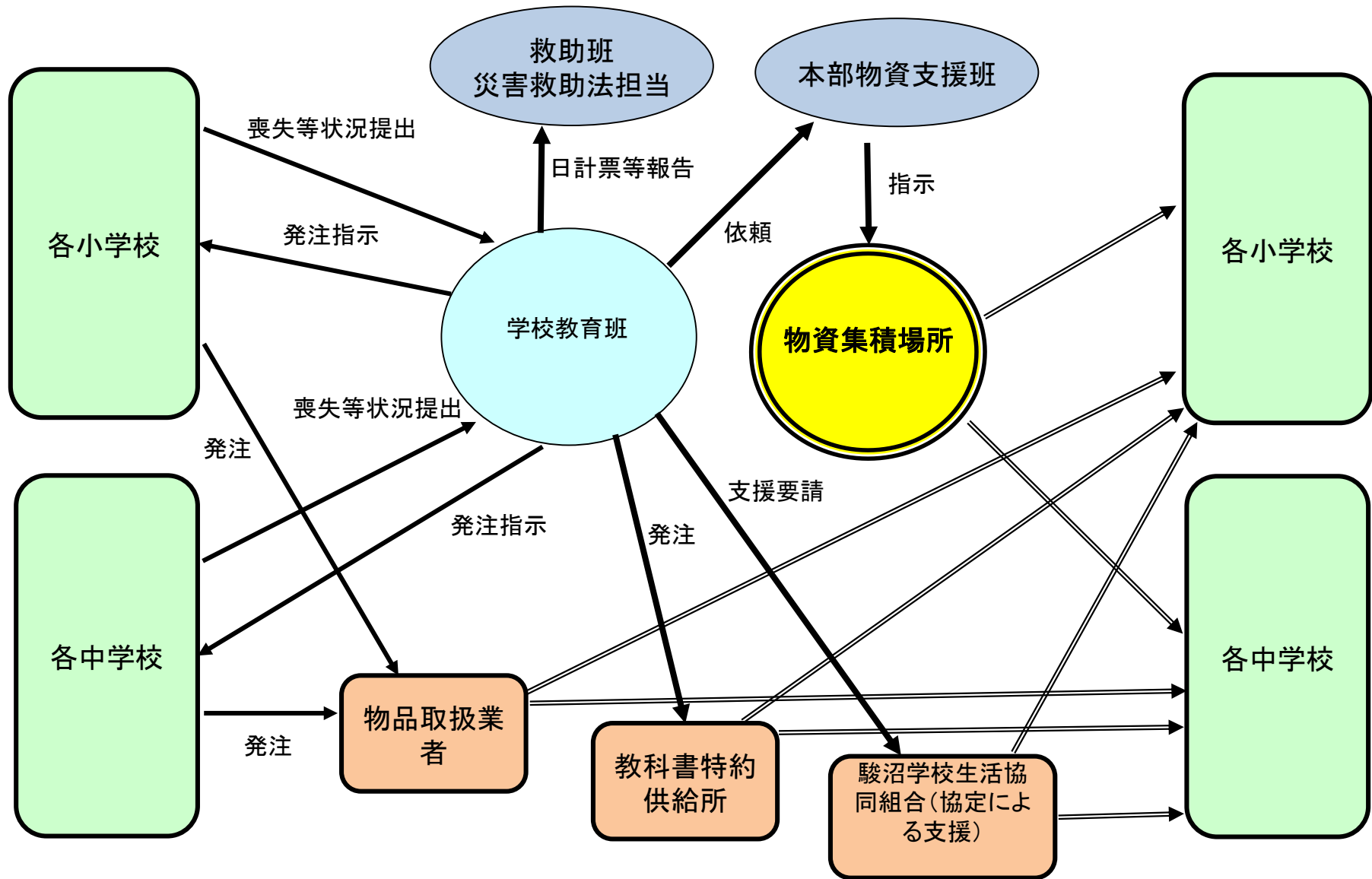
1 基本方針

住家に被害(全壊及び半壊等)を受け、教科書、教材、文房具、通学用品(以下「学用品等」という。)を喪失又は毀損した小中学校の児童・生徒が、授業再開時に支障をきたさないように、**給与対象を把握**し、災害救助法に定められた**学用品等を給与**する。

2 実施要領

- (1) 各小中学校にメール及びFAX等により、学用品等の喪失、毀損状況を学校ごとに取りまとめ、学校施設班へ提出するよう依頼
- (2) 給与すべき学用品等を購入分、支援物資分、協定に基づく要請分に仕分け、購入分については学校ごとに発注するよう指示
- (3) 救援物資班に支援物資として受入れた文房具等の配分を依頼
- (4) 「災害時における学習活動支援に関する協定書」に基づき、駿沼学校生活協同組合に支援を要請
- (5) 救助班(災害救助法担当)に記録票等報告

応急教育(学用品の給与の体制)



②①被災後の応急教育(休校、その他の管理 園児・児童・生徒の避難状況等確認)【実績】

1 全 般

発災日から8月30日(日)まで**全校休校の措置**をとった。8月31日(月)より、担任が**家庭を訪問し、罹災状況及び通学路の安全確認**を実施。

高根中学校区及び玉穂小を除く西中学校区は避難者が少数となり、8月31日(月)に学校施設班、給食班と調整し、**9月4日(金)からの授業の再開**を決定。

2 児童等の罹災状況

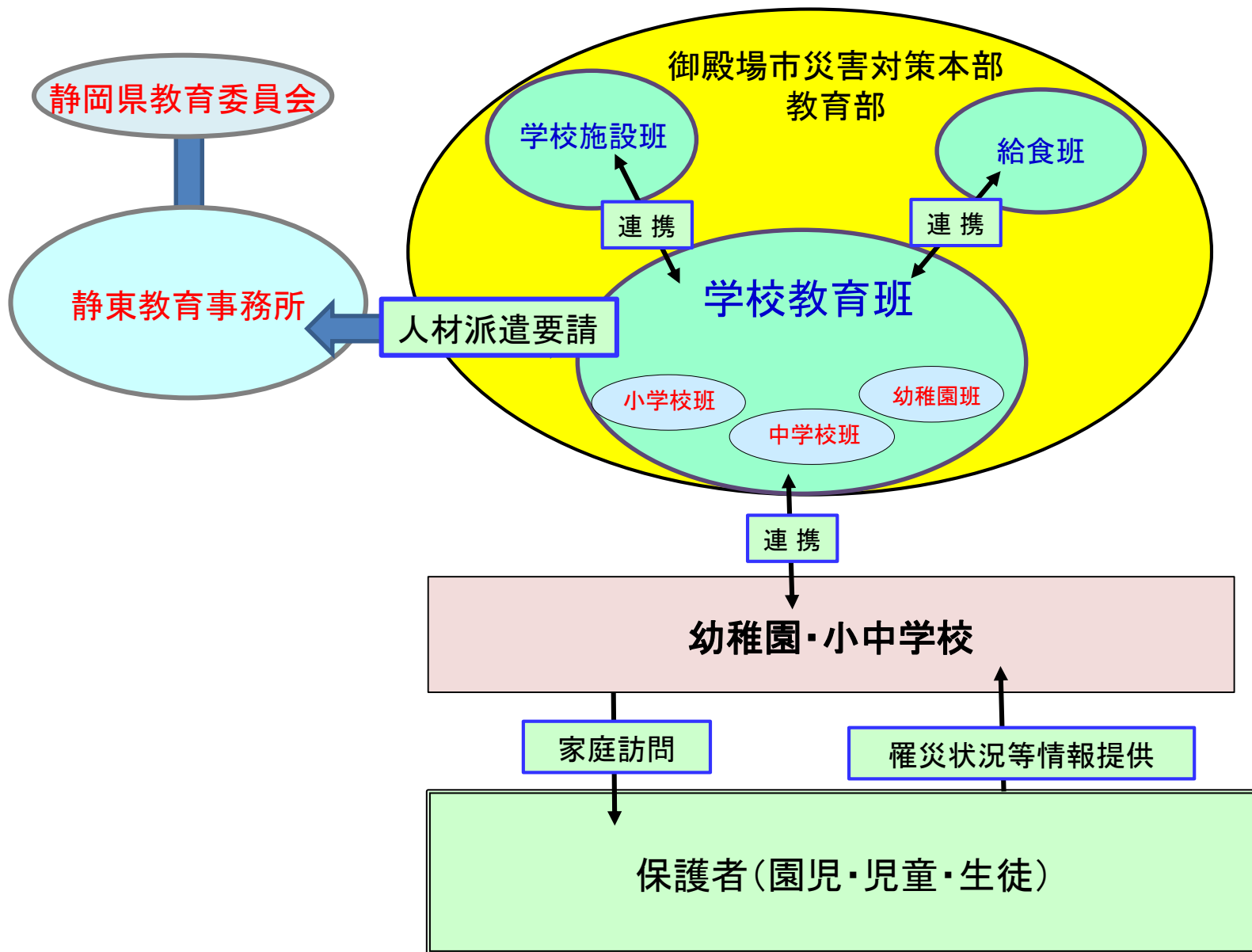
御殿場、原里、富士岡地区で、自宅の全壊等により教科書等の学用品を紛失、棄損した児童生徒多数。深沢地区からの通学路を検討中。

3 現状の問題点

(1)避難者多数により御殿場、原里、富士岡地区及び玉穂小の授業再開時期が未定。

(2)児童生徒等の心のケアのための**スクールカウンセラー等の人材が不足**しているため、県教育委員会に派遣を要請中。

応急教育の実施体制（休校、その他の管理 園児・児童・生徒の避難状況等確認）【実績】



②①被災後の応急教育(学用品の給与)【実績】

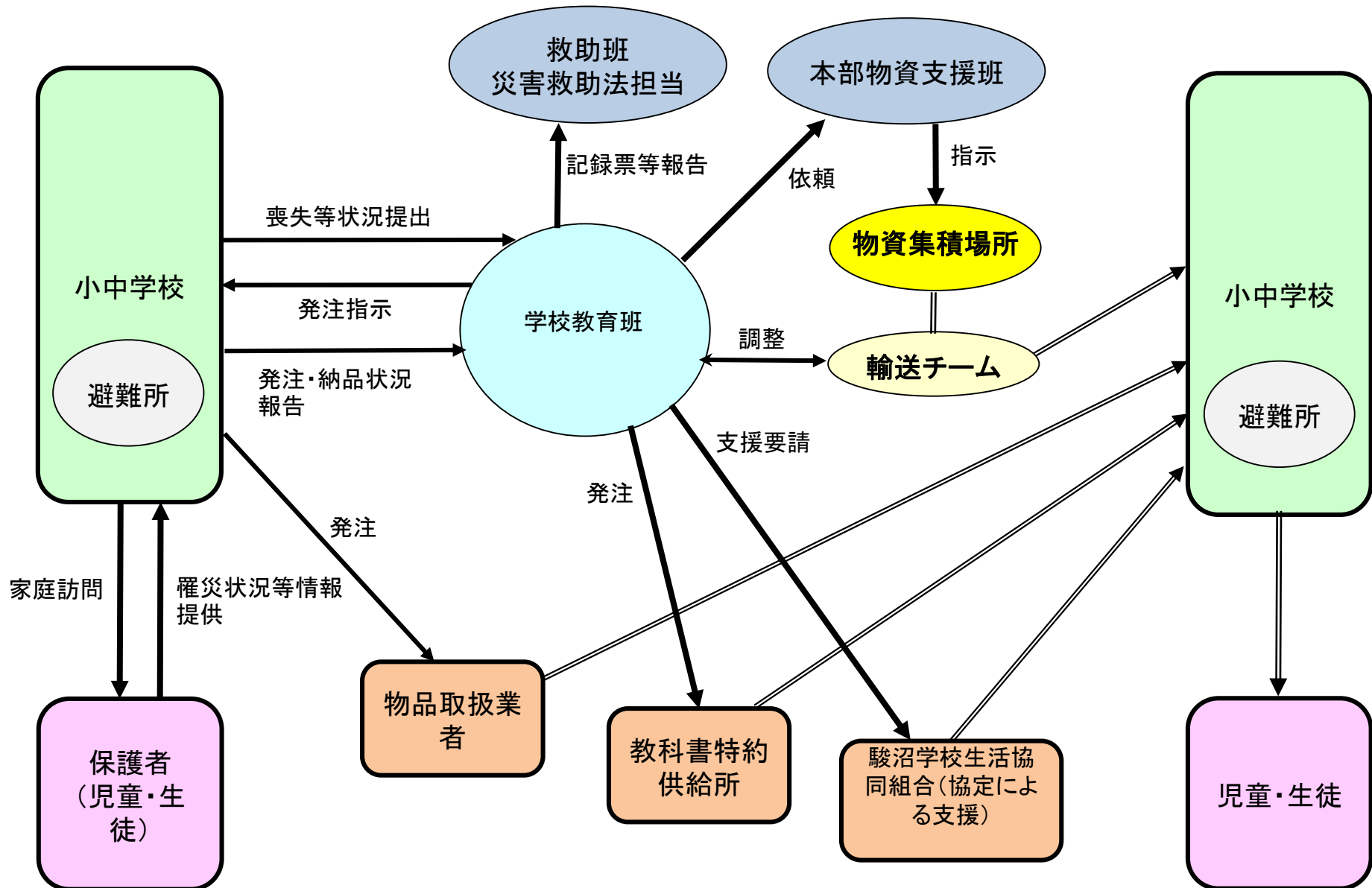
4 学用品の給与について

災害救助法の適用により、教科書及び学用品等の必要数を各小中学校に確認中。教科書については**教科書特約供給所へ発注**。不足する**文房具等については各学校にて発注**を行うとともに、支援物資として受入れた文房具等の各学校への必要数配分について物資支援班と調整し、順次、配送。

また、静岡県駿沼学校生活協同組合と締結している「災害時における学習活動支援に関する協定書」に基づき、**体育着及び衛生管理用品の支援を要請**するとともに、児童生徒の心のケアのための**楽器演奏会を開催**することについても調整中。

なお、教科書をはじめとする学用品等の給与状況については、記録票を作成し、**救助班に報告**する。

応急教育(学用品の給与体制)【実績】



9月5日の朝【発災10日目】

9月5日の朝【発災10日目】

②② 義援金の受付・配分

②② 義援金の受付・配分

②② 義援金の受付・配分

1 方針

災害応急対策に伴う経費の適切な収支管理を行うとともに、**義援金の募集・受付・一時保管**を担いながら、義援金を被災者に適切に配分するための基準等を検討するため、**災害義援金配分委員会を設置**する。

2 実施要領

(1) 災害応急対策収支口座の開設

専用口座を開設するとともに、財政班と連携し適切な収支管理を実施

(2) 義援金受入用口座の開設

義援金のスムーズな受入れと適切な管理の実施

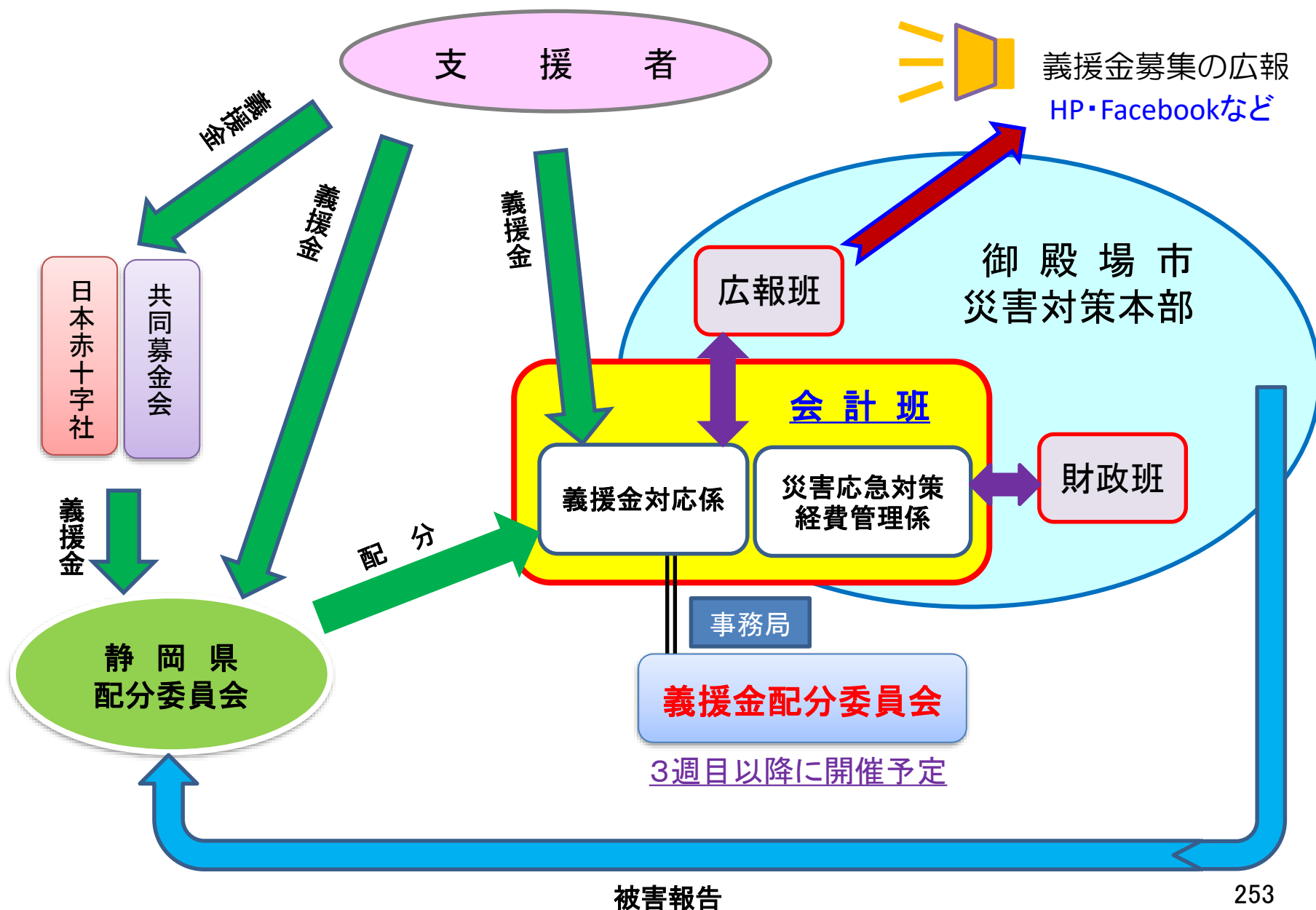
(3) 義援金受付開始の広報

広報班と連携し、市HP・Facebook等を活用して義援金を広く募集

(4) 御殿場市災害義援金配分委員会の開催

被災者へ義援金を適切に配分するための基準等を検討するため、災害義援金配分委員会を設置・開催

②② 義援金受付・一時保管等体制



②① 義援金受付・一時保管等の状況

1 全 般

金融機関の営業状況を確認し、発災5日目(8/31)に災害応急対策収支用口座、義援金受入用口座の開設完了。広報班と連携し、義援金を広く募集するため、市HP・Facebook等を活用。併せて災害義援金配分委員会開催準備中。

2 義援金の受入れ状況

寄せられた義援金総額約280万円(発災後10日経過9/5時点)

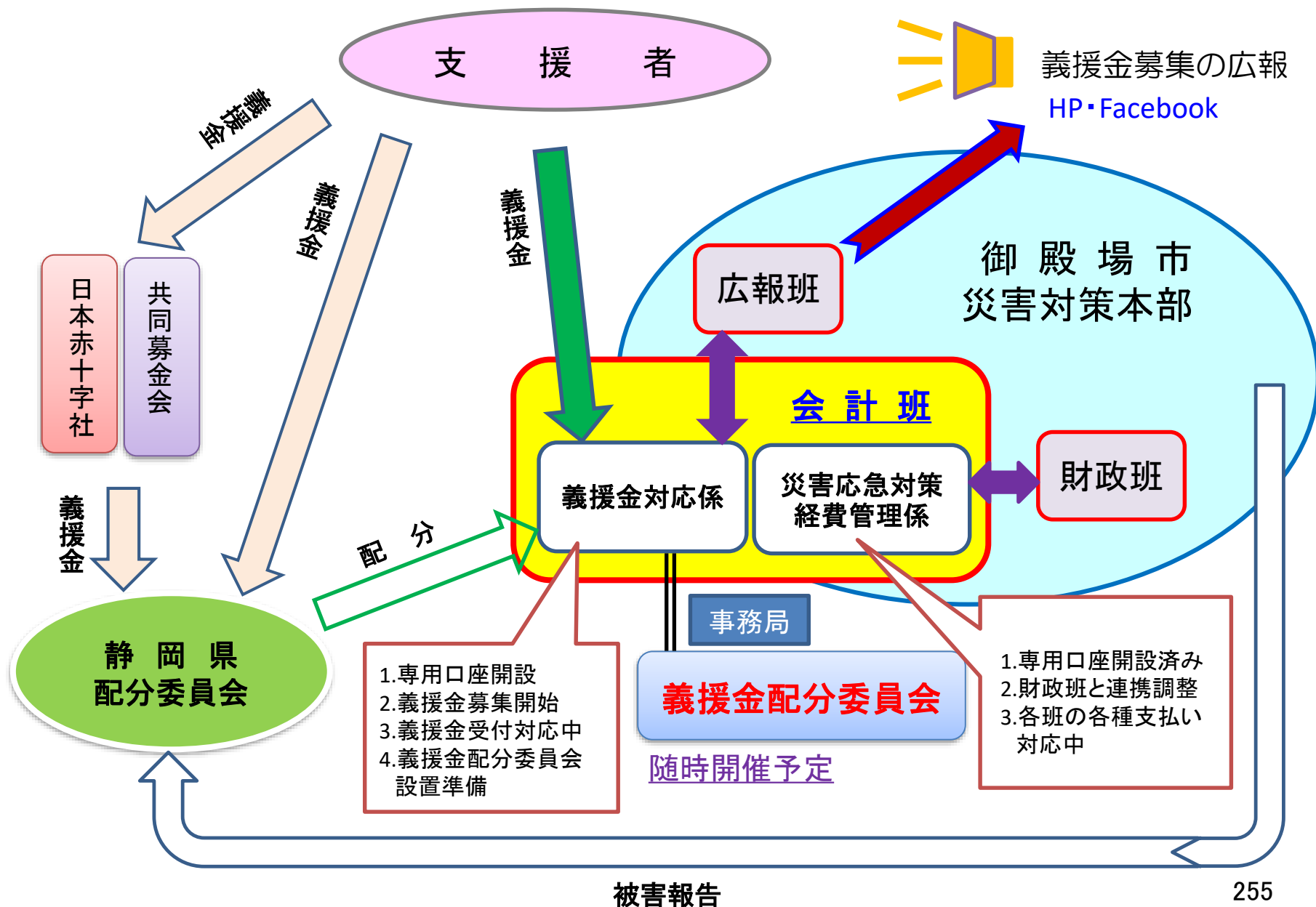
3 今後の予定

9/17に災害義援金配分委員会を開催し、被災者への義援金配分に係る基準検討。今後も、義援金の受入れ状況をみながら義援金配分委員会を開催。

4 課題

被害の全貌が見えず、義援金の総額もつかめない状態で、配分の基準等について随時、対象の拡大や配分額の増減の検討を行うなど柔軟な対応が求められている。

② 義援金受付・一時保管等体制(9/5現在)



②① 義援金受付・一時保管等の状況

1 全 般

金融機関の営業状況を確認し、発災5日目(8/31)に災害応急対策収支用口座、義援金受入用口座の開設完了。広報班と連携し、義援金を広く募集するため、市HP・Facebook等を活用。併せて災害義援金配分委員会開催準備中。

2 義援金の受入れ状況

寄せられた義援金総額約280万円(発災後10日経過9/5時点)

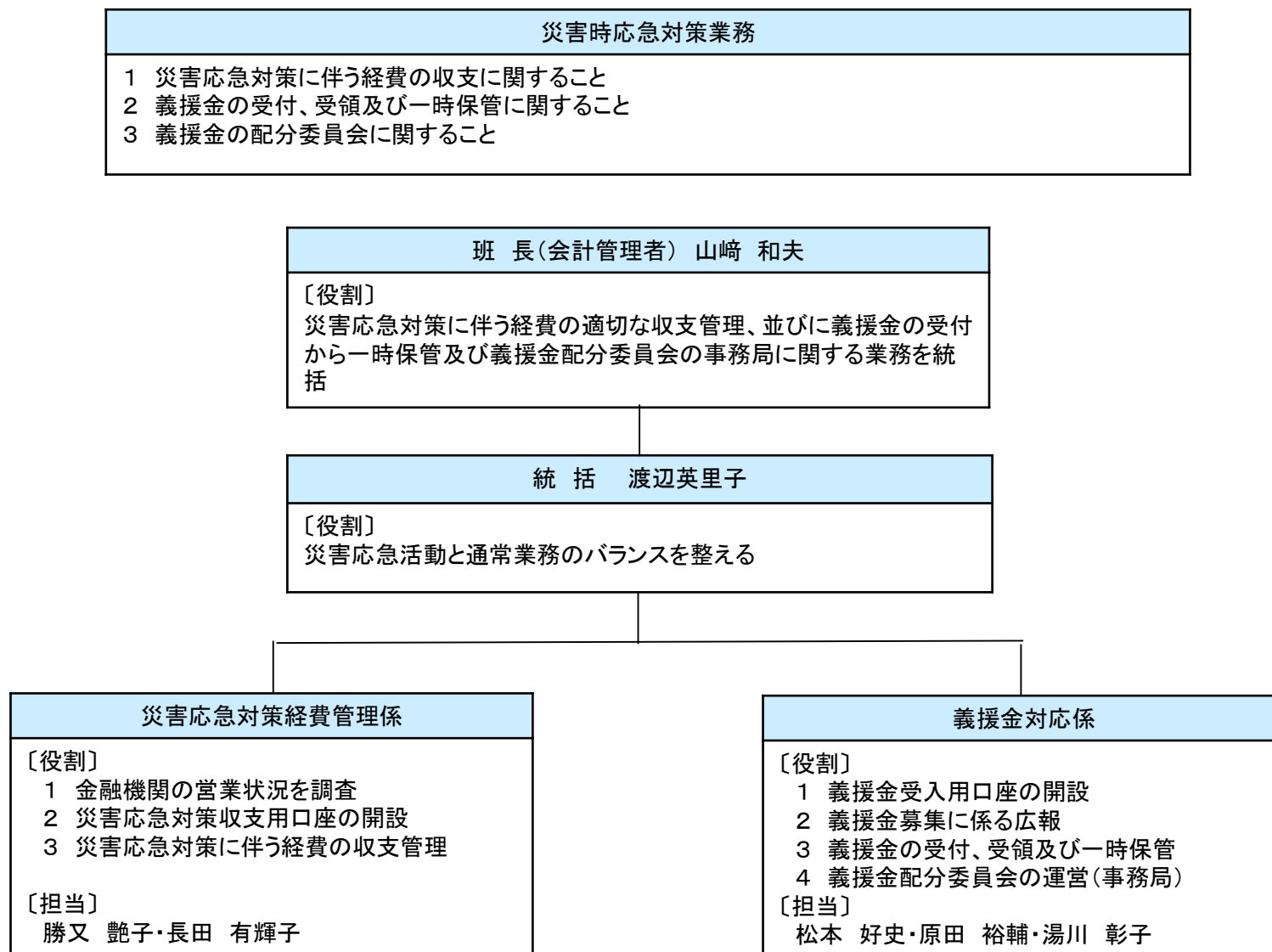
3 今後の予定

9/17に災害義援金配分委員会を開催し、被災者への義援金配分に係る基準検討。今後も、義援金の受入れ状況をみながら義援金配分委員会を開催。

4 課題

被害の全貌が見えず、義援金の総額もつかめない状態で、配分の基準等について随時、対象の拡大や配分額の増減の検討を行うなど柔軟な対応が求められている。

会計班 職位機能図



狀況終了

狀況終了

本部長講評

本部長講評